

新たな大都市制度の検討について

1 「横浜市大都市自治研究会」について

(1) 最近の開催状況

開催日	会議	主な内容
平成 23 年 12 月 27 日	第 4 回研究会	・横浜市に新たな大都市制度を導入した場合の県への影響 ・第 1 次提言のイメージ
平成 24 年 1 月 31 日	第 5 回研究会	第 1 次提言案の検討

(2) 第 1 次提言の概要案

- 1 趣旨
- 2 審議の経過
- 3 特別市制運動と指定都市制度
- 4 新たな大都市制度（横浜版特別自治市）創設の必要性
- 5 横浜版特別自治市の姿
- 6 新たな大都市制度創設に向けた課題整理
 - (1) 横浜市に特別自治市制度を導入した場合の神奈川県への影響
 - (2) 横浜版特別自治市の内部構造
- 7 横浜版特別自治市制度創設に向けた工程
- 8 第 2 次提言に向けて

(3) 第 4 回・第 5 回研究会での主な意見

- 横浜市や神奈川県が直面している問題から、新たな大都市制度が必要だということを主張すべき。
- 県に対するプラスの影響、行政改革効果や経済効果など、大都市制度創設のメリットを具体的な数値を用いて示す必要がある。
- 横浜市は現在でも行政効率が高いので、制度改正によってさらに効果を上げていくという観点も必要

- 特別自治市への移行手続等の工程については、横浜市としても制度改正の大きな方向性を示した方がよい。

(4) 今後の予定

平成 24 年 2 月 24 日 第 6 回研究会

平成 24 年 3 月 第 1 次提言

(* 第 1 次提言等も踏まえ、「横浜版特別自治市大綱 (素案)」を策定予定)

2 「第 30 次地方制度調査会」について

(1) 最近の開催状況

開催日	会議	主な内容
平成 23 年 12 月 15 日	第 2 回総会	地方自治法改正案に関する意見について
平成 24 年 1 月 17 日	第 3 回総会	今後の審議事項について
平成 24 年 2 月 2 日	第 6 回専門小委員会	大都市のあり方について

(2) 主な意見

ア 第 3 回総会

- 大都市制度のあり方と同時に、衰退する市町村の問題もある。当面は大都市のあり方と基礎自治体のあり方の 2 点について審議を進めていくべき。
- 大都市制度でも地域の差異に応じたものをどれほど盛り込むかが課題。方向性としては、経済戦略と住民自治強化の両立が考えられる。
- 画一的な行財政制度で大都市の活力がそがれている。二重行政廃止で無駄をなくして都市の経済成長に投資できるようにすべき。政令市もバラエティーに富んでいる。多様な大都市制度を考えなくてはいけない。

イ 第6回専門小委員会

- 各地域の状況が相当異なり、それに合わせた制度を想定していくことが考えられる。
- 都道府県と市町村の間で、どのような二重行政が生じているのかあいまいなまま議論されている。
- 市町村への権限や財源の移譲を進めることで解決できるのか。抜本的な制度改革が必要なのか。

(3) 今後の予定

平成24年2月16日 第7回専門小委員会

(特別自治市・大阪都構想についてヒアリング)

<参考資料1：第3回総会配付資料>

<参考資料2：第6回専門小委員会配付資料>

3 「指定都市7市による大都市制度共同研究会」について

(1) 最近の開催状況

開催日	会議	主な内容
平成24年1月18日	第2回研究会	大都市圏に位置する大都市の規模、能力と特別自治市創設のメリット

(2) 第2回研究会での主な意見

- 地域の特性を踏まえた大都市制度の必要性や、特別自治市を目指す大都市が都市を分割せず一体として運営する必要性・メリットを明示すべき。
- 広域自治体の視点で大都市制度を設計するのではなく、基礎自治体優先の原則を大前提として検討を進めるべき。

(3) 今後の予定

平成24年2月15日 第3回研究会

平成24年3月下旬 中間報告

<参考資料3：第2回研究会資料>

4 「8市連携市長会議」について

(1) 開催日

平成23年12月26日

(2) 出席者

横浜市長、川崎市長、横須賀市長、鎌倉市長、藤沢市長、逗子市長、大和市長、町田市長

(3) 会議の目的

8市（本市及び本市に隣接する7市）で、水平的・対等な連携を構築し、広域的な課題解決を進めることで、圏域全体の発展を目指すこと

(4) 主な意見

- 市民ニーズを的確に捉え、迅速・柔軟な対応ができる基礎自治体が連携して取り組むことは、各市の市民サービスの向上、圏域全体の発展につながる。
- 神奈川県は市町村による広域連携の取組を積極的に支援していくとしており、8市連携は県のスタンスとも合致している。
- 地域主権の時代と言われる中で、基礎自治体が水平的・対等に連携を行うということは大変重要。8市の中でも、目的に沿って機動的な連携がとれる体制づくりも必要。
- 観光・防災・社会的セーフティーネットの構築などについて、具体的に連携を進めていくべき。

(5) 今後の予定

平成24年3月 事務レベル会議（次回の市長会議の進め方を協議）

〈参考資料4：第1回会議資料〉

第30次地方制度調査会 第3回総会 次第

平成24年1月17日（火）14:30～
全国都市会館第1会議室

1 開会

2 今後の審議事項について

3 閉会

* 配付資料

・資料1 第30次地方制度調査会 諮問事項関連資料

(参考資料)

・地方自治法改正案に関する意見

第30次地方制度調査会 諮問事項関連資料

第30次地方制度調査会 諮問事項

諮問文

「住民の意向をより一層地方公共団体の運営に反映できるようにする見地からの議会のあり方を始めとする住民自治のあり方、我が国の社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方及び東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方などについて、地方自治の一層の推進を図る観点から、調査審議を求める。」

近年の地方議会・住民自治関係の主な地方自治法改正について

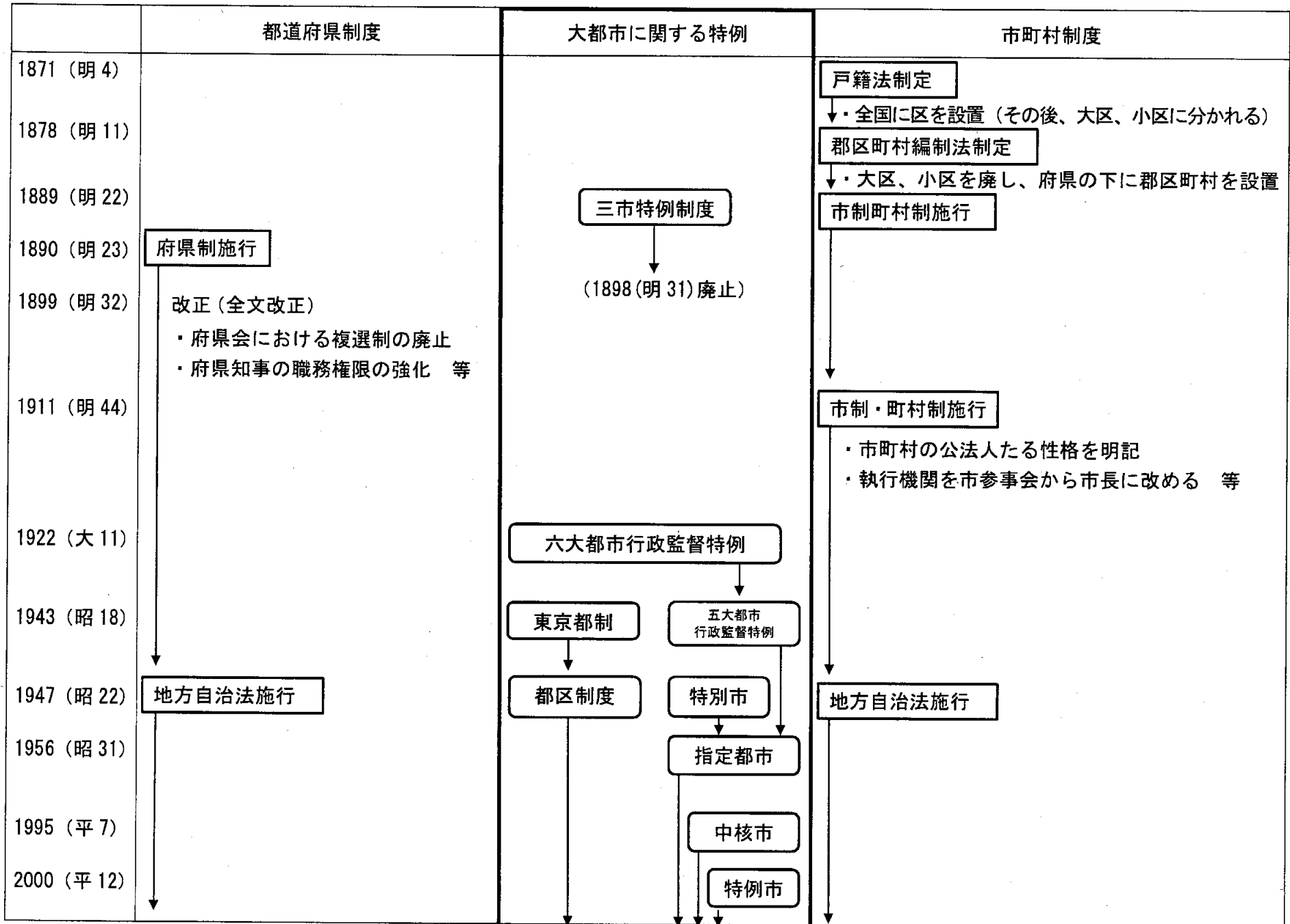
改正概要	関連する地方制度調査会答申等
平成3年改正 <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会の検査権、監査請求権の機関委任事務への拡大 ○ 委員会における参考人制度の創設 ○ 議会運営委員会の条例設置 	第20次「機関委任事務等に係る当面の措置についての答申」(昭和61年2月)
平成6年改正 <ul style="list-style-type: none"> ○ 直接請求に係る代筆署名制度の創設 	—
平成11年改正 <ul style="list-style-type: none"> ○ 機関委任事務の廃止に伴う条例制定権等の拡大 ○ 議員定数の条例定数制度の創設 ○ 議員の議案提出要件、修正動議の発議要件の緩和 	地方分権推進委員会勧告(平成9年)
平成12年改正 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方議会の意見書の国会提出 ○ 政務調査費制度の創設 ○ 常任委員会数の制限廃止 	【議員立法による改正】
平成14年改正 <ul style="list-style-type: none"> ○ 議員派遣についてその根拠及び手続を明確化 ○ 議会における選挙に点字投票を導入 ○ 直接請求の要件緩和等 	第26次「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申」(平成12年10月25日)

改正概要

関連する地方制度調査会答申等

<p>平成16年改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会の定例会の招集回数の自由化 	<p>【構造改革特区提案に基づく改正】</p>
<p>○ 「地域自治区」の創設</p>	<p>第27次「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」(平成15年11月13日)</p>
<p>平成18年改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議長への臨時会の招集請求権の付与 ○ 専決処分要件の明確化 ○ 委員会制度の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の複数常任委員会への所属制限の廃止 ・ 委員会の委員につき、閉会中でも、議長が指名することによって選任ができることとする ・ 委員会の議案提出権を認める ○ 学識経験者等の知見の活用、政策立案機能強化 	<p>第28次「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」 (平成17年12月9日)</p>
<p>平成20年改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議員の報酬に関する規定の整備 ○ 議会活動の範囲の明確化 	<p>【議員立法による改正】</p>
<p>平成23年改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議員定数の法定上限の撤廃 ○ 議決事件の範囲の拡大 	<p>第29次「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」 (平成21年6月16日)</p>
<p>(次期通常国会に法案提出予定)</p>	<p>第30次「地方自治法改正案に関する意見」 (平成23年12月15日)</p>

大都市に関する制度の沿革



都道府県・市町村数の変遷

	都	道府県	市	町	村	市町村計
1888(明21)		47	—	(71,314)		71,314
1889(明22)		—	39	(15,820)		15,859
1943(昭18)	1	46				
1945(昭20)	—	—	205	1,797	8,518	10,520
1953(昭28)	—	—	286	1,966	7,616	9,868
1961(昭36)	—	—	556	1,935	981	3,472
1999(平11)	—	—	670	1,994	568	3,232
2010(平22)	—	—	786	757	184	1,727
2012(平24)※	—	—	787	748	184	1,719

※平成24年1月4日現在

三市特例(1889(明治22)～1898(明治31))

府 県

郡

町村

市

三市
東京・京都
・大阪

三市特例の特徴

対象となる市	法律で3市を規定
府県との関係	府に包括される
特例の内容	<p>執行機関の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長・助役を置かず、その職務は府知事・書記官※が行う ・収入役・書記その他の附属員も置かず、その職務は府庁の官吏が行う ・市参事会は府知事・書記官及び府の名誉職参事会員※で構成する

※「書記官」

- ・各府県に置かれる官吏（2名、部長を兼ねる）
 - ・知事に事故あるときには上席書記官が知事の職務を代理
- 「名誉職参事会員」
- ・郡部議員、市部議員がそれぞれ4名ずつを互選

根拠法：「市制中東京市京都市大阪市ニ特例ヲ設クルノ件」

六大都市行政監督特例※(1922(大正11)~1956(昭和31))

※昭和18年より「五大都市」(東京市は廃止され、東京都に)

府 県

市

町村

六大都市
東京・大阪・
名古屋・京都・
神戸・横浜

六大都市行政監督特例の特徴

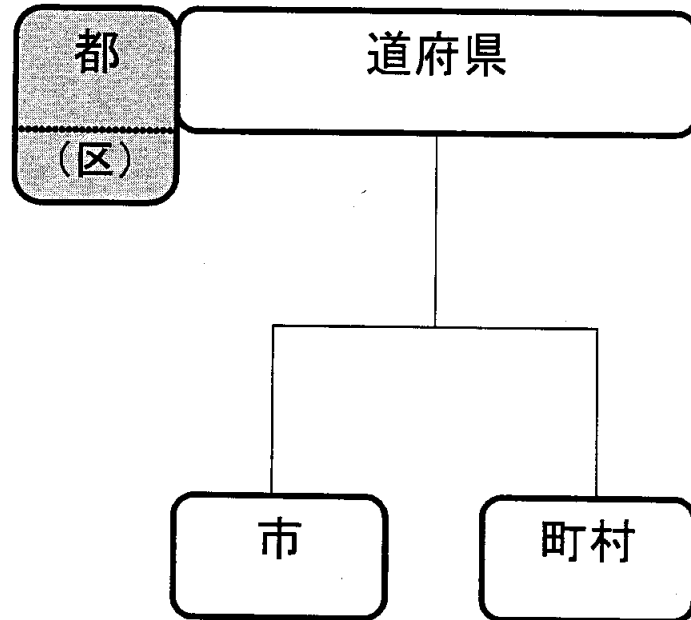
対象となる市	法律で6市(5市)を規定
府県との関係	府県に包括される
特例の内容	監督の特例 ・市の公共事務(団体事務)と市又は市長に属する国の事務(委任事務)について、府県知事の許可・認可が不要とされる等の特例が設けられる

(参考)

- ・許可・認可等が不要とされるもの(例)
 - ・市役所の位置、区の名称、区役所の位置の制定・変更
 - ・議員・助役の定数
 - ・手数料・使用料の制定・変更
 - ・条例の廃止
 - ・不均一課税
 - ・選挙法、道路法、河川法、運河法、家畜市場法、電気事業法における市長の行為に対する知事の認可

根拠法：「六大都市行政監督ニ関スル法律」

東京都制(1943(昭和18)~1947(昭和22))



根拠法：「東京都制」

東京都制の特徴

特例の内容

事務配分の特例

- ・従来の東京府及び東京市の機能を併せ待つ

組織の特例

- ・都の長は長官とする
- ・都議会議員の定数は100人に増員
- ・都の下級組織として区を置く
 - ・区は法人格を有する
 - ・区に議会が置かれる（区会議員は公選）
 - ・区長は知事による任命制（昭和21年廃止→公選）
 - ・区に課税権・起債権なし（昭和21年廃止）
 - ・区に条例・規則制定権なし（昭和21年廃止）

都区制度の沿革

昭和18年7月 東京都制施行

- 東京府・東京市を廃し、府の区域をもって東京都を設置
- 東京都の機能は、従来の府・市の機能を合わせたもの
- 都長官（官吏）が都を統括
- 区には、条例・規則制定権、課税権、起債権なし
- 区長は、官吏

昭和21年9月 東京都制改正

- 都長官・区長は公選
- 区に、条例・規則制定権、都条例による区税の課税権、起債権を付与

昭和22年5月 地方自治法制定

- 区は、特別区になり、特別地方公共団体として位置付け
- 特別区に、原則として市に関する規定を適用
- 都知事・特別区の区長は、引き続き直接公選

昭和27年8月 地方自治法改正

- 特別区を都の内部的団体に位置付け（都が基礎的な地方公共団体）
- 区長公選制を廃止（区議会が都知事の同意を得て選任）

昭和39年7月 地方自治法改正

- 都の福祉事務所等を特別区へ移管
- 特別区に、地方税法上の課税権を付与

昭和49年6月 地方自治法改正

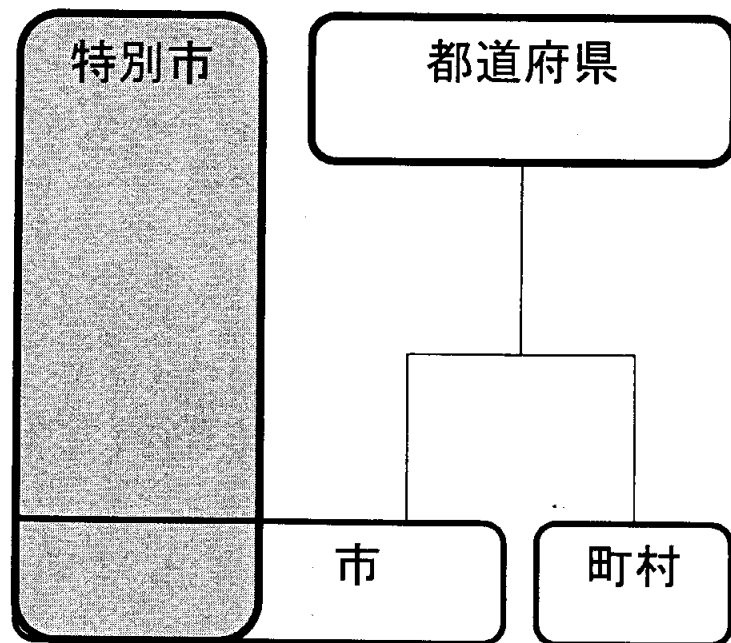
- 区長公選制を復活
- 都が行う保健所設置市の事務を特別区へ移管
- 都からの配属職員制度の廃止

平成10年5月 地方自治法改正

- 特別区は、基礎的な地方公共団体として、都が処理するものを除き、一般的に市町村が処理する事務を処理
- 一般廃棄物の収集・運搬・処分の事務の移管等

特別市(1947(昭和22)～1956(昭和31))

※ 特別市の指定は行われず、制度は廃止(制度制定時には京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市の指定が見込まれていた)



根拠法：「地方自治法」(第264条)

特別市の特徴

対象となる市	人口50万以上の市で法律で個々に指定するもの※1
都道府県との関係	都道府県の区域外
特例の内容	<p>法律の適用関係の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律に特別の定め※2があるものを除くほか、都道府県に関する規定を適用 <p>組織の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区の設置 ・ 区は法人格を有しない ・ 区長は公選 ・ 区に議会は置かれない

※1 この法律は、地方自治特別法となり、関係自治体の住民投票が必要とされていた。

※2 「特別の定め」

- ・ 議会の議員の定数に関する規定
- ・ 助役・収入役等の選任の方法、職務権限 など

指定都市・中核市・特例市制度の概要

区分	指定都市	中核市	特例市
要件	<ul style="list-style-type: none"> 人口50万以上の市のうちから政令で指定 (人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市を指定) 	<ul style="list-style-type: none"> 人口30万以上の市の申請に基づき政令で指定 	<ul style="list-style-type: none"> 人口20万以上の市の申請に基づき政令で指定
関与の特例	<ul style="list-style-type: none"> 知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関する事務に限って政令指定都市と同様に関与の特例が設けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> なし
行政組織上の特例	<ul style="list-style-type: none"> 区の設置 区選挙管理委員会の設置 等 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> なし
財政上の特例	<ul style="list-style-type: none"> 地方揮発油譲与税の増額 地方交付税の算定上所要の措置 (基準財政需要額の算定における補正) 宝くじの発売 等 	<ul style="list-style-type: none"> 地方交付税の算定上所要の措置 (基準財政需要額の算定における補正) 	<ul style="list-style-type: none"> 地方交付税の算定上所要の措置 (基準財政需要額の算定における補正)
決定の手続	<ul style="list-style-type: none"> 政令で指定 	<ul style="list-style-type: none"> 市からの申出に基づき、政令で指定 市は申出に当たっては市議会の議決及び都道府県の同意が必要 都道府県が同意する場合には議会の議決が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 市からの申出に基づき、政令で指定 市は申出に当たっては市議会の議決及び都道府県の同意が必要 都道府県が同意する場合には議会の議決が必要

指定都市・中核市・特例市の主な事務

指定都市

○都市計画等に関する事務

- ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
- ・土地区画整理組合の設立の認可

○環境保全に関する事務

- ・一般粉じん発生施設の設置の届出の受理
- ・汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理

○その他

- ・計量法に基づく勧告、定期検査

○都市計画等に関する事務

- ・屋外広告物の条例による設置制限

○環境保全に関する事務

- ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可
- ・ばい煙発生施設の設置の届出の受理

○福祉に関する事務

- ・保育所の設置の認可・監督
- ・特別養護老人ホームの設置の認可・監督
- ・介護サービス事業者の指定

○教育に関する事務

- ・県費負担教職員の研修

○保健衛生に関する事務

- ・保健所の設置
- ・飲食店営業等の許可
- ・旅館業・公衆浴場の経営許可

○都市計画等に関する事務

- ・区域区分に関する都市計画決定
- ・指定区間外の国道、県道の管理
- ・指定区間の一級河川(一部)、二級河川(一部)の管理

○福祉に関する事務

- ・児童相談所の設置

○教育に関する事務

- ・県費負担教職員の任免、給与の決定

中核市

特例市

一般市

※指定都市の区域においても都道府県が処理する主な事務

○社会基盤に関する事務

- ・指定区間の一級河川(一部を除く)、二級河川(一部を除く)の管理

○教育に関する事務

- ・学級編成、教職員定数の決定

○治安・安全に関する事務

- ・警察(犯罪捜査、運転免許等)

都道府県の事務

指定都市・中核市・特例市の指定の状況

(平成24年4月1日現在の指定状況)

	指定都市 (人口50万以上で 政令で指定する市)	中核市 (人口30万以上で政令で指定する市)	特例市 (人口20万以上で政令で指定する市)
全国	20市	41市 (参考)人口30万以上で、 政令市、中核市の指定を受けていない市(13市)	40市 (参考)人口20万以上30 万未満の市で、特例市の指 定を受けていない市(8市)
北海道	札幌(191)	旭川(34)、函館(27)	
東北	仙台(104)	いわき(34)、郡山(33)、 秋田(32)、青森(29)、盛岡(29)	山形(25)、八戸(23) 福島(29)
首都圏	横浜(368)、川崎(142)、 さいたま(122)、千葉(96) 相模原(71)	船橋(60)、宇都宮(51)、横須賀 (41)、柏(40)、高崎(37)、前橋 (34)、川越(34)	八王子(58)、川口(50)特、 松戸(48)、市川(47)、 町田(42)、藤沢(40)、 所沢(34)特、越谷(32)特 川口(50)、所沢(34)、越谷(32)、水戸(26)、 平塚(26)、草加(24)、春日部(23)、茅ヶ崎 (23)、厚木(22)、大和(22)、つくば(21)、太田 (21)、伊勢崎(20)、熊谷(20)、小田原(19) 甲府(19) 市原(28)、府中(25)、 上尾(22)、調布(22)
北陸	新潟(81)	金沢(46)、富山(42)	長岡(28)、福井(26)、上越(20)
中部圏	名古屋(226)、浜松(80)、 静岡(71)	豊田(42)、岐阜(41)、長野(38)、 豊橋(37)、岡崎(37)	一宮(37)特、四日市(30)特 一宮(37)、春日井(30)、四日市(30)、 富士(25)、松本(24)、沼津(20) 津(28)
近畿圏	大阪(266)、神戸(154)、 京都(147)、堺(84)	姫路(53)、東大阪(50)、 西宮(48)、尼崎(45)、 豊中(38)、和歌山(37) 奈良(36)、高槻(35)、大津(33)	枚方(40)特、吹田(35)特 枚方(40)、吹田(35)、明石(29)、茨木(27)、 八尾(27)、加古川(26)、寝屋川(23)、宝塚 (22)、岸和田(19)
中国	広島(117)、岡山(70)	倉敷(47)、福山(46)、下関(28)	呉(23)、松江(20)、鳥取(19)
四国		松山(51)、高松(41)、高知(34)	徳島(26)
九州	福岡(146)、北九州(97)、 熊本(73)	鹿児島(60)、大分(47)、 長崎(44)、宮崎(40)、 久留米(30)	佐世保(26) 佐賀(23)
沖縄		那覇(31)	

(備考)

- ・人口は、平成22年国勢調査人口の確定値を用いた人口(1万人未満切捨て)を表記。
- ・指定都市は、人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市を指定。
- ・「特」としているのは、現在、特例市の指定を受けている市。
- ・平成24年4月1日に熊本市は中核市から指定都市へ、豊中市は特例市から中核市へ移行(両市の指定政令は平成23年10月21日に公布済)。
- ・平成24年4月1日に松江市は特例市に移行(指定政令は平成23年12月2日に公布済)。

都区制度の概要

- 都の区を特別区とし、特別区は特別地方公共団体として法人格を有し、公選の長と公選の議会を置くこととされている。
- 都は、市町村が処理する事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から、特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するとされている。

事務配分の特例

(主なもの)

- ・ 上水道の整備、管理運営
- ・ 公共下水道の整備・管理運営
- ・ 消防に関する事務
- ・ 都市計画決定(上下水道、電気ガス供給施設、産業廃棄物処理施設、市場、と畜場等関係)

都区財政調整制度

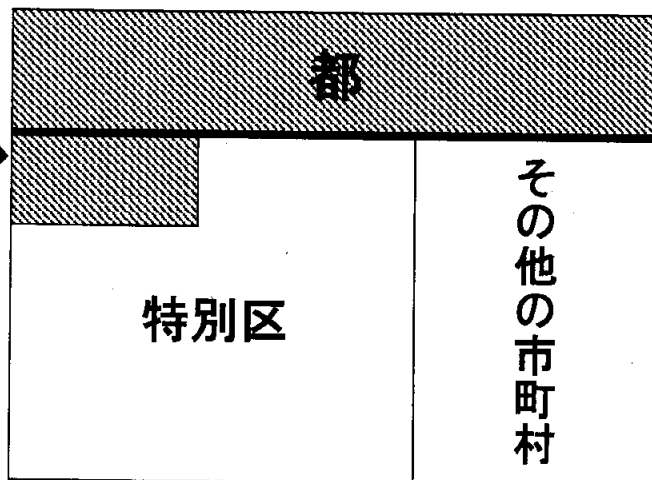
都区の事務配分に応じた財源の均衡化を図るため、都が法定の都税(市町村民税(法人分)・固定資産税)の条例で定める一定の割合を、特別区財政調整交付金として特別区に対して交付することにより、都と特別区及び特別区相互間の調整を行うもの。

$$\text{調整税} \times \text{調整率(100分の55)}$$

= 特別区財政調整交付金の総額

※ 都に留保された調整税(45%)については、消防費、都市計画事業(下水道、公園整備等)等の財源として充てられる。

	都が課税	特別区が課税
普通税	市町村民税(法人分) 固定資産税 特別土地保有税* <small>(※平成15年度から当分の間は課税停止)</small>	市町村民税(個人分) 軽自動車税 市町村たばこ税 鉱産税
目的税	事業所税 都市計画税	入湯税



中核市、特別区、一般市の事務配分の違い

中核市

- ・ 身体障害者手帳の交付
- ・ 保育所の設置の認可・監督
- ・ 特別養護老人ホームの設置の認可・監督
- ・ 屋外広告物の条例による設置制限
- ・ 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設設置の許可
- ・ 県費負担教職員の研修

一般市

- ・ 上下水道の整備・管理運営
- ・ 都市計画決定(上下水道等関係)
- ・ 消防、救急活動

特別区

- ・ 保健所の設置
- ・ 飲食店営業等の許可
- ・ 温泉の利用許可
- ・ 旅館業、公衆浴場の経営許可

- ・ 保育所、幼稚園の設置、運営
- ・ 小中学校の設置管理
- ・ 生活保護（市及び福祉事務所設置町村が処理）
- ・ 特別養護老人ホームの設置・運営
- ・ 介護保険事業
- ・ 国民健康保険事業
- ・ 一般廃棄物の収集や処理
- ・ 都市計画決定（上下水道等以外）
- ・ 市町村道、橋梁の建設・管理
- ・ 戸籍、住基

第27次地方制度調査会

今後の地方自治制度のあり方に関する答申（平成15年11月13日）（抄）

第2 大都市のあり方

1 大都市に関する制度の現状と課題

大都市に関する制度としては、昭和31年には指定都市制度が、平成6年には中核市制度が、そして平成11年には特例市制度が設けられ、今日に至っている。高次の都市機能が集積する都市地域においては、多様化する住民ニーズに即応して機動性の高い行政サービスの提供が求められており、大都市である基礎自治体に対する一層の権限の移譲をはじめとした権能の強化が求められている。

一方、大都市は一般に人口が稠密で、多様で高度な都市機能が集積し、その社会実態的機能が一般の都市以上に広くかつ大きく周辺地域に及んでいるため、周辺地域との一体的整備が不可欠であり、大都市に特有の行政サービスの提供とともに、大都市を含む広域的なネットワークによる行政課題への対応が求められている。

また、大都市地域においては、住民と行政との距離が大きいという指摘があり、また人口の集中や合併によって都市の規模が拡大するにつれ、このような傾向が一層助長される可能性も否定できない。個々の住民の意見を大都市経営に反映し、より多くの住民の行政への参画を促す仕組みが必要である。

2 今後における大都市制度のあり方

(1) 大都市に共通する課題

基礎自治体の権能の強化は重要な課題であり続けてきた。多くの国民が居住する大都市地域において、身近な行政を基礎自治体が担えるように制度改革を行っていくことは、地方分権の実を多くの国民が実感できる方途である。このような見地から、これまでも、中核市制度・特例市制度の創設、地方分権一括法等による市町村への権限の移譲などが行われてきたところであるが、引き続きこのような都市の規模・能力に応じた一層の事務権限の移譲を進める必要がある。特に、三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯における都市計画権限をはじめとした都道府県と市町村の都市計画制度に係る役割分担のあり方や農地転用のあり方については、その早急な見直しが必要である。また、義務教育、産業振興の分野を中心に一層の権限移譲が進められるべきである。

このほか、大都市をはじめとした市町村に共通の課題として、都道府県においては、条例による事務処理の特例の活用等により、基礎自治体の規模・能力に応じて権限を移譲するなど、可能な限り基礎自治体が住民に身近な事務を自立的に処理することができるようにしていくべきである。

条例による事務処理の特例は、都道府県の判断により都道府県の事務権限を基礎自治体に配分することを可能とする制度であるが、現行制度では基礎自治体の方から事務権限の移譲を求めることができないことから、基礎自治体が自らの判断により事務権限の移譲を都道府県に積極的に求めていくことができることとする必要がある。すなわち、都道府県知事の権限に属する事務の一部を処理することを求める基礎自治体は、都道府県に対し、事務処理の特例に係る条例の制定等を要請する旨の申出をすることができることとし、都道府県知事は、この申出を受けたときは、遅滞なくその申出を行った基礎自治体の長と協議しなければならない仕組みを導入することが適当である。

(2) 指定都市制度

指定都市は、一般の市町村よりも幅広い事務権限を有しているが、指定都市を含む大都市地域においても、環境保全、防災、交通ネットワークなど区域を越える広域的な取組を必要とする行政分野が存在している。また、沿革的には、当初制定された地方自治法に都道府県から独立した特別市の制度が設けられたが、実際には指定されることなく、昭和31年の地方自治法改正により同制度は廃止され、これに代えて指定都市制度が創設されたという経緯がある。

このような状況や経緯を踏まえれば、指定都市については現行制度の大枠の中で、その権能を強化するという方向を目指すべきである。その上で、大都市圏全体で行政課題を解決することが求められる分野については、指定都市と周辺市町村との連携を強化するとともに、都道府県がこれに対応した調整の役割を果たすことが求められる。

また、現在、指定都市の人口は合計で2千万人を超えており、我が国人口の約6分の1を占める住民が各行政区に居住し、日常の行政サービスの多くを各行政区から受けている。住民サービスを充実するという観点からは、大都市における行政区がより住民に身近なものとなり、住民の意向が一層反映されるよう、地域内分権化を図る必要があると考えられる。このため、各指定都市における実情に応じ、前述の地域自治組織の活用を図ることが期待される。

(3) 中核市制度・特例市制度

中核市制度・特例市制度については、基礎自治体の規模・能力に応じた権能の充実強化に積極的な役割を果たしており、また、制度の定着をみているところである。基礎自治体への一層の権限の移譲を推進していく見地からは、その指定のあり方等についてさらなる要件の見直しを行っていくことも考えられるが、市町村合併が進展する中で、各都市の規模・能力が合併特例法の期限である平成17年3月までの間に変動していく可能性が高いことを考えれば、少なくとも合併特例法の期限内においては、現行の中核市・特例市の指定要件を維持することとし、その後における要件緩和について、引き続き検討すべきである。

第28次地方制度調査会

地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申（平成17年12月9日）（抄）

第3 大都市制度のあり方

1 現行の都道府県と市町村の制度を前提とした大都市制度

大都市制度に関しては、規模・能力に応じた権限移譲や、大都市における住民自治の拡充、中核市等のあり方の検討等がこれまでの答申でも課題として指摘されてきたところである。

国と地方の役割分担を見直し、指定都市、中核市、特例市等の都市の規模・能力に応じた事務権限の一層の移譲が進められるべきであり、特に、三大都市圏の市町村に係る、既成市街地、近郊整備地帯等における都市計画権限の制限等については、早急に見直しを図ることが必要である。

また、住民自治の観点も踏まえ、都市内で地域内分権化を図るために地域自治区の制度化が図られたところであり、各地域の実情に応じてその活用を図ることが期待される。

2 中核市の指定要件の見直し

中核市制度は、市町村の規模能力に応じた事務配分を進めていくという観点から、社会的実態としての規模・能力が比較的大きな都市についてその事務権限を強化し、行政はできるだけ住民の身近で遂行するという地方自治の理念を実現するために、当調査会の答申を踏まえ平成6年の地方自治法の改正により創設されたものである。

その際、対象となる都市については、移譲される事務に関して、ある程度の行政需要のまとまりと行財政能力が必要と考えられるほか、大都市圏域の特性にも配慮することが必要であることを踏まえ、人口30万以上という要件に加え、面積100平方キロメートル以上という要件、さらに人口50万未満の市の場合には、当該地域において中核的な機能を有していることを確認するため、昼夜間人口比率100超であることが要件とされた。

その後、基礎自治体への事務権限の移譲を積極的に推進する観点から、平成11年には、昼夜間人口比率の要件、平成14年には人口50万以上の都市については面積要件が廃止され、要件の緩和が図られてきた。

市町村の合併の特例に関する法律の下で、市町村合併が推進され、平成18年3月時点で我が国の市町村数は、1,821になると見込まれるとともに、その規模も平均人口で65,234人となるなど基礎自治体の規模・能力は相当拡充される見込みとなっており、今後ますます基礎自治体を中心とする行政の展開を図ることが求められる状況となっている。

また、現在中核市として37市が指定されているが、その指定以後、都道府県行政との関係で特段の問題となるような状況は生じていない。

このような状況を踏まえ、さらに規模・能力に応じた基礎自治体への事務権限の移譲を進める観点から、当初大都市圏域における中核市指定後の残存部分における都道府県行政に関する配慮から設定されてきた面積要件については、この際廃止することが適当である。

大都市制度に関する最近の動き

●地方公共団体等から出されている主な報告書等

(指定都市制度関係)

年月	主体	報告書等
平21.2	横浜・大阪・名古屋3市による大都市制度構想研究会	日本を牽引する大都市 —『都市州』創設による構造改革構想—
平23.1	大阪府自治制度研究会	大阪にふさわしい新たな大都市制度を目指して ～大阪再編に向けた論点整理～
平23.7	指定都市市長会	新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案 ～あるべき大都市制度の選択「特別自治市」～
平17.1 平19.12	財団法人特別区協議会 特別区制度調査会	東京における新たな自治制度を目指して—都区制度の転換— 「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想
平18.11 平19.11	東京自治制度懇談会 (東京都)	議論のまとめ～地方自治制度の課題や改革の方向について～ 議論の整理～地方自治制度の課題や改革の方向について～

(都区制度関係)

震災に伴う市町村の行政機能の課題と対応状況

(震災により生じた課題)

- 「ヒト」：職員の被災
避難者への対応等、膨大な災害対策業務
- 「事務処理」：事務量の増加に伴い、一部事務の執行が困難
また、住民の避難の長期化により、適切な行政サービスの提供が困難
- 「カネ」：被災者支援・復旧等のための莫大な財政需要
- 「選挙」：一部団体において選挙の執行が不可能



(課題への対応状況)

- 「ヒト」：国、他自治体からの職員派遣
国家公務員（自衛官等を除く。）派遣延べ人数→約66,600名
（平成23年12月19日現在。総務省人事恩給局調べ）
地方公務員（※）派遣延べ人数→約73,800名
（平成23年10月1日現在。総務省公務員部調べ）
※一般職の地方公務員（消防及び警察は除く。）であって、公務として派遣された者
- 「事務処理」：市町村から県に災害廃棄物処理事務、災害弔慰金支給事務を委託する等事務委託制度を活用
東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律により、市町村の区域外に避難している住民に対する適切な行政サービスの提供を確保
- 「カネ」：4次にわたる補正予算編成や国費の拡充等により、実質的な地方負担を極小化するとともに、震災復興特別交付税等により所要の地方交付税を確保
- 「選挙」：東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律に基づき57団体で選挙期日を延期

震災に伴う市町村の行政機能の課題と対応状況

(震災により生じた課題)

- 「モノ」：庁舎、情報システム等の壊滅的な被害

(例)

- A市 津波により本庁舎が浸水し、設備、備品ともに流失
- B市 本庁舎の柱、床、天井が損壊し、立ち入り禁止
- C市 戸籍データ及び住民基本台帳データを喪失



- 「情報」：全国に避難した住民の所在が不明
行政事務の処理に当たって整理すべき課題の発生

(課題への対応状況)

- 「モノ」：仮庁舎、情報システムの整備を補助
58市町村が応急の修繕又は仮庁舎の建設を実施
戸籍情報データについては、法務局において保存していた戸籍の副本等に基づき再製
住民基本台帳データについては、保守契約等をしている業者にバックアップデータが保存されており、後に復旧

〔住民基本台帳データの復旧までの間、一部の団体で住基ネットの県サーバの本人確認情報を活用〕



- 「情報」：「全国避難者情報システム」の運用
※ 避難者の所在地等の情報を避難先の自治体が把握し、これを避難元の自治体へ提供

(参考) 岩手県上閉伊郡大槌町の被災状況及び対応状況

基礎データ

人口 15,276人(*1)
 職員数 137人(教育、公営企業を含む)(*2)
 面積 200.59km²(*1)
 うち建物用地 5km²(*3)

被災状況

死者・行方不明者 1,307人(8.6%)(*4)
 職員死者等 32人(23.4%)(*5)
 浸水面積 4km²(2.0%)(*3)
 うち建物用地 2km²(52%)(*3)
 庁舎の被災 本庁舎が流失(*6)

- *1 平成22年国勢調査より
- *2 平成22年地方公共団体定員管理調査より
- *3 平成23年東日本大震災 市区町村別津波浸水範囲の土地利用別面積(国土地理院調べ)より
- *4 岩手県ホームページより
- *5 岩手県市町村課から聴取。人数に町長は含まない。
- *6 総務省市町村体制整備課調べ

対応状況

3月11日 被災
 町長が行方不明のため、副町長が職務代理者に就任

3月23日 町長選(4月24日執行予定)を延期

4月1日 職員新規採用13名

4月13日 住民基本台帳データ復旧

4月25日 プレハブ庁舎使用開始、戸籍データ再製完了

5月1日 職員派遣受入れ開始(H24.1.4時点で30名受入)

5月9日 廃棄物処理事務を県に委託

6月20日 副町長が任期満了により退職し、総務課長が職務代理者に就任

8月28日 町長選、町議選執行。新町長の任期開始

10月10日 第1回大槌町地域復興協議会全体会

12月26日 大槌町東日本大震災津波復興計画策定

1月1日 職員新規採用6名

第30次地方制度調査会第6回専門小委員会 次第

平成24年2月2日(木)

15:00～17:00

総務省第一特別会議室(8階)

1 開 会

2 議 題

- ① 大都市のあり方について
- ② その他

3 閉 会

○配付資料

資 料 第30次地方制度調査会諮問事項「大都市制度のあり方」関連資料

第30次地方制度調査会諮問事項
「大都市制度のあり方」関連資料

1. 大都市制度の概要(経緯、趣旨等) …… 1

○大都市制度の概要 …… 1~23

- ・東京都制 (1-2)
- ・旧東京市(特別区)の区域の変遷について (3)
- ・特別市制度 (4-8)
- ・指定都市制度 (9-15)
- ・中核市制度 (16-20)
- ・特例市制度 (21-23)

○大都市の事務配分の現状 …… 24~29

- ・総括表 (24)
- ・保健衛生分野 (25)
- ・福祉分野 (26)
- ・教育・文化分野 (27)
- ・環境分野 (28)
- ・まちづくり分野 (29)

2. 指標(人口、面積、財政状況等) …… 30

- 指定都市 (30-32)
- 中核市 (33-37)
- 特例市 (38-42)
- 特別区 (43-46)

○都道府県における指定都市・特別区への人口の集中状況、面積シェア (47-48)

3. 大都市圏の拡大 …… 49

○各都市への通勤・通学10%圏の状況 …… 49~55

札幌市、仙台市、東京23区、横浜市、さいたま市
千葉市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、
京都市、広島市、北九州市、福岡市

4. 三大都市圏(東京圏、名古屋圏、大阪圏)の人口構造の変化 …… 56

- 三大都市圏の人口の全国シェアの推移 (56)
- 三大都市圏の人口の社会増減の推移 (57)
- 三大都市圏の人口の自然増減の推移 (58)
- 三大都市圏の年齢区分別人口の推移 (59-60)
- 三大都市圏における高齢者人口の急増 (61-62)

5. 人口構造の変化と歳出に与える影響 …… 63

- 市町村の性質別歳出とその構成 (63)
- 生活保護の被保護実人員 (64)
- 大都市部における介護保険施設の整備状況 (65)

6. インフラ更新需要 …… 66

- 老朽化した公共移設の更新に伴う財政負担の急増 (66)
- 公立学校施設の整備時期及び耐震改修の状況 (67)

7. 都(市)内総生産の状況 …… 68

- 東京都・指定都市の都(市)内総生産の推移について (68)
- 東京都・指定都市の都(市)内総生産の推移について(分野別) (69)

東京都制①

1943年(昭和18)の東京都制(昭和18年法律第89号)、東京都官制(昭和18年勅令第504号)の制定

- 東京府、東京市を廃し、従来の東京府の区域に東京都を設置する。
- 旧東京市の区域に法人格を有する35の区を設置する。区長は都吏員として都長官が之を任免する。区は、都条例の定めるところにより、財産及び営造物に関する業務を処理する。
- 都の首長として東京都長官を設置する。

※東京都制案提案趣旨説明

○東京都制制定の趣旨は次の3点に帰着

- (1) 帝都たる東京に真に其の国家的性格に適応した確固たる体制を確立すること
- (2) 帝都に於ける従来の府市並存の弊を是正解消いたし、帝都一般行政の一元的にして強力なる遂行を期すること
- (3) 帝都行政の運営に付根本的刷新と高度の能率化とを図ること

※議会における内務大臣答弁

○「都制案は多年の問題であるが、戦争遂行上真に緊急事たる帝都行政の万全、国内態勢の爲め必要である。即ち都制実施に依り東京に帝都たるの国家的意義と重要性に対応する確固たる体制を確立すると共に、戦時下益々重要となった防空、生活必需物資配給等に関する、帝都一般行政を敏速且つ強力に遂行し得んが爲である。」

1946年(昭和21)東京都制の改正 ※府県制・市制・町村制の改正と同時に行われたもの

- 都長官を直接公選とする。
- 都の区に、条例・規則制定権、区税の課税権、起債権を付与。
- 政府原案では、都の区の区長は都長官の任命制であったが、衆議院で議員修正により直接公選とされるとともに五大都市に速やかに特別市制を実施することという附帯決議がなされた。

1946年(昭和21)地方制度調査会への諮問

※ 同調査会は、昭和21年の東京都制等の改正についての衆・議決の際の附帯決議を踏まえ地方制度調査会官制(昭和21年勅令第472号)に基づき設置されたものであり、現行の地方制度調査会とは設置根拠が異なる。

○大都市制度に関する調査項目の概要

- ・ 東京都について、都と府県との区別を存置するか。
- ・ 他の五大市について、大都市制度として東京都制の方式にするか、いわゆる特別市制の方式によるか。
- ・ 大都市における区その他の下部組織をどう考えるか。
- ・ 大都市制度を実施した後の残存郡部をどう考えるか。

東京都制②

1946年（昭和21）大都市制度に関する地方制度調査会の答申（抜粋）

第一 東京都

- (一) 都はこれを基本的自治団体として取扱い、一般の府県との性格上の区別は存置すること。
- (二) 区
 - (イ) 区は現状通りとすること。
 - (ロ) 区は人口十万乃至三十万を基準として構成すること。
 - (ハ) 区組合に関する規定を設けること。
- (三) 郡部は現状通りとすること
- (四) その他
 - (イ) 復興に伴う人口激増の趨勢に鑑み、都議会議員の定数を特例により増加することができるものとする。
 - (ロ) 区会議員の定数についても前号に準じてその定数を増加することができるものとする。
 - (ハ) 都長官の名称を廃して知事と称することとし、知事の補佐機関として副知事を設けること。
 - (ニ) 区長の下に副区長又は助役をおくこと。

1947年（昭和22）地方自治法（昭和22年法律第67号）の制定

- 地方制度調査会の答申を踏まえたもの。
- 都の区は、これを特別区と称し特別地方公共団体とするとともに、原則として市に関する規定を適用する。特別区の区長は、引き続き直接公選とする。

※都について

(1) 提案理由説明

「東京都につきましては、区をこれを特別区とし、原則として市と同一の権能を認めることとし、東京都は基礎的地方公共団体ではなく、道府県と同様に、市区町村を包括する複合的地方公共団体としたのであります。」

(2) 鈴木政府委員答弁

「この地方自治法という一つの法律に規定をいたしますと、やはり如何にも都というのが他の府県の市町村と同性格の団体であるということ、どうもややこじつけの感がありまして、実際実情に即しないのであります。そこで都内の区なり市町村というものは、やはりこれが基礎的な団体であって、他の府県の市町村と同じ性格のものである。」

(3) 政府答弁資料

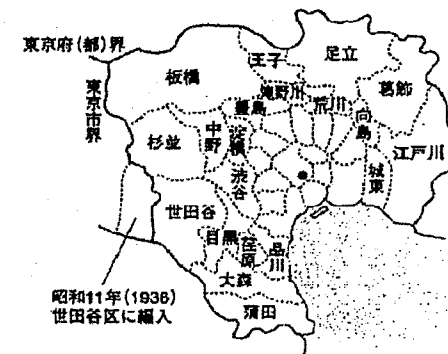
「東京都の郡部を全然分離すれば、これに特別市と同一の制度を適用することができるわけであるが、沿革もあり、又格別の支障もない現状に変更を加え、これを分案して特別市制と同一の制度を適用する必要は、認められないので、特別市制の制度にはよらないこととした。」

旧東京市（特別区）の区域の変遷について

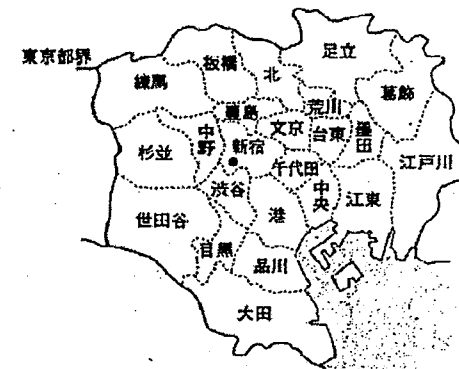
1878年(明11)	郡区町村編制法の下で、麹町区、神田区、日本橋区等15区を置く
1889年(明22)	市制町村制が施行され、15区の範囲に東京市を設置(約64km ²)
1922年(大11)	東京都市計画区域決定(1市(東京市)・84町村の区域。半径4里(約16km)の円内で、中心から約1時間以内に到達できる地域が目安)
1932年(昭7)	周辺5郡82町村を東京市に編入し、これを改編して新たに20区を設置し、それまでの15区と合わせて35区に(約479km ² に)
1936年(昭11)	2村(北多摩郡千歳村・砧村)を世田谷区に編入(約535km ² 。埋立等を除き、ほぼ現在の区域に)
1943年(昭18)	東京都制が施行され、都の35区となる
1946年(昭21)	地方制度調査会の答申(区は人口10万~30万を基準とすること)
1947年(昭22)3月	35区を22区に整理統合(埋立等により、当時の面積は約572km ²)
同年5月	地方自治法施行
同年8月	板橋区から練馬区が分離して23区に
現在	埋立等により、面積は約622km ²



15区
(明11~)



35区
(昭7~)



23区
(昭22.8~)

特別市制度①

1946年(昭和21)大都市制度に関する地方制度調査会の答申(抜粋)

[諮問第三]

第二 五大都市

- (一) 五大都市は夫々の市の区域により特別市として現在所属している府県から独立させること。
- (二) 特別市には、原則として道府県の制度を適用すること。
- (三) 特別市における国政事務(警察事務を含む。)の処理は、原則として、道府県に準ずること。
- (四) 下部組織
 - (イ) 区はすべて行政区とすること。
 - (ロ) 町内会及び同連合会等について、なるべく煩瑣な規定を設けないこと。
- (五) 財政
 - (イ) 国税の一部を移譲すること。
 - (ロ) 独立税種を創設すること。
 - (ハ) 公企業の経営権を拡張すると共に或る程度収益主義を認めること。
 - (ニ) 事務の担任区分を明かにし、国費、地方費の費用負担区分を是正すること。
 - (ホ) 起債認可の手続を簡易化すること。
 - (ヘ) 各種の国庫補助金を整理統合してこれを一般財源として賦与すること。
- (六) 残存郡部は、独立の府県として存置し、五大都市との関係は、府縣市組合を組織させる等の方法によりこれを調整すること。
- (七) その他
 - (イ) 区長の選任は、次の何れかによるものとする。こと。
 - 甲 市会の同意を得て市長が選任する。
 - 乙 市長が任免する。
 - 丙 選挙人が直接選挙するものとする。
 - (ロ) 残存郡部を独立の府県とした場合の名称、府県庁の所在地は一応従来通りとし、残存郡部の意思により適宜決定するものとする。こと。
 - (ハ) 実施の時期は、なるべく速かならしめること。
 - (ニ) 復興に伴う人口激増の趨勢に鑑み、市会議員の定数を特例により増加する方法を講ずること。

附帯決議

諮問第三に対する答申の取扱に関しては、五大府県及び五大都市が円満な協調を遂げられるように、政府の善処を要望する。

特別市制度②

1947年(昭和22)地方自治法の制定

- 地方制度調査会の答申を踏まえたもの。
- 特別市は、
 - ①人口50万以上の市の中から法律で指定。
 - ②都道府県の区域外にあるものとし、特別地方公共団体とする。
 - ③行政区を設けるものとし、行政区の区長は、直接公選とする。

住民投票関係

- 「特別市制」を盛り込む地方自治法案が第92回帝国議会に提出され、区長の任命方法を直接公選制とすることなどの修正が加えられた上で、昭和22年4月16日成立した。
- 法律の成立に際し、衆議院において「五大都市を特別市として指定する法律は次の議会に提出すること」とする附帯決議が行われており、この附帯決議を受けた特別市指定の法律が、昭和22年5月3日に施行される日本国憲法の第95条の「一の地方公共団体のみに適用される特別法」に当たると考えられ、当該規定の「地方公共団体の住民の投票」の範囲について疑義が生じた。
- 内務省は、GHQに対し解釈について回答を求め、昭和22年7月26日「特別市制施行の場合一般投票を行う住民の範囲について当該市住民のみでなくその府県郡部の住民も加えて広く解釈する」ことを閣議で決定した。
- 1947年(昭和22)12月の地方自治法の一部改正に際し、議員修正により、第265条第7項として「第二項の法律は、第二百六十一条及び第二百六十二条の規定により、関係都道府県の選挙人の賛否の投票に付さなければならない。」とする一項が追加された。

※ 当時、五大都市のうち京都市を除いた四市はいずれも人口規模において残存府県住民の人口規模を下回っていた。

(参考)当時の五大都市の人口※が各府県に占める割合 ※昭和25年国勢調査人口

大阪市(大阪府):51%、京都市(京都府):60%、名古屋市(愛知県):30%、横浜市(神奈川県):38%、神戸市(兵庫県):23%

※「大都市制度史」三百十七頁以下の内容を要約

(参照条文) 特別市制度①

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄） ※ 昭和31年改正前の規定

第三編 特別地方公共団体

第一章 特別市

第二百六十四条 特別市は、その公共事務並びに法律又はこれに基く政令により特別市に属するもの及び従来法律又はこれに基く政令により都道府県及び市に属するもの（政令で特別の定をするものを除く。）の外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

2 第二条第三項及び第六項の規定は、前項の事務にこれを準用する。

第二百六十五条 特別市は、都道府県の区域外とする。

2 特別市は、人口五十万以上の市につき、法律でこれを指定する。その指定を廃止する場合も、また、同様とする。

3 特別市の廃置分合又は境界変更をしようとするときは、法律でこれを定める。但し、特別市の区域に市町村若しくは特別区の区域又は所属未定地を編入する場合には、関係地方公共団体の議会の議決を経て内閣総理大臣がこれを定める。

4 法律で別に定めるものを除く外、従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を特別市の区域に編入する必要があると認めるときは、内閣がこれを定める。この場合において、利害関係があると認められる地方公共団体があるときは予めその意見を聴かなければならない。

5 第三項但書の規定による処分をしたとき、又は前項の規定による処分があつたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知しなければならない。第七条第七項の規定は、この場合にこれを準用する。

6 第二項の規定により特別市の指定があつたとき又は第三項但書の規定により境界の変更があつたときは、都道府県の境界は、自ら変更する。

7 第三項又は前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によつてこれを定める。

8 第四項の意見又は前項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

9 第二項の法律は、第二百六十一条及び第二百六十二条の規定により、関係都道府県の選挙人の賛否の投票に付さなければならない。

第二百六十六条 第九条の規定は特別市と市町村又は特別区との境界に関し争論がある場合に、第九条の二の規定はその境界が判明でない場合において争論がないときにこれを準用する。但し、政令で特別の定をすることができる。

第二百六十七条 特別市の区域内に住所を有する者は、当該特別市の住民とする。

第二百六十八条 特別市に市長及び助役を置く。但し、条例で助役を置かないことができる。

2 助役の定数は、条例でこれを定める。

3 特別市の市長は、当該特別市の事務並びに法律又はこれに基く政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務及び政令で特別の定をするものを除く外、従来法律又はこれに基く政令により都道府県知事及び市長の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理し及び執行する。

(参照条文) 特別市制度②

第二百六十九条 特別市に収入役一人を置く。

- 2 特別市は、条例で副収入役を置くことができる。
- 3 副収入役の定数は、条例でこれを定める。

第二百七十条 特別市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて行政区を設け、その事務所を置くものとする。

- 2 特別市の市長は、区長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に行政区の支所を設けることができる。
- 3 行政区の事務所又は支所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 4 第四条第二項の規定は、前項の事務所又は支所の位置及び所管区域にこれを準用する。

第二百七十一条 行政区に区長及び区助役一人を置く。

- 2 区長は、その被選挙権を有する者について選挙人が投票によりこれを選挙する。
- 3 区助役は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。
- 4 区長は、特別市の市長の定めるところにより、区内に関する特別市の事務及び特別市の市長の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務並びに法律又はこれに基く政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理する。
- 5 区助役は、区長の事務を補佐し、区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときその職務を代理する。

第二百七十二條 行政区に区収入役一人を置く。

- 2 区収入役は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。
- 3 特別市の市長、助役、収入役若しくは監査委員又は区長若しくは区助役と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、区収入役となることができない。
- 4 区収入役は、前項に規定する関係を生じたときは、その職を失う。

第二百七十三条 区収入役は、特別市の収入役の命を受け、特別市の出納その他の会計事務並びに特別市の市長及び区長その他特別市の吏員並びに特別市の教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会、監査委員その他法令又は条例に基く委員会又は委員及び行政区の選挙管理委員会の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務に関する出納その他の会計事務を掌る。

- 2 特別市の市長は、収入役の事務の一部を区収入役に委任させることができる。この場合においては、特別市の市長は、直ちにその旨を告示しなければならない。
- 3 前項に定めるものを除く外、区収入役の権限に関しては、市の収入役に関する規定を準用する。

第二百七十四条 行政区に区出納員を置くことができる。

- 2 区出納員は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。
- 3 区出納員は、区収入役の命を受け、出納事務を掌る。

(参照条文) 特別市制度③

第二百七十五条 前四条に定める者を除く外、行政区に吏員その他の職員を置き、区長の申請により、特別市の市長がこれを任免する。

2 前項の職員は、特別市の職員とし、その定数は、条例でこれを定める。但し、臨時又は非常勤の職の定数については、この限りではない。

3 第一項の吏員は、区長の命を受け、事務又は技術を掌る。

4 区長は、その権限に属する事務の一部を第一項の吏員に委任し又はこれをして臨時に代理させることができる。

第二百七十六条 行政区に選挙管理委員会を置く。

2 前項の選挙管理委員会に関しては、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定を準用する。

第二百七十七条 第十三条、第八十六条第一項、第八十八条第一項、第九十一条第一項乃至第三項、第四百四十五条、第四百五十二条、第六十条、第六十二条乃至第六十七条、第六十八条第六項及び第七項、第六十九条乃至第七十一条、第八十条の四第四項、第二百二条の二第三項、第七項及び第八項、第二百九条、第二百十八条、第二百二十一条、第二百二十四条、第二百三十二条、第二百四十二条第一項並びに第二百六十条中市に関する規定は、これを特別市に適用する。

第二百七十八条 この法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、第二編中都道府県に関する規定は、特別市にこれを適用する。

第二百七十九条 削除

第二百八十条 この法律に規定するものを除く外、特別市に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

指定都市制度①

1951年（昭和26）地方行政調査委員会議（地方行政調査委員会議設置法（昭和24年法律第281号）に基づくもの）による第二次勧告（抜粋）

第一 行政事務再配分に関する特例

一 大都市に関する特例

（中略）

大都市における事務の再配分に関連して、大都市の区域における特別市制の実施が問題とされている。従来、大都市に特別市制を必要とする主な理由として、その区域における二重監督及び二重行政の弊が指摘されてきたのであるが、当会議は、事務の再配分が勧告通り実施されることにより、これらの弊害は、ほとんど除去されるものと考え、また、大都市における自治行政を更に積極的に推進する制度を考えるにあつては、各都市は、それぞれ人口、面積はもちろん、文化的、社会的、経済的諸条件において特殊の事情を存しておくから、これら諸般の事情を考慮すべきであり、且つ、ひとり大都市の事情ばかりでなく、大都市と残存区域との関係及び残存区域における自治行政を進展させる方途を考慮する必要があるので、現行の特別市制が適当か、その他いかなる制度が適当であるかは、各都市について具体的に取扱うべきである。

（参考）「行政事務再配分に関する第二次勧告について」の説明 ※「大都市制度史（資料編）Ⅱ」六十一頁以下参照。

○ 大都市における事務の再配分に関連して、大都市の区域における特別市制の実施が問題とされている。特別市制の利害得失として一般に論ぜられているところは、次の通りである。

（1）利点 主なるものをあげれば

イ 大都市行政は、一般市町村のそれと比較して、量的に歴大であり、また質的に複雑であるにもかかわらず、現行制度のもとにおいては一般市町村と画一的取扱をうけている。このような画一性は、大都市が府県の区域から独立することによつて抜本的に除去せられ、大都市行政の特殊性に即応した行政の運営が可能となり、それが最終的に保障される。

ロ いわゆる二重行政、二重監督の弊害は完全に除去される。

従来、一般に二重行政とは、大都市とそれを区域的に包括する府県が大都市の区域において同一内容の行政を実施する場合を意味し、その多くは営造物行政、助長行政に見られるとされている。また、二重監督は大都市行政に対して府県と国がそれぞれ監督権を行使することを指称する。前者は財政的に不経済であり、後者は、大都市の行政のためにその創意を生かし合理的能率的な運営を保障する所以ではないとされる。故にこの二重行政及び二重監督を除去することが、大都市に特別の制度を必要とする主な理由とされている。

ハ 大都市は、現在、郡部住民のためにかかりの負担をしているが、府県の区域から分離することにより、その負担にかかる財源は自己のために使用できるようになり大都市の財政権はそれだけ拡充強化される。

指定都市制度②

1951年(昭和26) 地方行政調査委員会議(地方行政調査委員会議設置法に基づくもの)による第二次勧告(抜粋)

(2) 弊害 主なものをあげれば

イ 大都市といえども市町村と同様に基礎的な地方公共団体であるから、府県の区域から分離して府県の機能をも併せ行う(現行の特別市はまさにそうである)こととなれば、大都市行政に本質的でない夾雑物をとり込み、かえって大都市行政の合理的能率的運営に支障を来たす虞がある。

ロ 大都市は周辺部と沿革的にも社会的にも経済的にも一体をなしてその中心を形成しつつ生成発展してきた。ところが大都市が府県の区域から分離して独立することになればこの一体性は断絶され大都市が今後区域を拡張しようとしても現在以上に困難を伴い、残存部の施策が必ずしも大都市に有利には行われず、又分離によつて必要な施設も生じ二重行政以上に不経済となり、大都市にも残存部にとつても不利である。

ハ 大都市の府県からの分離は、残存区域が府県となるか又は廃置分合を必要とするかのどちらかの結果を必然的に伴う。後者は、府県の統廃合以上に困難を伴い、また、前者は現行の府県を二分して、二つの小さな府県を設置することになり、府県の規模を合理化すべき時代の要請に逆行する。

ニ 大都市が分離した後に残る区域が仮に府県として設置されても、現行よりも財政的に弱小となる。

ホ 残存区域が府県として設置されても、府県の機能を営むに適當した規模とはいいい難い。特に都市と農村との調整機能は両者を同時に含む区域としての府県において可能であるが、分離の結果これが不可能となる。

○ これらの利害得失は、それぞれ理由があると考え。しかし当会議としては府県と市町村の担当すべき機能を考え、大都市制度の問題(特別市制の施行による利点の実現)は、行政事務の適切な配分及びこれに伴う税財政制度の改正によつて殆んど解決され则认为。しかし、大都市行政を更に積極的に推進する制度として大都市が府県の区域から分離しこれに特別市制を施行することが適當か、その他いかなる制度が適當かは、ひとり大都市の実情ばかりでなく、大都市と残存区域との関係及び残存区域における自治行政を進展させる方途を考慮して、五大市すべてについて一義的にではなく、各大都市ごとに決定すべき問題と考える。

1953年(昭和28) 第1次地方制度調査会による答申「地方制度の改革に関する答申」(抜粋)

第一 地方行政制度の改革に関する事項

三 大都市制度に関する事項

(一) 差し当つて事務及び財源の配分により、大都市行政の運営の合理化を図るものとする。

(二) 右に関しては、左の方針によるものとする。

1 大都市に対する府県知事の許認可権を整理するものとする。

2 大都市の区域内において府県が行う補完行政に属する事務とみなされるものは、大都市の事務とするものとする。

指定都市制度③

- 3 法令による委任事務で広域的又は統一的処理を必要とする事務以外の事務は、原則として大都市の事務とするものとする。なお、営造物、施設の設置等サービス行政に属する事務については、府県と大都市との協議によりその範囲を定めるものとする。
- 4 府県の区域内における大都市とその他の市町村との間の連絡調整は、府県が行なうものとする。

第二 地方財政制度の改革に関する事項

七 大都市制度に関する事項

警察制度及び教育制度の改革その他大都市財政の実情に鑑み、左の措置を採るものとする。

(一) 大都市の存する区域に係る道府県税について左の特例を設けること。

- 1 大都市の区域に係る償却資産税、煙草消費税及び自動車税は、当該大都市に移譲すること。
- 2 道府県に配付すべき遊興飲食税及び入場税のうち、大都市の区域に係る部分は、当該大都市に配付すること。

(二) 地方交付税の交付基準について特別の配慮を加えること。

(三) 地方債の配分について特別の配慮を加えること。

1956年（昭和31）地方自治法の一部改正

- 「大都市の特例に関する事項」という一章を設け、政令で指定する人口50万以上の市を「指定都市」とする政令指定都市制度を創設。
- 厚生、衛生、都市建設及び教育など都市行政の各部門について、大都市と府県との間に事務移譲を行い、一定の府県の監督を廃止。
- 特別市問題は、府県制度の根本的改革とあわせて解決すべきものとし、特別市の規定を削除。

※委員会での政府委員（小林与三次君）答弁

「…特別市の問題は、現在の府県制度の根本的改革の一環として、総合的にそれは考えないといかぬ。今の府県のままで、現在法律に書いてある通りの特別市というものをそのままやることは適当でない、こういう判断でございます。…そこで、今、調査会はごらんの通り大都市の事務配分によつてさしあたりやる、府県制度については、さらに根本的な検討を加える、府県制度の問題もあれば、大都市制度の問題もある。その他の問題もある。そういう問題を総合的に検討して、その一環として特別市の問題につきましても結論を出してもらい、その時には、いわば今の府県制度がそのまま維持されるか、それが変わるか、それはわからぬ次第でありまして、そういうものを総合的に立法化するのが法律の書き方といたしましても筋の通つた考え方ではないか。…」

※答弁資料

「人口50万以上の市は、既往の五大都市の外福岡市があるが、今回大都市に関する特例を設けて事務移譲を行う趣旨が、年来の懸案事項であるところの五大市問題について一応のけりをつけ、根本的解決は地方制度の全般的な改革の際併せて検討しようという点に存するのであり、この意味で、指定都市に指定する市は従来の五大市のみと考えている。なお、五大市中最も人口の少ない神戸市も、98万の人口を擁し、優に福岡市の二倍に近い規模をもっており、五大市と福岡市とは同様に考えることができないと思う。」

(参照条文) 指定都市制度①

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄） ※ 制定時

第二編 普通地方公共団体

第十一章 大都市等に関する特例

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関は、左に掲げる事務の中都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が法律又はこれに基く政令の定めるところにより処理し又は管理し及び執行することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理し又は管理し及び執行することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 六 母子福祉資金の貸付等に関する事務
- 七 伝染病の予防に関する事務
- 八 寄生虫病の予防に関する事務
- 九 食品衛生に関する事務
- 十 墓地、埋葬等の寄生に関する事務
- 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
- 十二 結核の予防に関する事務
- 十三 都市計画に関する事務
- 十四 土地区画整理事業に関する事務
- 十五 屋外広告物の規制に関する事務
- 十六 建築基準行政の実施に関する事務

2 指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関がその事務を処理し又は管理し及び執行するに当たつて、法律又はこれに基く政令の定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はその事務の処理若しくは管理及び執行について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分若しくは指示その他の命令に代えて、主務大臣の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは主務大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

(参照条文) 指定都市制度②

第二百五十二条の二十 指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 区の事務所又はその出張所の長は、事務吏員を以てこれに充てる。

4 区に選挙管理委員会を置く。

5 第四条第二項の規定は第二項の区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域に、第一百七十五条第二項の規定は第三項の機関の長に、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について、これを準用する。

6 前五項に定めるものの外、指定都市の区に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(参照条文) 指定都市制度③

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄） ※ 現行規定

第二編 普通地方公共団体

第十二章 大都市等に関する特例

第一節 大都市に関する特例

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 五の二 社会福祉事業に関する事務
- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
- 六の二 老人福祉に関する事務
- 七 母子保健に関する事務
- 七の二 介護保険に関する事務
- 八 障害者の自立支援に関する事務
- 九 食品衛生に関する事務
- 十 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
- 十一 結核の予防に関する事務
- 十二 土地区画整理事業に関する事務
- 十三 屋外広告物の規制に関する事務

2 指定都市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はその事務の処理について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分若しくは指示その他の命令に代えて、各大臣の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

(参照条文) 指定都市制度④

(区の設置)

- 第二百五十二条の二十 指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。
- 2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
 - 3 区の事務所又はその出張所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。
 - 4 区に選挙管理委員会を置く。
 - 5 第四条第二項の規定は第二項の区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域に、第一百七十五条第二項の規定は第三項の機関の長に、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について、これを準用する。
 - 6 指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができる。この場合において、その区域内に地域自治区が設けられる区には、区地域協議会を設けないことができる。
 - 7 第二百二条の五第二項から第五項まで及び第二百二条の六から第二百二条の九までの規定は、区地域協議会に準用する。
 - 8 指定都市は、地域自治区を設けるときは、その区域は、区の区域を分けて定めなければならない。
 - 9 第六項の規定に基づき、区に区地域協議会を置く指定都市は、第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、その一部の区の区域に地域自治区を設けることができる。
 - 10 前各項に定めるもののほか、指定都市の区に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

中核市制度①

1993年(平成5)第23次地方制度調査会による答申「広域連合及び中核市に関する答申」(抜粋)

第3 都市の規模能力に応じた事務移譲を含む都市制度のあり方に関する事項

1 中核市制度の創設の趣旨等

都道府県と市町村の機能分担については、都道府県は広域的な地方公共団体として、市町村は基礎的な地方公共団体として、それぞれ責任を分かち、その機能を充実発展させていく必要がある。特に、住民に最も身近な地方公共団体である市町村には、できるだけ多くの事務を配分し、住民の日常生活に必要な基礎的な行政に責任をもつ市町村の機能を一層充実させていくことが、今後の重要な課題である。

ところで、都道府県と市町村の事務配分については、現行制度においても、地方自治法に基づく指定都市の制度をはじめ、個別の法令において、一定の規模等を有する市町村に対し、事務配分の特例を認めるものがあるが、概していえば、画一的な事務配分が指向されてきたといえよう。しかしながら、市町村の規模、能力、態様は千差万別であること及び地域的な発展の状況も様々であることを考慮すれば、市町村の規模能力に応じた事務配分を進めていくことが適当であると考えられる。

このような観点から、社会的実態としての規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにして、地域行政の充実に資するため、以下のような内容を有する中核市の制度を創設することが適当である。

なお、中核市制度を実効あらしめるためには、都道府県の理解と協力が不可欠であり、その積極的な対応を期待するものである。

2 中核市制度の基本的事項

(1) 中核市の要件

対象となる都市については、移譲される事務に関して、行政需要のまとまりと行財政能力が必要と考えられるほか、大都市圏域の特性にも配慮することが必要であることから、次の事項を中核市の要件とする。

- ① 人口(30万人以上とすることが適当である。)
- ② 面積(100平方キロメートル以上とすることが適当である。)

さらに、上記①、②の要件を満たす市であっても、人口50万人未満の市の場合には、当該地域において中核的な機能を有していることも要件とする。

なお、これらの要件はできる限り法令において明確に定める。

中核市制度②

1993年(平成5)第23次地方制度調査会による答申「広域連合及び中核市に関する答申」(抜粋)

(2)事務配分等の特例

ア 現在、特例として指定都市に移譲されている事務の中から、中核市において処理することが適当でないと思われる事務を除外し、その他の事務を移譲する。

この場合、除外する事務としては、次のようなものが考えられる。

- ① 広域性がある事務(指定区間外の国道・県道の管理に係る事務、県費負担教職員の任命等)
- ② 事務量からみて施設を設置して行うことが非効率である事務(児童相談所の設置と同所の業務に係る事務等)
- ③ 法の適用される地域が大都市圏域などに限定されている事務(歴史的風土特別保存地区における行為の許可、工場等制限区域内における制限施設の新設等の許可等)

イ 移譲する事務は、一括して移譲する。

ウ 関連行政の広がりやを考慮して、中核市は保健所を設置し、個別法により保健所設置市の長等に移譲されている事務を処理する。

エ 指定都市に認められている監督の特例(知事の監督を不要とするもの及び知事の監督に代えて主務大臣の監督となるもの)及び組織の特例(区の設定等)は設けない。

オ 移譲される事務に関して、周辺地域に係る行政又は都道府県の行政との調整を図るため、都道府県知事に、所要の調整権限を認める。

(3)周辺市町村及び都道府県との関係

周辺市町村の区域に関し都道府県に残る事務については、一体的な行政運営の必要に配慮し、周辺市町村の意向を尊重しつつ、必要に応じ、県から中核市に委託すること、又は、都道府県(知事)から周辺市町村(長)に委託又は委任し、中核市を含めて共同処理を行うことができることとする。

(4)税財政上の措置

中核市に移譲される事務については、地方交付税の算定上所要の措置を講ずる。

(5)中核市の決定

中核市の決定は次のような方法による。

- ① 中核市の決定は当該都市の意思に基づくものとする。
- ② 当該都市を包括する都道府県の合意を得ること。
- ③ 中核市の決定についての国の関与は最小限のものとする。

中核市制度③

1994年(平成6)中核市制度の創設

次の要件を満たす市を、当該市の申請に基づき政令で指定

- ① 人口30万以上
- ② 面積100平方キロメートル以上
- ③ 人口50万未満の市については、昼夜間人口比率が100を超える

地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)(抜粋)

第6 地方公共団体の行政体制の整備・確立

2 市町村の合併等の推進

(1) 市町村の合併の推進

イ 昼夜間人口比率等中核市となる要件を見直す…所要の法制上の措置を講じる。

1999年(平成11)地方分権一括法による地方自治法改正

- 昼夜間人口比率要件を廃止。

第26次地方制度調査会答申(平成12年10月25日)(抜粋)

第1 自己決定・自己責任の原則を踏まえた地方分権時代の住民自治制度のあり方

3 その他

中核市制度は、当調査会の答申を踏まえ、平成6年の地方自治法改正により創設されたものである。中核市の指定に当たっては、現在、人口30万以上、面積100平方キロメートル以上という要件が法定されているところであるが、権限移譲を積極的に推進するため、要件緩和を行うべきである。具体的には、移譲される事務に関する行政需要のまとめ、これに対応する行財政能力、都道府県の行政サービスの効率化といった観点を踏まえ、人口50万以上の市については面積要件を廃止することが適当である。

中核市制度④

2002年(平成14)地方自治法改正

- 人口50万以上の市について、面積要件を廃止。

第28次地方制度調査会答申(平成17年12月9日)(抜粋)

第3 大都市制度のあり方

2 中核市の指定要件の見直し

中核市制度は、市町村の規模能力に応じた事務配分を進めていくという観点から、社会的実態としての規模・能力が比較的大きな都市についてその事務権限を強化し、行政はできるだけ住民の身近で遂行するという地方自治の理念を実現するために、当調査会の答申を踏まえ平成6年の地方自治法の改正により創設されたものである。

その際、対象となる都市については、移譲される事務に関して、ある程度の行政需要のまとまりと行財政能力が必要と考えられるほか、大都市圏域の特性にも配慮することが必要であることを踏まえ、人口30万以上という要件に加え、面積100平方キロメートル以上という要件、さらに人口50万未満の市の場合には、当該地域において中核的な機能を有していることを確認するため、昼夜間人口比率100超であることが要件とされた。

その後、基礎自治体への事務権限の移譲を積極的に推進する観点から、平成11年には、昼夜間人口比率の要件、平成14年には人口50万以上の都市については面積要件が廃止され、要件の緩和が図られてきた。

市町村の合併の特例に関する法律の下で、市町村合併が推進され、平成18年3月時点で我が国の市町村数は、1,821になると見込まれるとともに、その規模も平均人口で65,234人となるなど基礎自治体の規模・能力は相当拡充される見込みとなっており、今後ますます基礎自治体を中心とする行政の展開を図ることが求められる状況となっている。

また、現在中核市として37市が指定されているが、その指定以後、都道府県行政との関係で特段の問題となるような状況は生じていない。

このような状況を踏まえ、さらに規模・能力に応じた基礎自治体への事務権限の移譲を進める観点から、当初大都市圏域における中核市指定後の残存部分における都道府県行政に関する配慮から設定されてきた面積要件については、この際廃止することが適当である。

2006年(平成18)地方自治法改正

- 面積要件を廃止。

(参照条文) 中核市制度

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄） ※ 現行規定

第二編 普通地方公共団体

第十二章 大都市等に関する特例

第二節 中核市に関する特例

（中核市の権能）

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口三十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 中核市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

第二百五十二条の二十三 削除

（中核市の指定に係る手続）

第二百五十二条の二十四 総務大臣は、第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に係る政令の立案をしようとするときは、関係市からの申出に基づき、これを行うものとする。

2 前項の規定による申出をしようとするときは、関係市は、あらかじめ、当該市の議会の議決を経て、都道府県の同意を得なければならない。

3 前項の同意については、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

（政令への委任）

第二百五十二条の二十五 第二百五十二条の二十一の規定は、第二百五十二条の二十二第一項の規定による中核市の指定があつた場合について準用する。

（指定都市の指定があつた場合の取扱い）

第二百五十二条の二十六 中核市に指定された市について第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定があつた場合は、当該市に係る第二百五十二条の二十二第一項の規定による中核市の指定は、その効力を失うものとする。

（中核市の指定に係る手続の特例）

第二百五十二条の二十六の二 第七条第一項又は第三項の規定により中核市に指定された市の区域の全部を含む区域をもつて市を設置する処分について同項の規定により総務大臣に届出又は申請があつた場合は、第二百五十二条の二十四第一項の関係市からの申出があつたものとみなす。

特例市制度①

地方分権推進委員会第4次勧告 一分権型社会の創造— (平成9年10月9日) (抜粋)

第4章 市町村の規模等に応じた権限委譲

市町村への権限委譲を推進するに当たっては、できる限り一律に権限の委譲が行われることが望ましいが、市町村は地理的条件や社会経済条件により人口規模やそれを反映する行政機構の規模や能力が多様であることから、市町村への権限委譲をできるだけ推進する観点からは、行政ニーズが集中し、事務処理に必要とされる専門的知識・技術を備えた組織を整備することが可能と思われる市町村から、人口規模に応じて段階的に権限を委譲することも必要である。その際、市については、一定の人口段階に応じて権限をまとめて委譲することが役割分担を明確化する観点から望ましいのみならず、そのために必要となる財源の再配分にも資すると思われる。このため、一定の人口規模(20万以上など)を有する市を当該市からの申出に基づき指定することにより、権限をまとめて委譲する法制上の措置を講ずるものとする。

このような考え方に立ち、当面、次のとおり、市町村への権限の委譲を行うこととする。なお、これらの項目は、委員会において、勧告までの時間的制約の下で結論を得たものであり、政府においては、さらに積極的に地方公共団体への権限の委譲に取り組むことが必要である。

- (1) 指定都市へ委譲すべき事務
- (2) 中核市(一部の事務については保健所設置市を含む。)へ委譲すべき事務
- (3) 人口20万以上の市へ委譲すべき事務
- (4) すべての市(一部の事務については福祉事務所設置町村を含む。)へ委譲すべき事務
- (5) すべての市町村へ委譲すべき事務

※ 移譲すべき具体的事務は省略

地方分権推進計画 (平成10年5月29日閣議決定) (抜粋)

第2 国と地方公共団体との役割分担及び国と地方公共団体の新しい関係

「第1 地方分権推進の基本的考え方」の趣旨の実現を図る観点に立って、国と地方公共団体との役割分担の在り方を定めるとともに、国と地方公共団体の新しい関係を構築するため、各般の制度の改革を推進する。

このため、法律の改正により措置すべき事項については、所要の法律案を平成11年の通常国会に提出することを基本とする。

9 権限委譲の推進

権限委譲を積極的に推進することとし、地方分権推進委員会の勧告に沿って、国の権限を都道府県又は市町村に、また、都道府県の権限を市町村に委譲する。具体的には別紙3に掲げる措置を講ずることとする。

これに関連して、第6の2(1)のイで述べるとおり、一定の人口規模等(20万以上など)を有する市を当該市からの申し出に基づき指定することにより、権限をまとめて委譲するための所要の法制上の措置を講ずることとする。

特例市制度②

地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）（抜粋）

第6 地方公共団体の行政体制の整備・確立

2 市町村の合併等の推進

交通・情報通信手段の発達、日常社会生活圏の拡大や地域間の連携・協力の促進等により、行政の広域化の必要性が高まってきている。これについては、広域行政機構の活用等により一定の成果があげられてきたところであるが、総合的な行政主体として、人材を確保し、かつ、地域の課題を包括的に解決する観点からは、市町村合併により、意思決定、事業実施等を一つの市町村が行うことが効果的であり、このような視点に立ちつつ、次のような措置を講じる。

(1) 市町村の合併の推進

イ 昼夜間人口比率等中核市となる要件を見直すとともに、一定の人口規模等(20万以上など)を有する市を当該市からの申し出に基づき指定することにより、権限をまとめて委譲するための所要の法制上の措置を講じる。

1999年（平成11）特例市制度を創設

○ 人口20万以上の市を、当該市の申請に基づき政令で指定。

(参照条文) 特例市制度

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

※ 現行規定

第二編 普通地方公共団体

第十二章 大都市等に関する特例

第三節 特例市に関する特例

（特例市の権能）

第二百五十二条の二十六の三 政令で指定する人口二十万以上の市（以下「特例市」という。）は、第二百五十二条の二十二第一項の規定により中核市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが特例市が処理することに比して効率的な事務その他の特例市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 特例市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

（特例市の指定に係る手続）

第二百五十二条の二十六の四 第二百五十二条の二十四の規定は、前条第一項の規定による特例市の指定に係る政令の立案について準用する。

（政令への委任）

第二百五十二条の二十六の五 第二百五十二条の二十一の規定は、第二百五十二条の二十六の三第一項の規定による特例市の指定があつた場合について準用する。

（指定都市又は中核市の指定があつた場合の取扱い）

第二百五十二条の二十六の六 特例市に指定された市について第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定又は第二百五十二条の二十二第一項の規定による中核市の指定があつた場合は、当該市に係る第二百五十二条の二十六の三第一項の規定による特例市の指定は、その効力を失うものとする。

（特例市の指定に係る手続の特例）

第二百五十二条の二十六の七 第七条第一項又は第三項の規定により特例市に指定された市の区域の全部を含む区域をもつて市を設置する処分について同項の規定により総務大臣に届出又は申請があつた場合は、第二百五十二条の二十六の二に規定する場合を除き、第二百五十二条の二十六の四において準用する第二百五十二条の二十四第一項の関係市からの申出があつたものとみなす。

地方公共団体の主な役割分担の現状

(平成24年4月1日現在)

	(保健衛生)	(福祉)	(教育)	(環境)	(まちづくり)	(治安・安全・防災)
道府県	<ul style="list-style-type: none"> 麻薬取扱者(一部)の免許 精神科病院の設置 臨時の予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士、介護支援専門員の登録 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 私立学校、市町村立高等学校の設置認可 高等学校の設置管理 	<ul style="list-style-type: none"> 第一種フロン類回収業者の登録 公害健康被害の補償給付 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域の指定 市街地再開発事業の認可 指定区間の1級河川、2級河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 警察(犯罪捜査、運転免許等)
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の入院措置 動物取扱業の登録 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 県費負担教職員の任免、給与の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物用地下水の採取の許可 	<ul style="list-style-type: none"> 区域区分に関する都市計画決定 指定区間外の国道、県道の管理 指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理 	
中核市	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の設置 飲食店営業等の許可 温泉の利用許可 旅館業・公衆浴場の経営許可 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督 介護サービス事業者の指定 身体障害者手帳交付 	<ul style="list-style-type: none"> 県費負担教職員の研修 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可 ばい煙発生施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の条例による設置制限 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 	
特例市				<ul style="list-style-type: none"> 一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 土地区画整理組合の設立の認可 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村保健センターの設置 健康増進事業の実施 定期の予防接種の実施 結核に係る健康診断 埋葬、火葬の許可 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所の設置・運営 生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理) 養護老人ホームの設置・運営 障害者自立支援給付 介護保険事業 国民健康保険事業 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の設置管理 幼稚園の設置・運営 県費負担教職員の職務の監督、勤務成績の評定 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の収集や処理 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道の整備・管理運営 都市計画決定(上下水道等関係) 都市計画決定(上下水道等以外) 市町村道、橋梁の建設・管理 準用河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 消防・救急活動運営 災害の予防・警戒・防除等 (その他) 戸籍・住基

特別区

地方公共団体の主な役割分担の現状（保健衛生）

道府県

- ・ 精神科病院の設置
- ・ 臨時の予防接種の実施
- ・ 麻薬取扱者（一部）の免許
- ・ 特定毒物の製造許可

指定都市

- ・ 精神障害者の入院措置
- ・ 動物取扱業の登録

中核市

- ・ 保健所の設置
- ・ 国民健康・栄養調査の執行
- ・ 飲食店営業等の許可
- ・ 温泉の利用許可
- ・ 犬・ねこの引取り
- ・ 旅館業・公衆浴場の経営許可
- ・ 理容所・美容所の位置等の届出の受理
- ・ 薬局の開設許可 ※未施行
- ・ 毒物・劇物の販売業の登録

特例市

市町村

- ・ 市町村保健センターの設置
- ・ 健康増進事業の実施
- ・ 定期の予防接種の実施
- ・ 結核に係る健康診断
- ・ 埋葬、火葬の許可

地方公共団体の主な役割分担の現状（福祉）

道府県

- ・ 保育士の登録
- ・ 介護支援専門員の登録
- ・ 身体障害者更生相談所の設置
- ・ 知的障害者更生相談所の設置

指定都市

- ・ 児童相談所の設置

中核市

- ・ 保育所の設置の認可、監督
- ・ 養護老人ホームの設置の認可、監督
- ・ 第一種社会福祉事業の経営許可、監督
- ・ 介護サービス事業者の指定（一部を除く）※未施行
- ・ 障害福祉サービス事業者の指定 ※未施行
- ・ 身体障害者手帳の交付
- ・ 母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付け

特例市

市町村

- ・ 保育所の設置、運営
- ・ 生活保護（市及び福祉事務所設置町村が処理）
- ・ 養護老人ホームの設置、運営
- ・ 介護保険事業
- ・ 国民健康保険事業
- ・ 子ども手当の支給
- ・ 障害者自立支援給付（一部を除く）
- ・ 身体障害者相談の委託 ※未施行
- ・ 知的障害者相談の委託 ※未施行
- ・ 母子健康手帳の交付

地方公共団体の主な役割分担の現状（教育・文化）

道府県

- ・ 小中学校学級編制基準、教職員定数の決定
- ・ 私立学校、市町村立高等学校の設置認可
- ・ 高等学校の設置、管理
- ・ 博物館の設置の登録
- ・ 重要文化財等の管理に係る指揮監督
- ・ 埋蔵文化財の調査発掘に関する届出の受理

指定都市

- ・ 県費負担教職員の任免、給与の決定
- ・ 遺跡の発見に関する届出の受理

中核市

- ・ 県費負担教職員の研修
- ・ 重要文化財（一部）の現状変更等の許可

特例市

市町村

- ・ 小中学校の設置、管理
- ・ 幼稚園の設置、運営
- ・ 就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助
- ・ 県費負担教職員のサービスの監督、勤務成績の評定

地方公共団体の役割分担の現状（環境）

道府県

- ・ 工業用地下水の採取の許可
- ・ 公害健康被害の補償給付
- ・ 第一種フロン類回収業者の登録
- ・ 浄化槽工事業の登録
- ・ 解体工事業の登録

指定都市

- ・ 建築物用地下水の採取の許可

中核市

- ・ 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可
- ・ ばい煙発生施設の設置の届出の受理
- ・ ダイオキシン類発生施設の設置の届出の受理
- ・ 土壤汚染の除去等の措置が必要な区域の指定
- ・ 浄化槽の設置の届出の受理

特例市

- ・ 一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 ※未施行
- ・ 汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理

市町村

- ・ 一般廃棄物の収集や処理
- ・ 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定（市のみ）
- ・ 浄化槽清掃業の許可

地方公共団体の役割分担の現状（まちづくり）

道府県

- ・ 都市計画区域の指定
- ・ 市街地再開発事業の認可
- ・ 指定区間の1級河川、2級河川の管理
- ・ 海岸保全区域の指定、管理
- ・ 地すべり防止区域の管理

指定都市

- ・ 区域区分に関する都市計画決定
- ・ 指定区間外の国道、県道の管理
- ・ 指定区間の1級河川（一部）、2級河川（一部）の管理

中核市

- ・ 屋外広告物の条例による設置制限
- ・ サービス付き高齢者向け住宅事業の登録

特例市

- ・ 市街化区域又は市街化調整区域内の開
発行為の許可
- ・ 土地区画整理組合の設立の認可
- ・ 防災街区計画整備組合の設立の認可

市町村

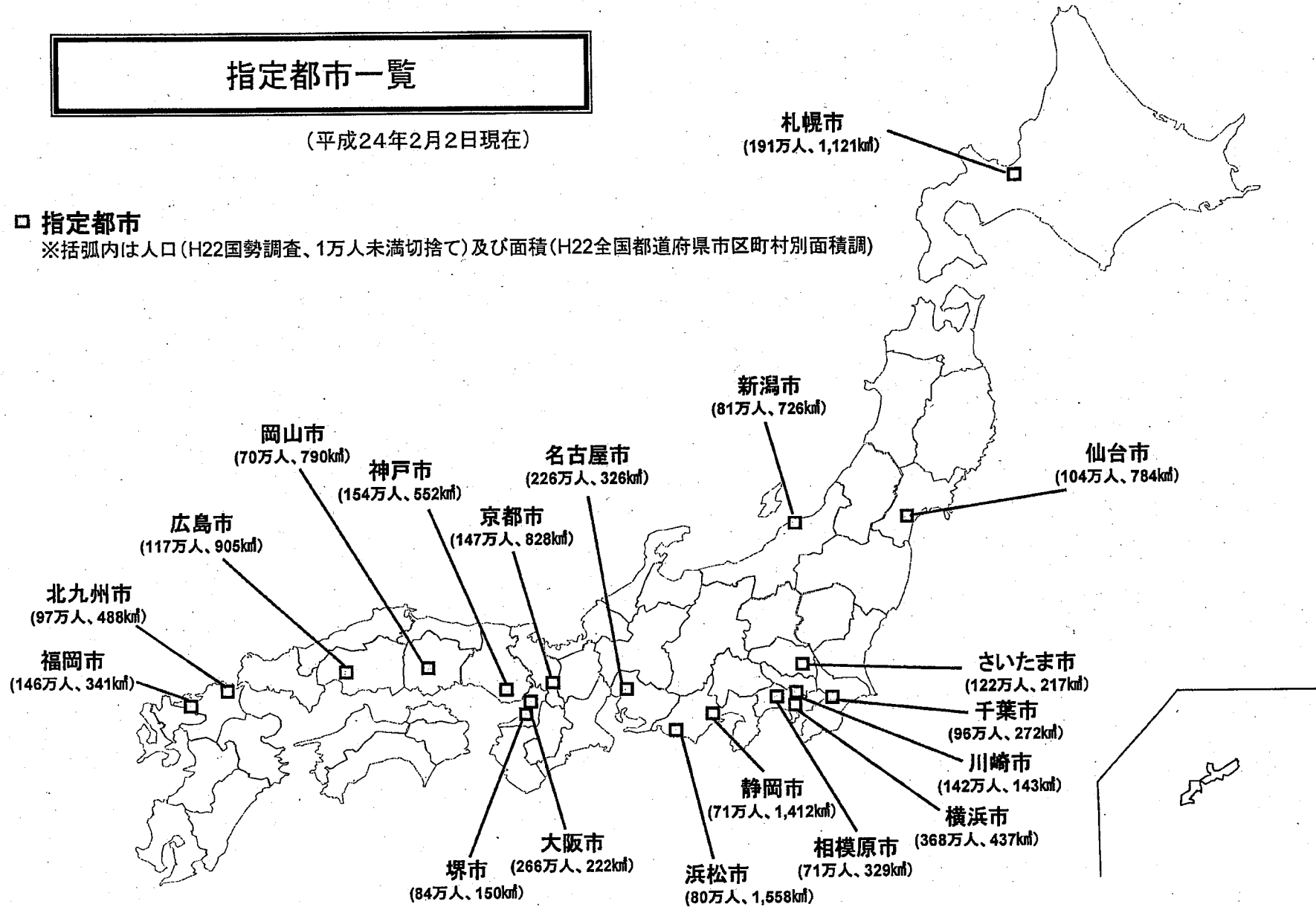
- ・ 市町村道、橋梁の建設・管理
- ・ 準用河川の管理
- ・ 上下水道の整備・管理運営
- ・ 都市計画決定
- ・ 市民農園の開設の認定

指定都市一覧

(平成24年2月2日現在)

指定都市

※括弧内は人口(H22国勢調査、1万人未満切捨て)及び面積(H22全国都道府県市区町村別面積調)



指定都市①

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
人口(人、H22国勢調査)	1,913,545	1,045,986	1,222,434	961,749	1,425,512	3,688,773	717,544	811,901	716,197	800,866
15歳未満(%)	11.7%	13.1%	13.7%	12.9%	13.0%	13.2%	13.1%	12.7%	12.8%	14.0%
15歳以上64歳以下(%)	67.5%	67.2%	66.5%	63.1%	69.3%	66.2%	67.1%	63.6%	62.1%	62.3%
65歳以上(%)	20.5%	18.3%	19.1%	20.7%	16.6%	20.0%	19.2%	23.1%	24.6%	22.6%
面積(km ² 、H22.10.1)	1,121	784	217	272	143	437	329	726	1,412	1,558
歳入(百万円、H22決算)	843,071	410,827	438,285	371,566	607,607	1,399,135	235,975	354,109	277,309	286,068
地方税	275,077	172,525	216,551	169,515	281,991	700,675	106,913	117,664	125,008	123,762
地方交付税	102,727	24,609	5,252	5,026	650	16,032	3,972	47,665	14,976	23,232
国庫支出金	164,343	58,978	65,838	50,959	95,614	217,191	37,484	52,272	40,411	43,425
地方債	77,269	57,884	53,641	57,011	72,740	134,541	28,786	49,688	40,456	30,522
その他	223,656	96,831	97,003	89,056	156,613	330,696	58,821	86,820	56,459	65,127
歳出(百万円、H22決算)	833,198	399,388	427,556	370,573	599,465	1,377,851	226,602	349,918	268,710	278,014
義務的経費	426,682	205,155	207,665	193,415	302,316	698,873	118,869	150,961	132,888	135,907
人件費	103,851	65,655	75,258	57,978	98,388	191,265	43,776	54,663	47,061	46,932
扶助費	223,056	77,994	88,536	74,479	129,125	324,356	55,116	60,501	47,060	52,664
公債費	99,775	61,507	43,871	60,958	74,803	183,253	19,978	35,797	38,767	36,310
投資的経費	77,346	43,192	71,384	36,657	91,961	164,433	34,398	63,938	51,305	58,380
うち普通建設事業費	77,299	42,805	71,308	36,533	91,961	164,328	34,394	63,938	50,669	57,971
その他	329,170	151,041	148,507	140,502	205,188	514,545	73,334	135,019	84,516	83,728
財政力指数	0.69	0.86	1.01	1.00	1.07	1.00	1.03	0.69	0.91	0.88
経常収支比率(%)	95.3	95.4	90.2	97.7	96.8	94.1	97.2	88.1	88.0	87.9
実質公債費比率(%)	10.6	11.9	6.1	21.4	11.9	18.0	4.3	10.8	12.7	12.2
将来負担比率(%)	115.1	155.2	47.7	285.3	120.0	234.4	30.1	119.0	109.9	64.5
ラスパイレス指数(H22.4.1)	100.6	102.4	101.6	101.2	103.9	105.1	100.9	98.8	103.8	98.4

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。

※ 人口の太枠は200万人以上、網掛けは80万人未満の市、面積の太枠は1,000km²以上、網掛けは300km²未満の市、財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.80未満の市、経常収支比率の太枠は99.0%以上、網掛けは90.0%未満の市。

指定都市②

	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市
人口(人、H22国勢調査)	2,263,894	1,474,015	2,665,314	841,966	1,544,200	709,584	1,173,843	976,846	1,463,743
15歳未満(%)	12.8%	11.6%	11.6%	14.0%	12.6%	14.1%	14.3%	12.9%	13.1%
15歳以上64歳以下(%)	64.7%	63.4%	65.1%	63.1%	63.5%	63.4%	64.4%	61.3%	68.2%
65歳以上(%)	20.8%	22.4%	22.5%	22.5%	22.9%	21.3%	19.7%	25.1%	17.4%
面積(km ² 、H22.10.1)	326	828	222	150	552	790	905	488	341
歳入(百万円、H22決算)	1,034,736	781,733	1,642,643	326,925	794,584	261,039	589,240	537,939	769,396
地方税	476,220	245,235	626,018	131,589	267,135	108,777	201,142	157,588	265,394
地方交付税	4,648	65,397	47,970	24,432	78,647	34,990	42,345	59,057	43,353
国庫支出金	138,609	121,304	333,440	71,730	132,421	42,079	110,375	85,025	118,694
地方債	122,584	106,150	147,369	34,315	98,692	27,040	76,153	68,398	77,722
その他	292,675	243,648	487,848	64,858	217,690	48,153	159,226	167,870	264,232
歳出(百万円、H22決算)	1,029,430	777,382	1,641,235	323,655	785,184	250,364	583,365	532,064	761,512
義務的経費	540,053	376,426	942,921	183,650	423,648	145,005	298,574	253,820	353,009
人件費	173,081	120,613	239,462	54,261	126,472	44,821	84,792	71,372	77,848
扶助費	221,874	173,495	481,221	99,147	166,152	62,564	140,665	111,820	162,856
公債費	145,098	82,318	222,238	30,242	131,024	37,620	73,116	70,628	112,305
投資的経費	88,359	86,491	95,376	38,478	100,299	33,777	55,991	75,287	85,203
うち普通建設事業費	88,359	85,888	95,376	38,478	100,299	33,777	55,807	75,030	84,460
その他	401,018	314,464	602,938	101,527	261,237	71,581	228,800	202,957	323,300
財政力指数	1.04	0.76	0.94	0.83	0.73	0.76	0.80	0.70	0.84
経常収支比率(%)	99.4	98.2	99.4	95.1	96.4	86.1	96.3	97.7	93.1
実質公債費比率(%)	12.1	13.1	10.2	5.4	12.9	15.9	15.6	11.7	16.4
将来負担比率(%)	216.3	235.0	220.6	59.8	172.4	108.9	251.3	166.0	219.8
ラスパイレス指数(H22.4.1)	103.8	100.0	99.3	98.4	101.7	101.1	101.1	103.4	102.3

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。

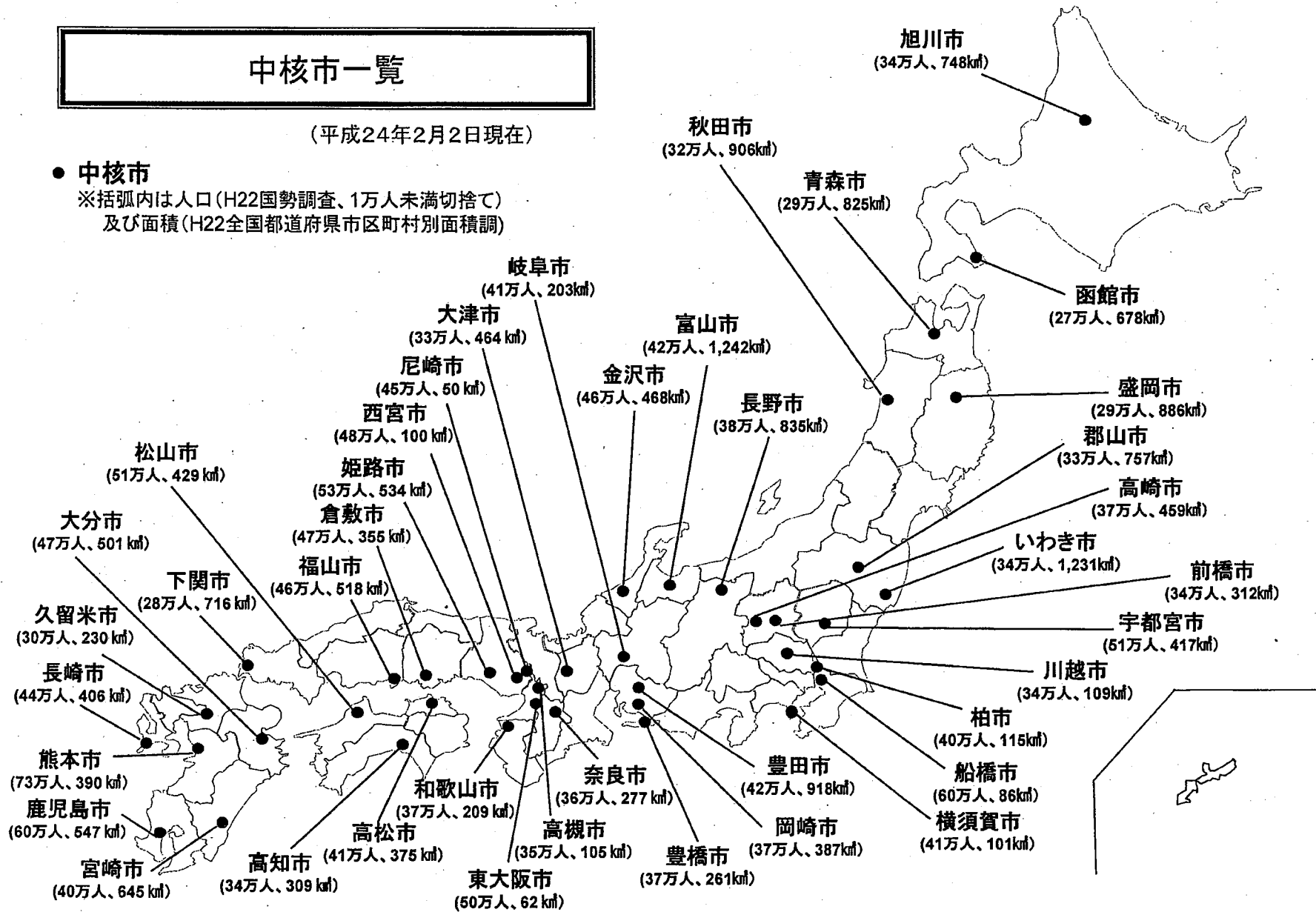
※ 人口の太枠は200万人以上、網掛けは80万人未満の市、面積の太枠は1,000km²以上、網掛けは300km²未満の市、財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.80未満の市、経常収支比率の太枠は99.0%以上、網掛けは90.0%未満の市。

中核市一覧

(平成24年2月2日現在)

● **中核市**

※括弧内は人口(H22国勢調査、1万人未満切捨て)
及び面積(H22全国都道府県市区町村別面積調)



中核市①

	旭川市	函館市	青森市	盛岡市	秋田市	郡山市	いわき市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市
人口(人、H22国勢調査)	347,095	279,127	299,520	298,348	323,600	338,712	342,249	511,739	340,291	371,302	342,670
15歳未満(%)	11.6%	10.9%	12.6%	13.0%	12.2%	14.4%	13.7%	14.0%	13.5%	14.0%	13.0%
15歳以上64歳以下(%)	61.4%	61.4%	63.4%	64.6%	63.4%	64.3%	61.0%	64.7%	62.5%	62.6%	65.7%
65歳以上(%)	26.5%	27.5%	23.6%	21.4%	24.0%	20.1%	25.0%	19.3%	23.4%	22.6%	20.9%
面積(km ² 、H22.10.1)	748	678	825	886	906	757	1,231	417	312	459	109
歳入(百万円、H22決算)	155,068	127,859	123,423	107,118	127,962	109,883	127,087	197,512	137,755	160,031	98,440
地方税	39,460	32,343	34,618	40,577	43,629	47,355	45,561	88,274	51,184	56,225	52,671
地方交付税	35,211	36,461	28,837	19,027	24,630	14,109	22,051	5,794	16,809	13,711	2,072
国庫支出金	31,229	25,405	24,727	17,776	20,054	14,698	16,403	28,963	17,824	17,119	15,637
地方債	15,322	11,065	12,788	10,902	12,899	7,432	9,537	16,884	15,359	17,695	7,322
その他	33,846	22,585	22,454	18,835	26,750	26,290	33,535	57,598	36,579	55,282	20,739
歳出(百万円、H22決算)	151,817	126,668	119,680	104,337	126,022	105,583	122,327	193,279	133,874	155,948	95,294
義務的経費	82,012	73,803	64,386	56,044	65,214	46,436	61,259	90,194	62,581	62,629	50,016
人件費	19,933	21,452	13,846	16,257	24,174	14,534	18,709	33,692	22,595	23,279	19,152
扶助費	43,257	36,296	34,639	24,079	25,363	20,265	25,882	39,014	24,494	26,574	22,030
公債費	18,823	16,055	15,901	15,708	15,677	11,638	16,668	17,488	15,491	12,776	8,833
投資的経費	17,589	11,439	15,159	12,121	17,755	8,966	8,829	33,488	23,772	24,878	8,969
うち普通建設事業費	17,544	11,429	15,159	12,091	17,644	8,867	8,741	33,452	23,772	24,878	8,969
その他	52,215	41,427	40,135	36,171	43,053	50,181	52,239	69,597	47,521	68,441	36,309
財政力指数	0.50	0.47	0.54	0.68	0.65	0.77	0.68	1.01	0.79	0.86	1.02
経常収支比率(%)	90.3	85.7	88.4	90.4	92.0	84.0	85.6	93.4	87.9	89.4	92.2
実質公債費比率(%)	10.2	8.2	13.5	13.3	13.4	8.7	12.4	9.0	12.7	9.4	8.3
将来負担比率(%)	118.8	109.6	154.7	117.0	113.4	28.6	92.7	29.3	111.7	86.5	89.2
ラスパイレス指数(H22.4.1)	99.0	98.3	100.1	99.8	101.3	103.0	101.4	102.3	99.0	99.9	101.0

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。

※ 人口の太枠は50万人以上、網掛けは30万人未満の市、面積の太枠は900km²以上、網掛けは150km²未満の市、財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.60未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。

中核市②

	船橋市	柏市	横須賀市	富山市	金沢市	長野市	岐阜市	豊田市	豊橋市	岡崎市	大津市
人口(人、H22国勢調査)	609,040	404,012	418,325	421,953	462,361	381,511	413,136	421,487	376,665	372,357	337,634
15歳未満(%)	13.5%	13.5%	12.4%	13.2%	13.5%	14.0%	13.5%	15.1%	14.8%	15.4%	14.6%
15歳以上64歳以下(%)	66.4%	66.2%	62.4%	61.8%	64.3%	60.8%	61.9%	67.7%	64.2%	66.3%	64.1%
65歳以上(%)	19.5%	19.8%	25.2%	24.3%	20.9%	24.8%	23.7%	16.5%	20.1%	18.0%	20.4%
面積(km ² 、H22.10.1)	86	115	101	1,242	468	835	203	918	261	387	464
歳入(百万円、H22決算)	164,435	115,103	139,052	166,077	176,015	150,890	160,871	168,429	118,082	123,759	108,220
地方税	92,938	62,265	63,560	68,224	77,190	57,910	64,133	86,715	61,063	62,898	49,757
地方交付税	4,386	4,940	12,210	21,885	18,169	26,203	13,704	3,419	4,132	1,362	11,875
国庫支出金	27,904	16,987	19,235	17,733	25,648	19,270	24,024	16,735	15,111	16,351	17,883
地方債	10,209	7,867	13,511	29,224	24,929	12,526	15,732	12,216	9,125	10,292	9,732
その他	28,998	23,044	30,536	29,010	30,079	34,980	43,279	49,343	28,651	32,856	18,974
歳出(百万円、H22決算)	158,133	109,621	134,970	162,730	173,154	145,466	152,091	161,675	113,157	119,481	107,404
義務的経費	88,068	58,393	74,724	75,072	86,187	68,204	72,920	63,697	61,134	50,273	57,285
人件費	35,916	22,614	29,038	26,663	22,897	22,559	28,084	28,911	19,493	19,923	20,354
扶助費	40,024	22,309	28,798	26,205	35,972	24,393	30,360	23,225	29,285	23,647	24,957
公債費	12,128	13,471	16,888	22,203	27,318	21,253	14,475	11,562	12,355	6,702	11,974
投資的経費	13,493	13,377	10,166	26,896	33,284	24,255	19,042	33,965	15,160	26,447	9,954
うち普通建設事業費	13,377	13,362	10,114	26,788	33,244	22,895	19,042	33,935	15,160	26,445	9,875
その他	56,572	37,850	50,081	60,762	53,683	53,007	60,129	64,013	36,863	42,761	40,165
財政力指数	1.01	0.97	0.85	0.79	0.80	0.70	0.84	1.58	1.00	1.09	0.84
経常収支比率(%)	91.8	95.3	95.4	87.1	88.3	83.9	85.3	80.7	85.5	87.6	87.3
実質公債費比率(%)	1.6	10.6	5.4	13.4	9.2	11.9	6.3	2.6	9.0	0.0	11.1
将来負担比率(%)	-	88.6	65.1	191.4	111.0	35.6	21.8	-	73.5	-	79.2
ラスパイレス指数(H22.4.1)	103.7	101.3	99.3	100.1	100.2	99.7	100.1	102.6	100.2	101.5	101.8

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。

※ 人口の太枠は50万人以上、網掛けは30万人未満の市、面積の太枠は900km²以上、網掛けは150km²未満の市、財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.60未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。

中核市③

	高槻市	東大阪市	姫路市	西宮市	尼崎市	奈良市	和歌山市	倉敷市	福山市	下関市	高松市
人口(人、H22国勢調査)	357,359	509,533	536,270	482,640	453,748	366,591	370,364	475,513	461,357	280,947	419,429
15歳未満(%)	13.6%	12.2%	14.9%	14.9%	11.9%	12.6%	12.6%	14.7%	14.0%	12.0%	13.8%
15歳以上64歳以下(%)	62.9%	60.7%	63.2%	64.9%	63.7%	63.1%	60.7%	61.5%	61.1%	58.9%	60.9%
65歳以上(%)	23.2%	22.5%	21.6%	19.1%	23.4%	23.5%	25.4%	22.3%	22.9%	28.5%	22.3%
面積(km ² 、H22.10.1)	105	62	534	100	50	277	209	355	518	716	375
歳入(百万円、H22決算)	106,006	183,393	224,999	160,027	202,970	130,064	138,731	172,376	177,807	121,403	153,040
地方税	48,899	74,635	90,635	81,832	78,566	51,545	59,369	78,838	71,972	34,184	62,408
地方交付税	11,206	21,172	19,187	10,460	13,708	15,359	12,757	13,544	16,272	28,889	17,937
国庫支出金	18,766	39,900	34,049	24,949	39,826	21,719	25,144	28,798	27,422	17,470	25,042
地方債	5,522	15,323	23,243	12,711	33,598	24,253	17,031	16,878	20,494	12,280	15,995
その他	21,614	32,364	57,884	30,075	37,272	17,189	24,431	34,317	41,648	28,580	31,657
歳出(百万円、H22決算)	103,198	180,911	216,628	156,047	202,841	129,807	136,565	166,245	174,211	116,778	147,687
義務的経費	56,839	113,102	95,689	95,816	117,896	74,028	77,622	85,572	90,502	61,700	82,928
人件費	22,799	32,015	32,598	35,027	31,168	27,274	25,681	30,376	31,690	22,353	29,736
扶助費	27,354	63,758	42,062	37,066	61,130	29,236	36,563	39,279	38,928	24,172	35,117
公債費	6,686	17,329	21,029	23,724	25,598	17,518	15,378	15,918	19,884	15,175	18,076
投資的経費	10,462	7,850	39,667	11,943	33,718	17,982	16,583	22,140	20,676	14,545	17,096
うち普通建設事業費	10,462	7,850	39,652	11,943	33,718	17,927	16,424	22,133	20,640	13,461	17,095
その他	35,897	59,959	81,272	48,288	51,227	37,797	42,360	58,533	63,033	40,532	47,663
財政力指数	0.80	0.77	0.85	0.88	0.86	0.78	0.81	0.89	0.86	0.57	0.82
経常収支比率(%)	88.1	96.1	81.8	96.3	95.5	95.8	93.3	88.5	87.6	93.3	85.4
実質公債費比率(%)	0.4	8.6	10.7	10.7	11.9	14.1	11.7	11.5	7.6	10.9	11.9
将来負担比率(%)	-	64.6	84.1	78.3	183.0	209.4	158.4	90.6	56.1	124.6	99.3
ラスパイレズ指数(H22.4.1)	100.1	100.7	101.2	103.9	101.4	96.4	100.1	101.5	100.7	101.9	101.5

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。

※ 人口の太枠は50万人以上、網掛けは30万人未満の市、面積の太枠は900km²以上、網掛けは150km²未満の市、財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.60未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。

中核市④

	松山市	高知市	久留米市	長崎市	熊本市	大分市	宮崎市	鹿児島市
人口(人、H22国勢調査)	517,231	343,393	302,402	443,766	734,474	474,094	400,583	605,846
15歳未満(%)	13.4%	13.2%	13.8%	12.5%	14.4%	14.3%	14.6%	13.9%
15歳以上64歳以下(%)	63.7%	62.0%	62.8%	62.0%	63.8%	64.6%	63.5%	64.2%
65歳以上(%)	21.7%	23.3%	21.9%	24.9%	20.8%	20.2%	21.2%	21.0%
面積(km ² 、H22.10.1)	429	309	230	406	390	501	645	547
歳入(百万円、H22決算)	176,370	143,326	125,349	208,118	269,911	164,641	155,636	236,493
地方税	65,580	45,261	37,716	53,198	92,749	77,420	49,496	82,691
地方交付税	26,767	31,614	22,533	40,792	40,523	9,797	30,845	35,748
国庫支出金	35,945	27,141	24,197	53,978	47,246	28,729	26,546	45,037
地方債	15,616	15,855	13,272	22,868	32,759	17,803	17,343	28,311
その他	32,463	23,456	27,631	37,281	56,633	30,892	31,406	44,706
歳出(百万円、H22決算)	170,387	141,767	123,343	206,117	264,876	159,744	152,826	228,485
義務的経費	90,326	93,976	57,221	124,397	152,609	94,295	85,467	121,513
人件費	26,167	21,124	16,739	30,319	48,970	31,884	22,421	33,465
扶助費	47,052	43,435	29,049	67,200	71,383	39,665	40,203	61,975
公債費	17,107	29,417	11,433	26,878	32,256	22,745	22,843	26,072
投資的経費	25,634	8,162	22,327	22,097	36,099	21,200	18,306	44,889
うち普通建設事業費	25,618	8,078	22,273	22,085	36,099	21,197	18,163	44,373
その他	54,427	39,629	43,795	59,622	76,168	44,249	49,054	62,084
財政力指数	0.72	0.58	0.64	0.56	0.68	0.91	0.63	0.70
経常収支比率(%)	84.7	90.0	91.7	94.9	91.1	91.9	90.1	87.6
実質公債費比率(%)	8.5	19.2	4.6	12.3	12.2	11.3	12.0	6.4
将来負担比率(%)	79.8	223.7	26.8	90.3	135.7	96.9	121.4	34.2
ラスパイレズ指数(H22.4.1)	100.0	96.9	100.6	100.5	101.9	102.9	102.0	101.7

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。

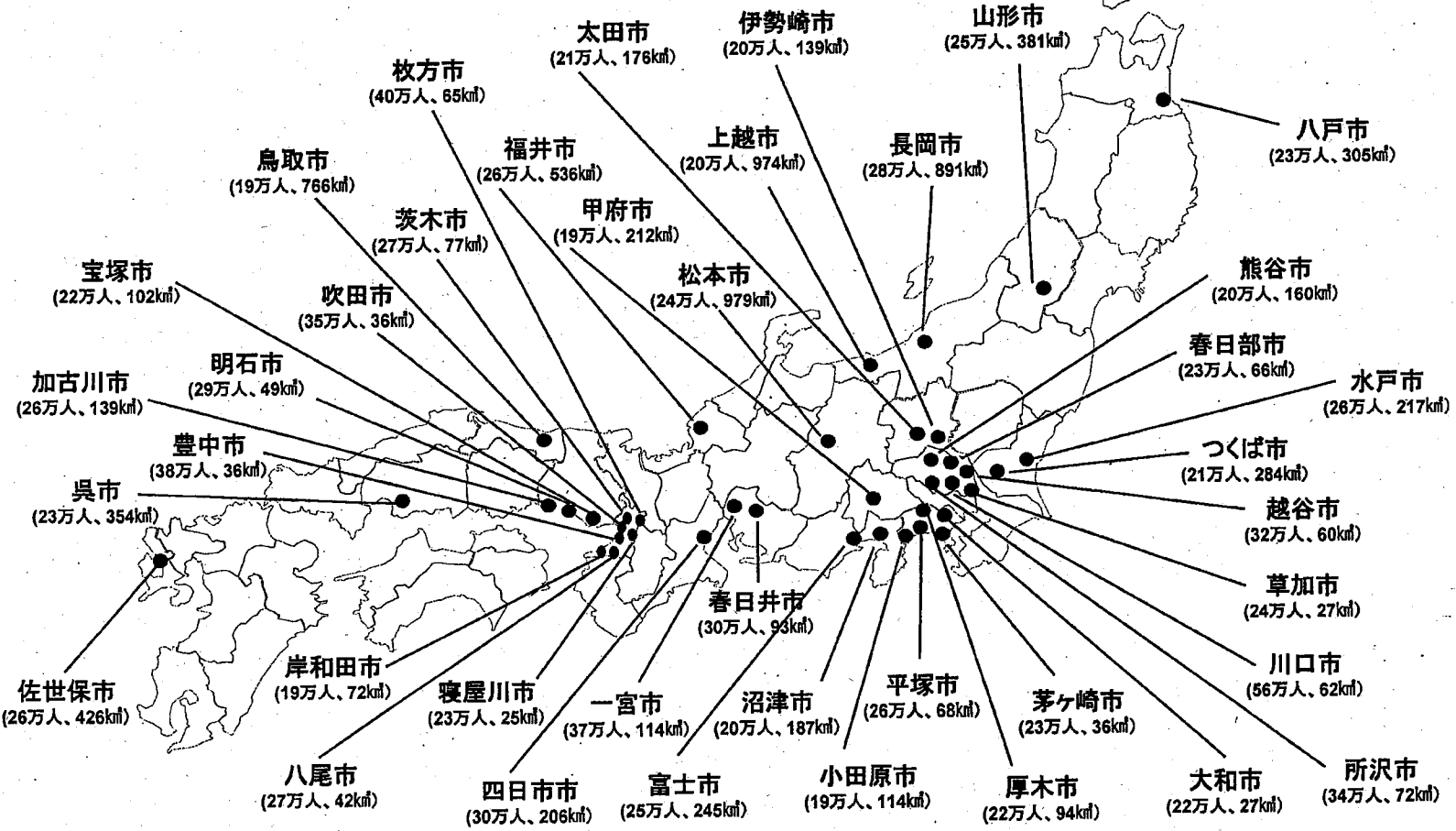
※ 人口の太枠は50万人以上、網掛けは30万人未満の市、面積の太枠は900km²以上、網掛けは150km²未満の市、財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.60未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。

特例市一覧

(平成24年2月2日現在)

● **特例市**

※括弧内は人口(H22国勢調査、1万人未満切捨て)及び面積(H22全国都道府県市区町村別面積調)



特例市①

	八戸市	山形市	水戸市	つくば市	伊勢崎市	太田市	川口市	所沢市	越谷市	草加市
人口(人、H22国勢調査)	237,615	254,244	268,750	214,590	207,221	216,465	500,598	341,924	326,313	243,855
15歳未満(%)	13.4%	13.1%	13.9%	15.0%	15.3%	15.2%	13.4%	12.7%	13.8%	13.7%
15歳以上64歳以下(%)	63.1%	62.1%	63.2%	67.8%	63.8%	64.0%	67.4%	66.3%	66.2%	65.8%
65歳以上(%)	23.2%	23.9%	21.5%	15.8%	20.3%	20.2%	18.9%	20.6%	19.8%	19.1%
面積(km ² 、H22.10.1)	305	381	217	284	139	176	56	72	60	27
歳入(百万円、H22決算)	96,328	89,013	91,039	68,878	70,209	76,649	154,584	90,686	88,168	69,361
地方税	30,123	35,050	40,222	37,842	28,926	33,626	79,250	51,375	45,250	33,728
地方交付税	16,126	12,331	8,090	1,520	7,719	4,490	2,187	1,479	3,688	3,461
国庫支出金	16,810	11,089	14,618	8,133	9,175	9,498	27,481	13,922	14,196	9,527
地方債	11,075	9,626	8,946	5,003	6,768	8,091	13,082	4,479	6,556	6,566
その他	22,194	20,917	19,163	16,381	17,621	20,945	32,585	19,432	18,478	16,077
歳出(百万円、H22決算)	92,098	86,831	86,745	66,268	67,293	73,687	142,973	87,690	83,830	66,156
義務的経費	43,205	38,792	49,520	33,669	34,880	36,230	78,391	50,063	42,642	28,690
人件費	10,779	14,049	16,779	15,098	12,288	13,657	27,581	21,408	16,206	10,553
扶助費	22,084	13,651	22,132	11,705	15,340	14,853	37,047	21,297	17,318	12,612
公債費	10,342	11,093	10,609	6,865	7,252	7,719	13,764	7,359	9,118	5,526
投資的経費	12,556	15,037	9,202	8,650	8,813	10,351	17,294	7,785	11,055	10,056
うち普通建設事業費	12,556	14,989	8,973	8,580	8,813	10,351	17,294	7,785	11,055	10,051
その他	36,337	33,002	28,023	23,950	23,600	27,106	47,287	29,841	30,133	27,410
財政力指数	0.67	0.74	0.86	1.05	0.86	0.99	1.04	1.06	0.95	0.95
経常収支比率(%)	86.2	85.0	84.4	90.2	89.1	92.1	90.7	92.8	83.0	76.4
実質公債費比率(%)	16.4	10.0	11.5	11.5	8.1	9.4	9.7	7.4	11.0	10.6
将来負担比率(%)	157.0	90.3	133.8	81.3	59.0	104.7	86.6	19.6	103.6	114.3
ラスパイレス指数(H22.4.1)	99.7	100.5	100.3	98.6	98.9	100.5	103.4	102.4	101.0	101.3

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。

※ 人口の太枠は30万人以上、網掛けは20万人未満の市、面積の太枠は700km²以上、網掛けは50km²未満の市、財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.70未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。

特例市②

	春日部市	熊谷市	小田原市	大和市	平塚市	厚木市	茅ヶ崎市	長岡市	上越市	福井市
人口(人、H22国勢調査)	237,171	203,180	198,327	228,186	260,780	224,420	235,081	282,674	203,899	266,796
15歳未満(%)	12.6%	12.8%	12.8%	13.3%	13.2%	13.7%	14.0%	13.2%	13.5%	13.6%
15歳以上64歳以下(%)	65.3%	65.2%	63.4%	66.3%	65.6%	68.1%	64.4%	61.1%	59.2%	60.2%
65歳以上(%)	22.0%	21.7%	23.4%	19.1%	21.2%	17.9%	21.3%	25.4%	26.3%	24.0%
面積(km ² 、H22.10.1)	66	160	114	27	68	94	36	891	974	536
歳入(百万円、H22決算)	64,036	63,699	61,167	67,976	79,288	79,684	65,925	156,858	113,657	104,774
地方税	27,350	29,560	32,099	34,323	43,231	42,556	34,193	36,885	26,777	44,060
地方交付税	7,905	6,181	1,149	1,103	1,140	52	1,863	28,798	27,898	10,613
国庫支出金	9,558	8,117	9,426	13,917	11,367	8,985	8,687	17,176	11,547	13,216
地方債	7,058	3,223	3,788	4,434	4,009	5,002	5,498	18,847	10,617	15,053
その他	12,165	16,619	14,706	14,200	19,540	23,089	15,684	55,152	36,818	21,833
歳出(百万円、H22決算)	61,944	58,570	58,209	65,507	76,456	77,975	62,160	147,842	110,226	103,064
義務的経費	33,384	32,143	32,559	34,128	39,292	38,442	32,356	54,390	40,817	49,781
人件費	11,711	12,824	11,622	13,363	15,315	14,878	12,885	20,835	16,152	18,757
扶助費	14,118	12,931	14,292	16,236	18,782	16,514	14,157	17,365	12,344	19,368
公債費	7,555	6,388	6,645	4,529	5,195	7,051	5,313	16,190	12,322	11,656
投資的経費	3,781	5,210	4,691	9,139	7,075	9,617	7,021	26,202	15,043	17,814
うち普通建設事業費	3,781	5,210	4,624	9,139	7,075	9,617	7,021	26,092	14,948	17,774
その他	24,779	21,217	20,959	22,240	30,089	29,916	22,783	67,250	54,366	35,470
財政力指数	0.81	0.93	1.04	1.04	1.07	1.31	1.02	0.65	0.59	0.87
経常収支比率(%)	88.9	86.8	90.6	93.3	92.3	96.1	92.4	89.3	87.8	87.8
実質公債費比率(%)	11.5	8.6	10.7	5.3	3.9	4.6	3.4	15.7	14.8	10.8
将来負担比率(%)	81.8	31.4	69.5	45.5	-	58.6	19.0	97.0	154.6	108.8
ラスパイレズ指数(H22.4.1)	99.0	103.9	101.5	100.8	102.3	101.3	102.5	96.0	98.6	100.6

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。

※ 人口の太枠は30万人以上、網掛けは20万人未満の市、面積の太枠は700km²以上、網掛けは50km²未満の市、財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.70未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。

特例市③

	甲府市	松本市	沼津市	富士市	春日井市	一宮市	四日市市	豊中市	吹田市	枚方市
人口(人、H22国勢調査)	198,992	243,037	202,304	254,027	305,569	378,566	307,766	389,341	355,798	407,978
15歳未満(%)	12.7%	14.1%	12.8%	14.6%	15.1%	14.9%	14.3%	13.8%	14.1%	13.7%
15歳以上64歳以下(%)	61.6%	62.0%	62.5%	63.3%	64.2%	62.5%	63.9%	64.0%	65.9%	63.3%
65歳以上(%)	24.6%	23.6%	24.6%	21.8%	20.3%	21.9%	21.3%	22.0%	19.6%	21.3%
面積(km ² 、H22.10.1)	212	979	187	245	93	114	206	36	36	65
歳入(百万円、H22決算)	72,641	93,962	74,835	87,274	85,241	111,334	103,330	124,706	109,298	119,902
地方税	28,651	35,122	35,880	46,999	47,836	46,010	59,388	63,461	62,662	55,934
地方交付税	8,397	17,659	2,226	757	1,014	10,440	2,493	5,170	868	10,476
国庫支出金	11,657	10,070	12,555	9,220	11,401	15,792	13,231	23,276	18,276	21,224
地方債	8,203	9,050	7,471	6,879	6,174	12,966	5,786	7,706	7,643	9,215
その他	15,734	22,063	16,703	23,420	18,816	26,127	22,432	25,093	19,850	23,053
歳出(百万円、H22決算)	71,747	91,841	73,923	84,285	82,142	106,822	100,742	123,419	108,194	118,363
義務的経費	34,055	41,505	34,502	36,086	42,963	50,698	51,245	77,933	62,297	66,725
人件費	12,015	15,678	13,011	15,589	13,497	16,934	17,138	28,074	25,078	22,940
扶助費	15,638	14,339	13,298	12,612	20,136	24,131	20,918	34,852	29,321	33,181
公債費	6,401	11,489	8,194	7,885	9,330	9,632	13,188	15,007	7,898	10,605
投資的経費	12,733	10,100	15,321	14,522	7,918	16,525	7,746	4,854	11,344	7,431
うち普通建設事業費	12,733	10,064	15,321	14,509	7,916	16,525	7,732	4,854	11,344	7,431
その他	24,959	40,236	24,100	33,677	31,261	39,599	41,751	40,631	34,553	44,207
財政力指数	0.79	0.71	1.05	1.09	1.04	0.84	1.06	0.96	1.06	0.86
経常収支比率(%)	88.3	82.7	82.0	78.6	92.7	80.9	86.0	96.6	96.8	88.7
実質公債費比率(%)	13.4	9.3	8.3	7.4	8.0	6.2	16.4	11.4	0.9	0.3
将来負担比率(%)	75.2	32.6	90.9	51.9	112.4	67.1	118.9	77.5	-	13.5
ラスパイレズ指数(H22.4.1)	101.1	98.2	102.9	101.8	100.1	100.9	102.1	99.8	101.6	100.5

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。

※ 人口の太枠は30万人以上、網掛けは20万人未満の市、面積の太枠は700km²以上、網掛けは50km²未満の市、
財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.70未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。

特例市④

	茨木市	八尾市	寝屋川市	岸和田市	明石市	加古川市	宝塚市	鳥取市	呉市	佐世保市
人口(人、H22国勢調査)	274,822	271,460	238,204	199,234	290,959	266,937	225,700	197,449	239,973	261,101
15歳未満(%)	14.9%	13.2%	12.7%	15.1%	13.8%	14.7%	14.3%	13.7%	11.9%	13.6%
15歳以上64歳以下(%)	65.1%	60.4%	63.0%	62.7%	63.6%	64.5%	63.2%	62.6%	58.7%	60.0%
65歳以上(%)	19.5%	23.0%	23.1%	22.0%	21.3%	20.6%	22.4%	23.0%	29.3%	25.5%
面積(km ² 、H22.10.1)	77	42	25	72	49	139	102	766	354	426
歳入(百万円、H22決算)	81,480	90,727	79,822	73,507	98,738	81,811	71,809	92,614	110,475	119,770
地方税	43,854	38,555	27,857	23,517	39,148	37,589	34,867	23,832	31,837	29,113
地方交付税	2,137	10,520	11,251	13,985	10,834	5,911	4,834	25,176	22,993	28,846
国庫支出金	14,426	17,986	17,599	14,877	17,241	10,787	11,958	12,292	14,295	18,418
地方債	5,197	7,903	9,643	8,794	11,588	9,582	6,661	7,626	12,716	10,054
その他	15,867	15,763	13,473	12,334	19,927	17,942	13,488	23,688	28,634	33,339
歳出(百万円、H22決算)	79,145	89,572	79,454	72,909	96,526	81,127	70,359	91,141	108,868	114,348
義務的経費	42,415	55,076	45,290	42,046	54,026	41,639	38,921	38,834	56,511	57,187
人件費	15,066	17,551	14,170	12,487	17,335	16,315	14,523	12,198	21,269	18,032
扶助費	21,643	29,076	24,031	19,918	23,746	16,668	15,290	13,735	20,083	25,151
公債費	5,706	8,450	7,089	9,640	12,945	8,656	9,108	12,901	15,159	14,004
投資的経費	9,202	6,016	11,178	8,756	12,564	10,044	9,412	10,562	17,342	15,026
うち普通建設事業費	9,142	6,016	11,178	8,756	12,563	10,043	9,412	10,533	16,356	14,744
その他	27,528	28,480	22,986	22,107	29,936	29,443	22,026	41,746	35,015	42,135
財政力指数	0.99	0.79	0.71	0.60	0.78	0.89	0.90	0.53	0.64	0.52
経常収支比率(%)	87.2	94.7	93.8	97.5	93.1	88.7	95.8	80.9	95.9	83.7
実質公債費比率(%)	0.3	6.4	4.6	13.9	8.5	8.8	9.2	16.7	13.4	13.1
将来負担比率(%)	-	63.3	29.6	142.2	83.0	67.5	78.5	125.9	139.6	83.6
ラスパイレス指数(H22.4.1)	99.4	100.2	98.0	97.9	101.9	101.8	101.0	97.5	98.7	101.2

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。

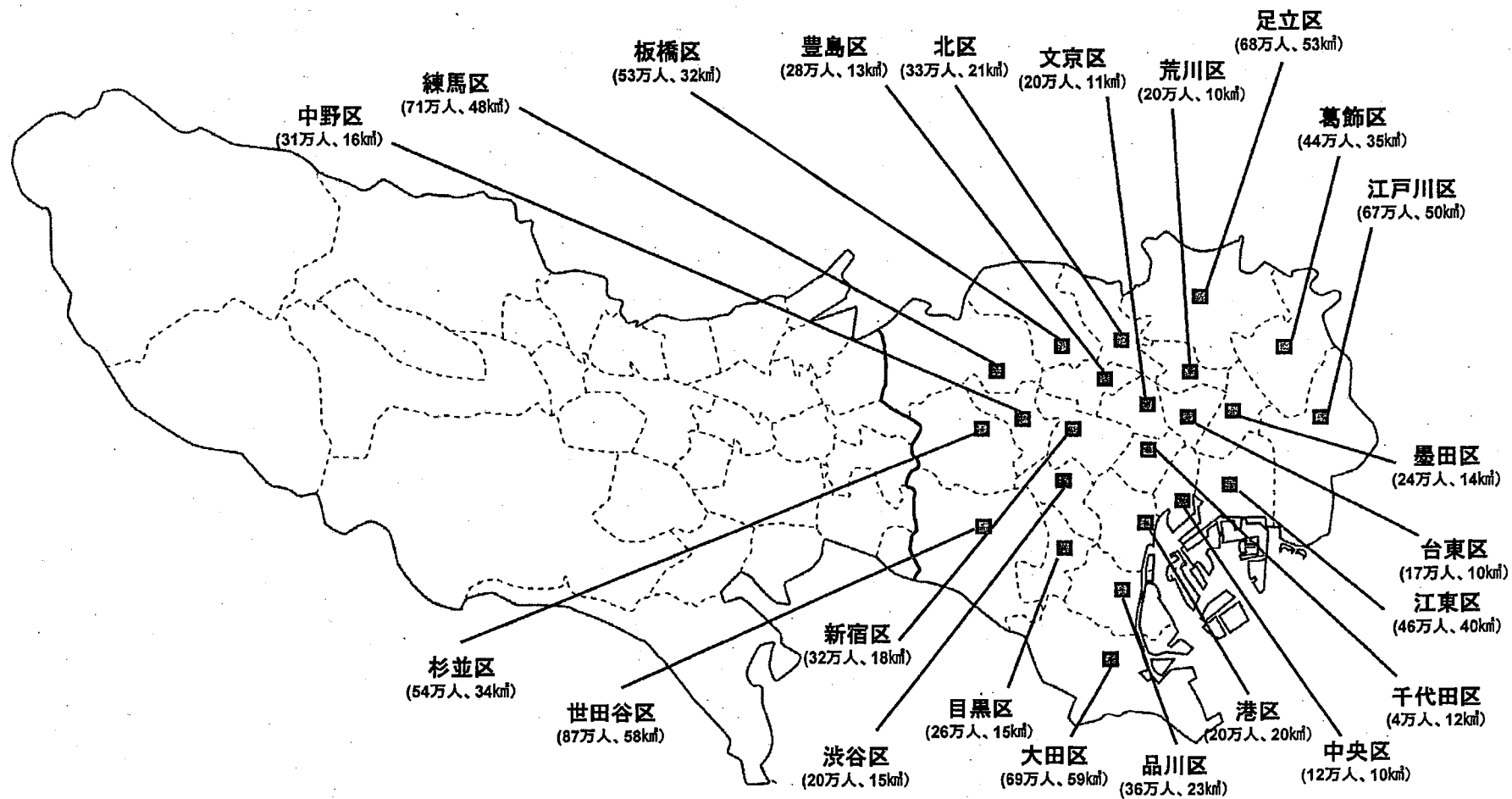
※ 人口の太枠は30万人以上、網掛けは20万人未満の市、面積の太枠は700km²以上、網掛けは50km²未満の市、
財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.70未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。

特別区一覽

(平成24年2月2日現在)

特別区

※括弧内は人口(H22国勢調査、1万人未満切捨て)及び面積(H22全国都道府県市区町村別面積調)



特別区①

	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区
人口(人、H22国勢調査)	47,115	122,762	205,131	326,309	206,626	175,928	247,606	460,819	365,302
15歳未満(%)	10.7%	10.5%	11.2%	7.7%	9.8%	8.6%	10.4%	12.1%	9.9%
15歳以上64歳以下(%)	69.9%	73.6%	70.7%	71.2%	69.7%	66.5%	67.9%	68.8%	69.7%
65歳以上(%)	19.2%	15.9%	17.0%	18.7%	18.5%	23.1%	21.3%	19.1%	19.1%
面積(km ² 、H22.10.1)	12	10	20	18	11	10	14	40	23
歳入(百万円、H22決算)	46,894	70,008	105,124	133,914	73,476	90,260	106,202	157,196	136,169
地方税	13,946	20,212	59,137	38,344	27,638	17,634	20,055	41,646	39,732
地方交付税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国庫支出金	3,002	5,590	8,538	21,578	7,100	18,338	19,773	22,146	17,769
地方債	0	579	0	1,814	0	0	3,118	2,604	1,172
その他	29,946	43,627	37,449	72,179	38,739	54,288	63,256	90,800	77,496
歳出(百万円、H22決算)	44,738	67,302	99,089	129,725	70,202	87,171	103,667	152,970	132,095
義務的経費	16,447	23,665	36,456	68,156	34,244	49,764	53,011	73,483	55,821
人件費	11,557	15,235	20,514	28,291	19,335	15,860	19,697	28,134	26,507
扶助費	3,875	7,452	14,705	36,528	12,294	29,741	29,647	42,821	25,660
公債費	1,015	979	1,236	3,337	2,615	4,163	3,667	2,528	3,653
投資的経費	5,026	13,406	18,463	15,559	4,500	4,600	12,140	15,574	25,293
うち普通建設事業費	5,026	13,397	18,463	15,559	4,494	4,600	12,140	15,375	25,293
その他	23,266	30,231	44,170	46,009	31,458	32,807	38,516	63,913	50,980
財政力指数	0.80	0.68	1.27	0.66	0.62	0.43	0.38	0.47	0.54
経常収支比率(%)	77.9	81.0	73.2	87.8	81.8	87.6	93.2	83.4	78.8
実質公債費比率(%)	3.0	2.3	△ 0.5	0.2	0.3	4.7	1.4	△ 1.6	0.1
将来負担比率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ラスパイレス指数(H22.4.1)	101.7	101.4	100.9	100.7	100.9	100.5	100.5	100.7	100.5

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。

※ 特別区の財政力指数は、特別区財政調整交付金の算定に要した基準財政需要額と基準財政収入額によって算出。

※ 人口の太枠は50万人以上、網掛けは15万人未満の区、面積の太枠は50km²以上、網掛けは13km²未満の区、財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.40未満の区、経常収支比率の太枠は90.0%以上、網掛けは80.0%未満の区。

特別区②

	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区
人口(人、H22国勢調査)	268,330	693,373	877,138	204,492	314,750	549,569	284,678	335,544	203,296
15歳未満(%)	9.6%	10.9%	10.9%	7.5%	7.4%	7.4%	7.8%	9.3%	10.9%
15歳以上64歳以下(%)	69.3%	68.0%	70.4%	69.9%	71.2%	58.9%	71.7%	65.8%	66.0%
65歳以上(%)	19.2%	20.2%	18.2%	18.9%	19.6%	19.9%	19.0%	23.7%	21.5%
面積(km ² 、H22.10.1)	15	59	58	15	16	34	13	21	10
歳入(百万円、H22決算)	86,784	220,782	242,133	83,908	105,166	161,190	99,320	127,416	82,541
地方税	38,027	66,580	105,997	39,399	29,485	58,662	27,418	25,256	14,424
地方交付税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国庫支出金	8,824	36,756	37,472	8,035	15,745	20,615	17,317	20,262	13,813
地方債	860	2,179	6,565	538	6,473	2,358	1,519	2,447	1,518
その他	39,073	115,267	92,099	35,936	53,464	79,555	53,066	79,450	52,786
歳出(百万円、H22決算)	84,154	217,897	239,156	79,169	103,454	153,261	96,739	123,409	80,073
義務的経費	46,208	121,748	115,443	38,134	57,378	76,393	52,915	62,670	44,178
人件費	22,768	45,668	50,949	20,950	23,577	37,897	21,041	24,469	16,670
扶助費	16,148	67,065	55,263	14,447	26,623	34,630	25,698	35,454	24,413
公債費	7,292	9,015	9,231	2,737	7,178	3,866	6,176	2,747	3,095
投資的経費	6,264	20,070	42,544	13,843	12,296	17,375	13,160	11,659	7,408
うち普通建設事業費	6,264	20,070	42,544	13,843	12,296	17,308	13,160	11,650	7,408
その他	31,683	76,079	81,169	27,192	33,780	59,493	30,664	49,080	28,487
財政力指数	0.74	0.55	0.77	1.03	0.50	0.65	0.52	0.38	0.30
経常収支比率(%)	97.5	88.4	87.0	92.5	88.4	84.0	86.7	86.7	85.7
実質公債費比率(%)	6.3	1.0	△ 0.1	△ 0.1	2.8	△ 2.5	5.2	△ 1.2	4.1
将来負担比率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ラスパイレス指数(H22.4.1)	100.9	101.1	101.0	100.7	101.2	101.1	100.3	100.6	100.3

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。

※ 特別区の財政力指数は、特別区財政調整交付金の算定に要した基準財政需要額と基準財政収入額によって算出。

※ 人口の太枠は50万人以上、網掛けは15万人未満の区、面積の太枠は50km²以上、網掛けは13km²未満の区、

財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.40未満の区、経常収支比率の太枠は90.0%以上、網掛けは80.0%未満の区。

特別区③

	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区
人口(人、H22国勢調査)	535,824	716,124	683,426	442,586	678,967
15歳未満(%)	10.4%	12.2%	12.3%	12.1%	14.1%
15歳以上64歳以下(%)	66.5%	68.2%	65.1%	65.9%	67.1%
65歳以上(%)	20.9%	19.2%	22.1%	22.0%	17.9%
面積(km ² 、H22.10.1)	32	48	53	35	50
歳入(百万円、H22決算)	177,870	223,786	245,450	160,752	235,853
地方税	41,231	59,940	42,053	30,351	47,752
地方交付税	0	0	0	0	0
国庫支出金	36,133	40,602	50,539	29,032	42,222
地方債	4,109	4,366	4,828	0	1,500
その他	96,397	118,878	148,030	101,369	144,379
歳出(百万円、H22決算)	174,944	219,473	237,188	154,124	224,030
義務的経費	104,141	120,617	133,880	84,855	113,435
人件費	34,806	45,342	38,119	30,395	36,528
扶助費	62,827	64,857	83,000	50,020	74,902
公債費	6,508	10,418	12,762	4,441	2,005
投資的経費	15,068	28,699	21,852	15,593	20,674
うち普通建設事業費	15,068	28,699	21,852	15,593	20,585
その他	55,736	70,158	81,455	53,676	89,921
財政力指数	0.44	0.48	0.34	0.35	0.41
経常収支比率(%)	90.9	87.1	85.8	81.7	83.0
実質公債費率(%)	0.4	1.3	1.9	6.8	△ 3.8
将来負担比率(%)	-	-	-	-	-
ラスパイレス指数(H22.4.1)	100.4	100.6	102.1	101.1	100.5

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。

※ 特別区の財政力指数は、特別区財政調整交付金の算定に要した基準財政需要額と基準財政収入額によって算出。

※ 人口の太枠は50万人以上、網掛けは15万人未満の区、面積の太枠は50km²以上、網掛けは13km²未満の区、財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.40未満の区、経常収支比率の太枠は90.0%以上、網掛けは80.0%未満の区。

都道府県における指定都市・特別区への人口の集中状況

(単位:人、%)

都道府県	(A)	指定都市 ・特別区	(B)	都道府県に占めるシェア
				(B)/(A)
北海道	5,506,419	札幌市	1,913,545	34.8
宮城県	2,348,165	仙台市	1,045,986	44.5
埼玉県	7,194,556	さいたま市	1,222,434	17.0
千葉県	6,216,289	千葉市	961,749	15.5
東京都	13,159,388	特別区	8,945,695	68.0
神奈川県	9,048,331	横浜市	3,688,773	40.8
		川崎市	1,425,512	15.8
		相模原市	717,544	7.9
		小計	5,831,829	64.5
新潟県	2,374,450	新潟市	811,901	34.2
静岡県	3,765,007	静岡市	716,197	19.0
		浜松市	800,866	21.3
		小計	1,517,063	40.3
愛知県	7,410,719	名古屋市	2,263,894	30.5
京都府	2,636,092	京都市	1,474,015	55.9
大阪府	8,865,245	大阪市	2,665,314	30.1
		堺市	841,966	9.5
		小計	3,507,280	39.6
兵庫県	5,588,133	神戸市	1,544,200	27.6
岡山県	1,945,276	岡山市	709,584	36.5
広島県	2,860,750	広島市	1,173,843	41.0
福岡県	5,071,968	北九州市	976,846	19.3
		福岡市	1,463,743	28.9
		小計	2,440,589	48.1

都道府県における指定都市・特別区の面積シェア

(単位: km²、%)

都道府県	指定都市・特別区		都道府県に占めるシェア (B)/(A)
	(A)	(B)	
北海道	83,456.87	札幌市 1,121.12	1.3
宮城県	7,285.76	仙台市 783.54	10.8
埼玉県	3,798.08	さいたま市 217.49	5.7
千葉県	5,156.60	千葉市 272.08	5.3
東京都	2,187.65	特別区 621.98	28.4
神奈川県	2,415.86	横浜市 437.38	18.1
		川崎市 142.70	5.9
		相模原市 328.84	13.6
		小計 908.92	37.6
新潟県	12,583.81	新潟市 726.10	5.8
静岡県	7,780.42	静岡市 1,411.85	18.1
		浜松市 1,558.04	20.0
		小計 2,969.89	38.2
愛知県	5,165.04	名古屋市 326.43	6.3
京都府	4,613.21	京都市 827.90	17.9
大阪府	1,898.47	大阪市 222.47	11.7
		堺市 149.99	7.9
		小計 372.46	19.6
兵庫県	8,396.13	神戸市 552.26	6.6
岡山県	7,113.21	岡山市 789.91	11.1
広島県	8,479.58	広島市 905.41	10.7
福岡県	4,977.24	北九州市 487.89	9.8
		福岡市 341.32	6.9
		小計 829.21	16.7

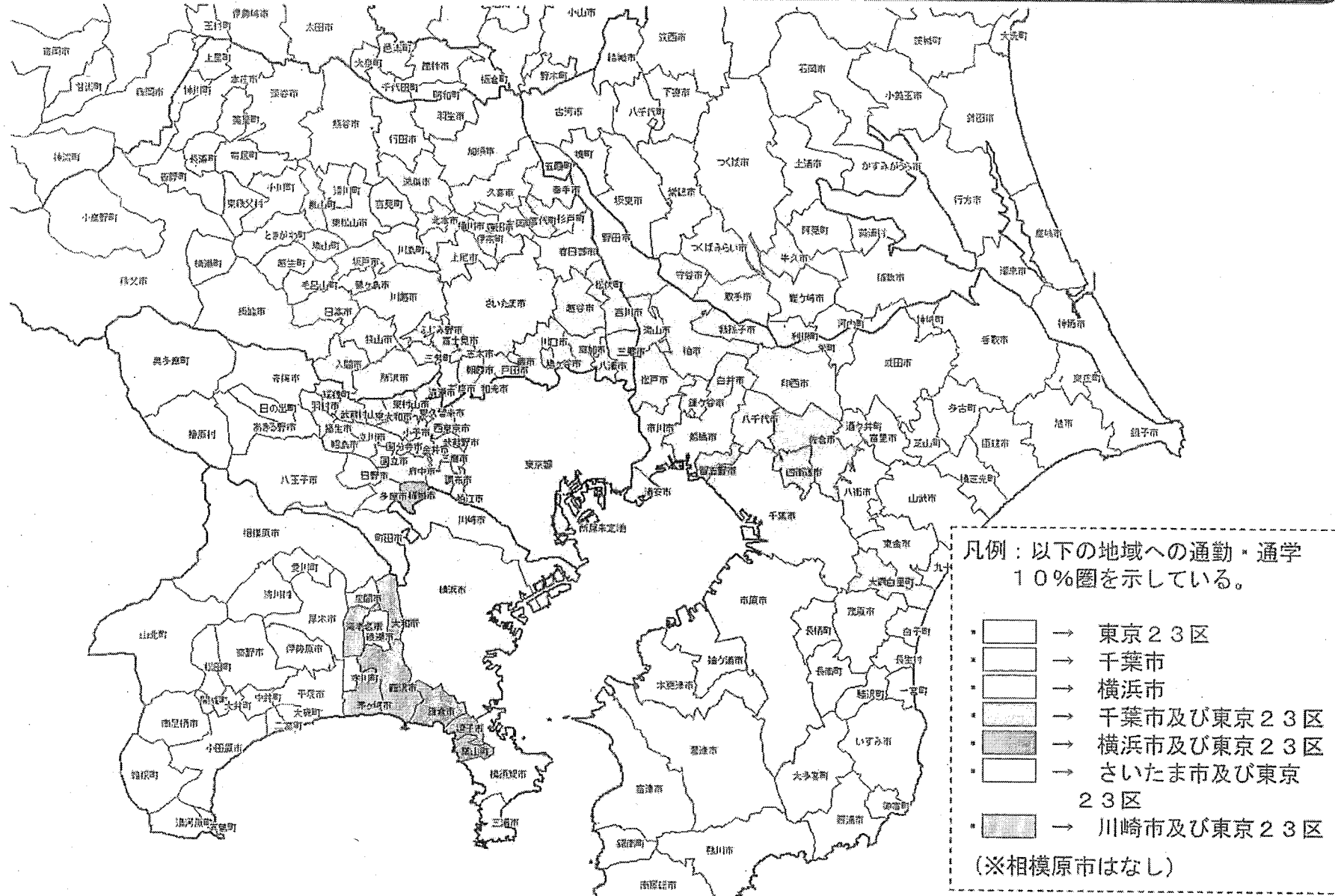
(出典)国土交通省国土地理院『平成22年全国都道府県市区町村別面積調』

仙台市の通勤・通学10%圏



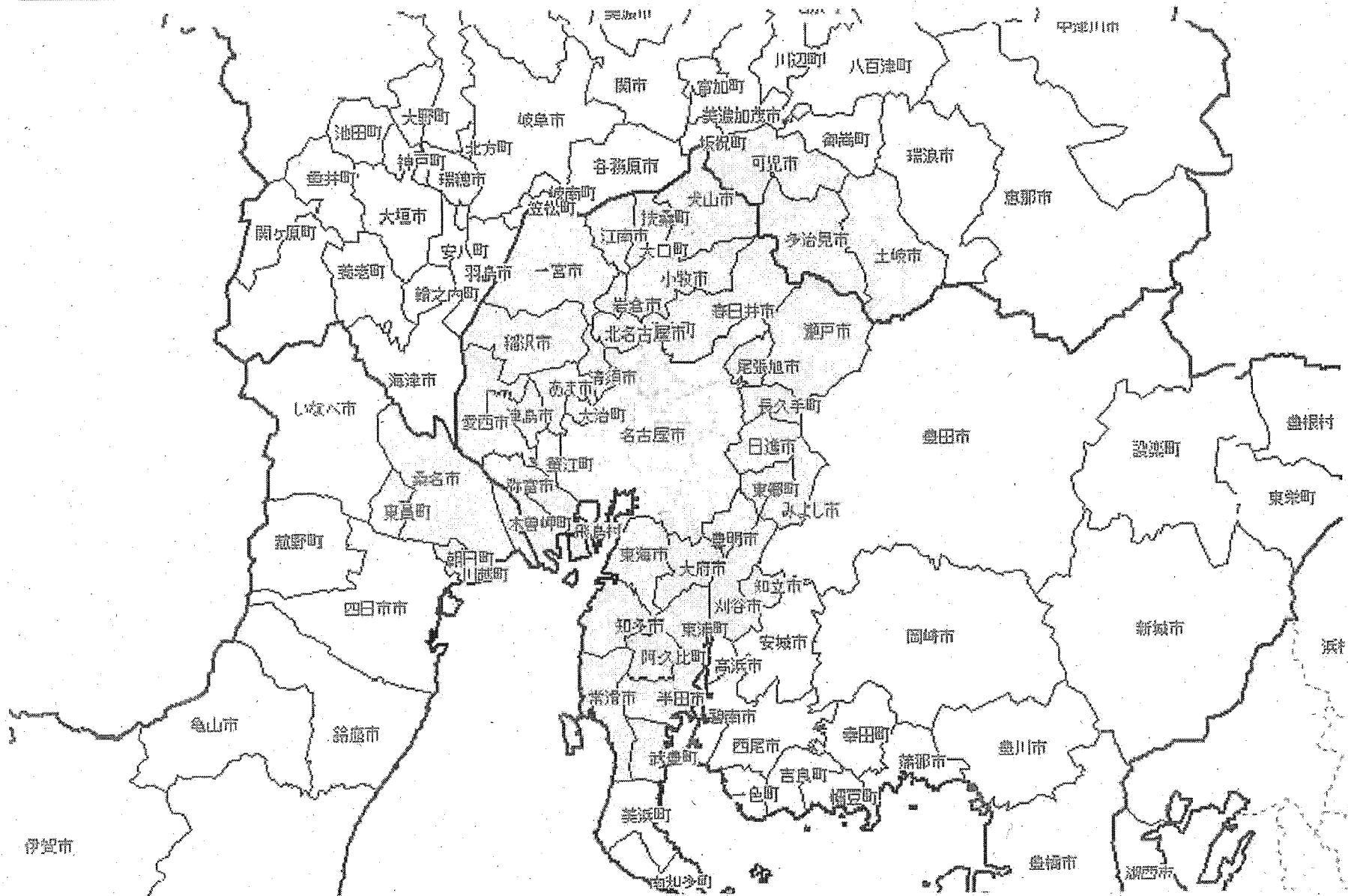
(注) 平成17年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。

東京23区・横浜市・川崎市・さいたま市・千葉市の通勤・通学10%圏



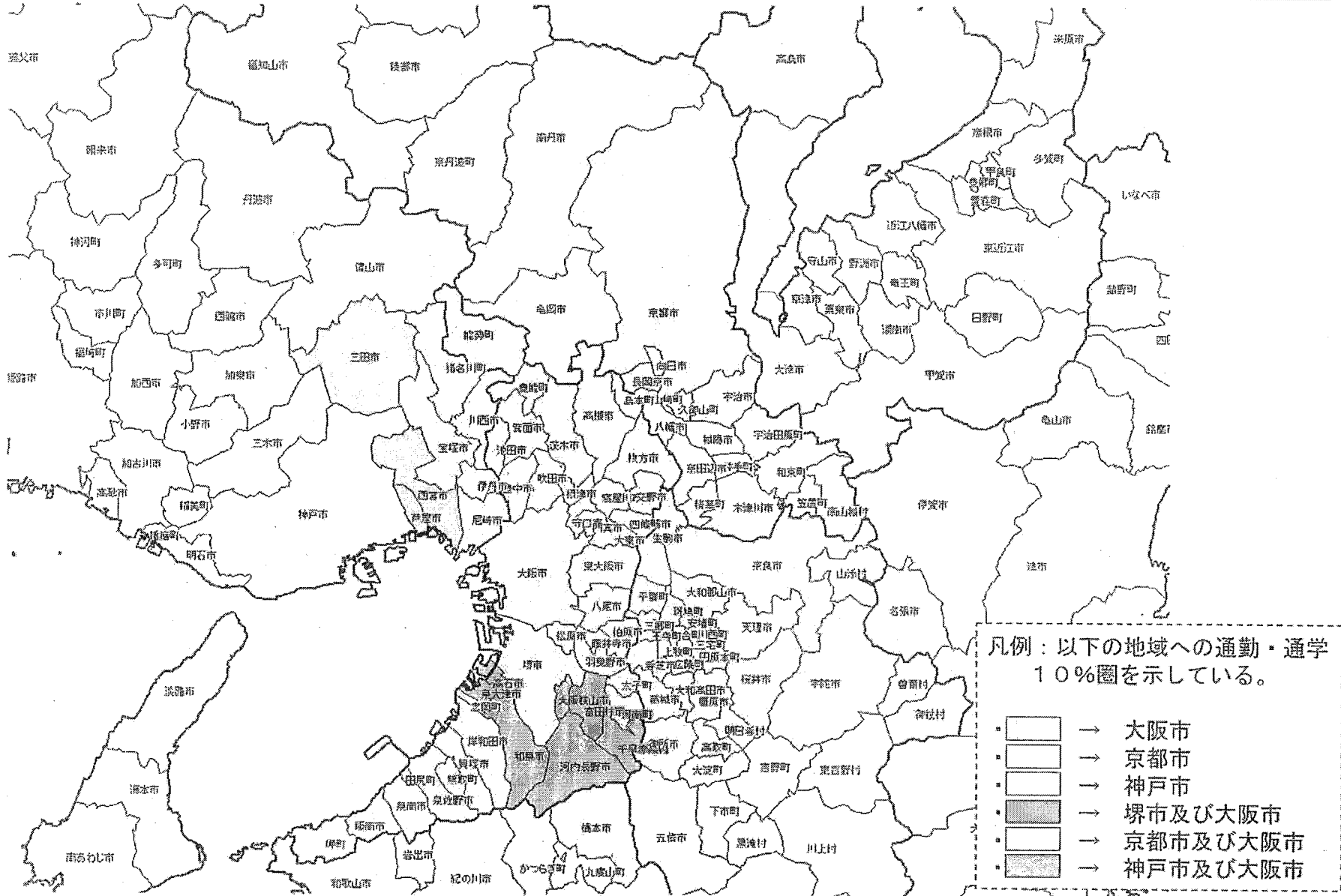
51 (注) 平成17年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。

名古屋市の通勤・通学10%圏



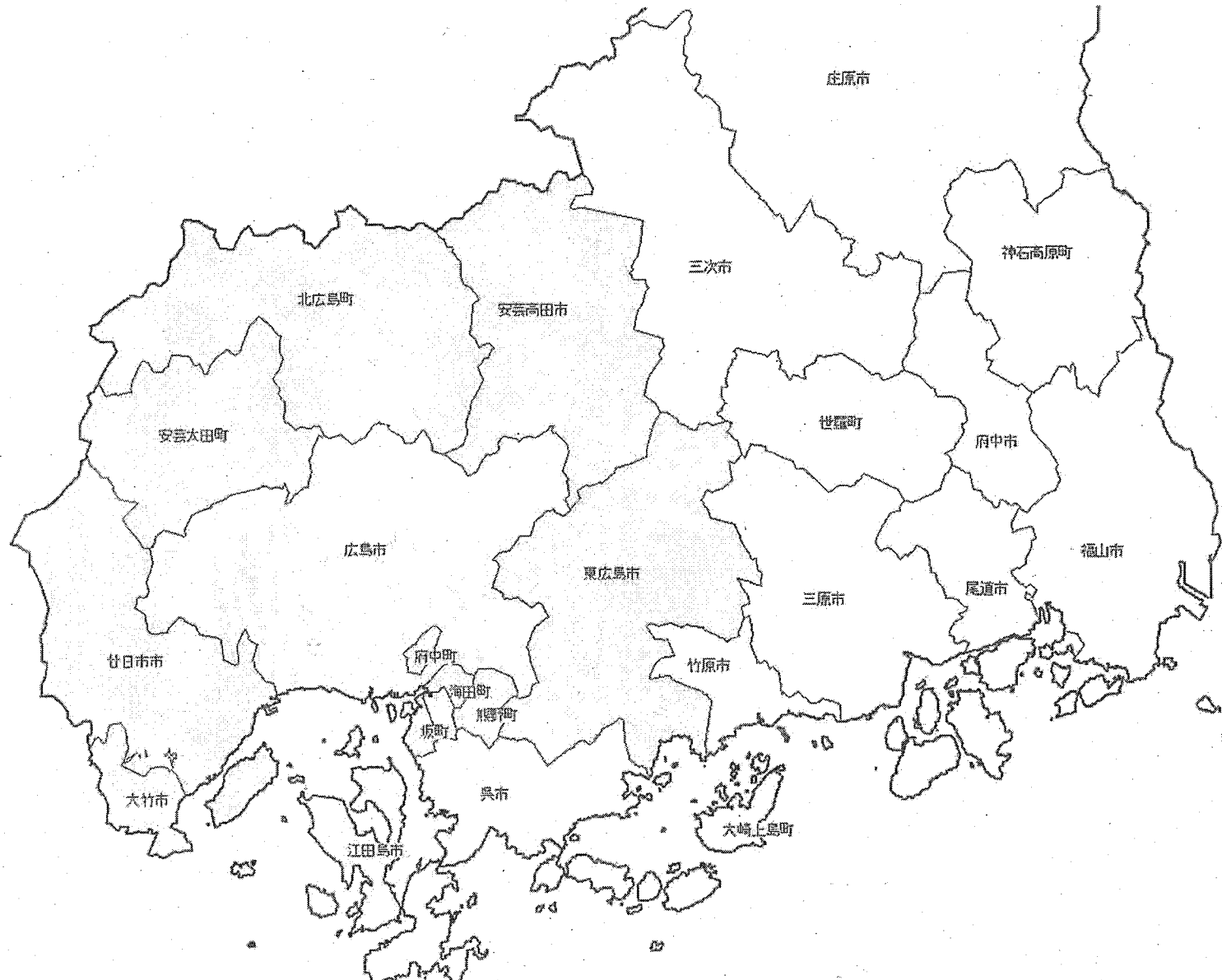
(注) 平成17年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。

大阪市・堺市・神戸市・京都市の通勤・通学10%圏



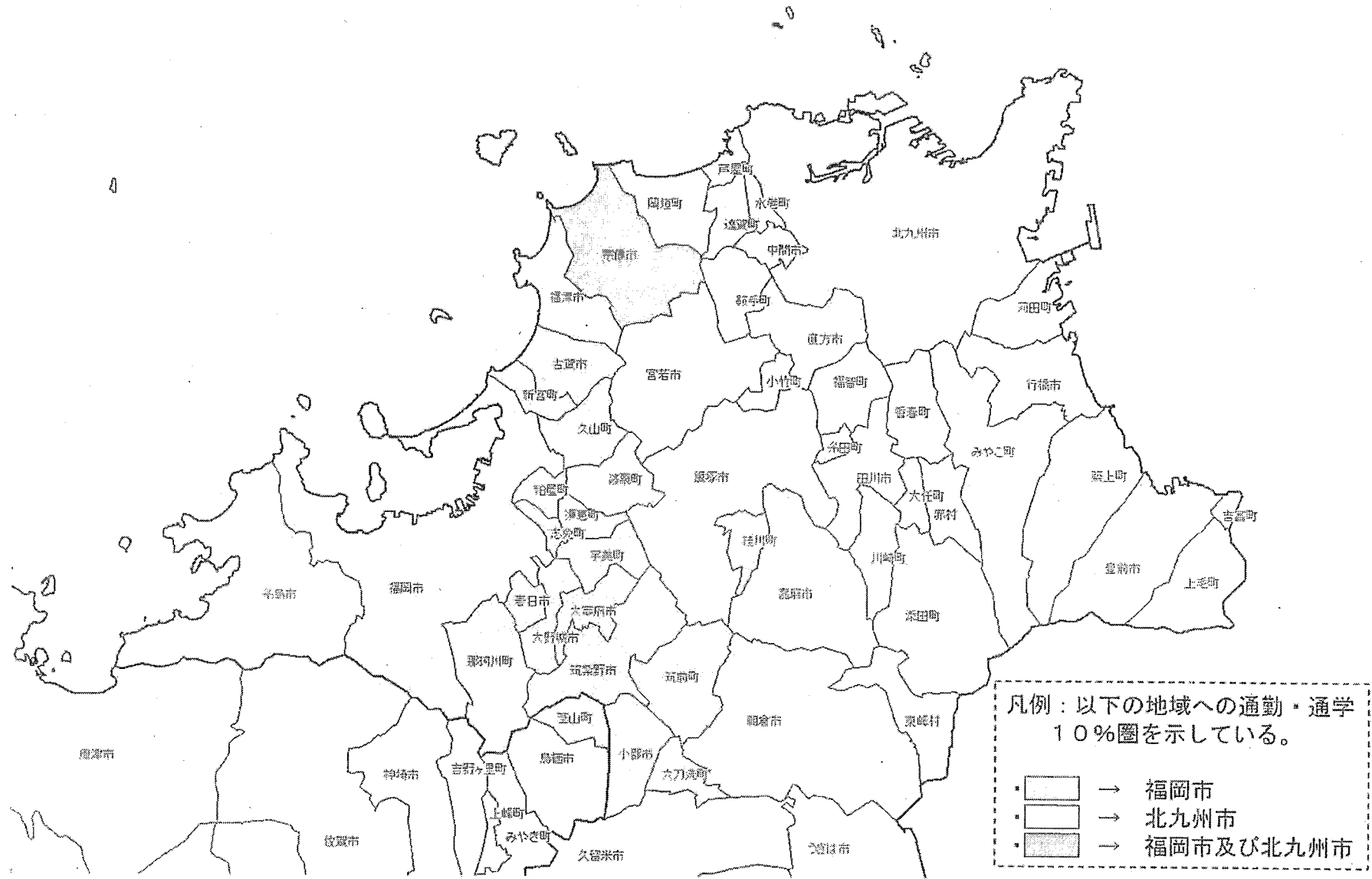
53 (注) 平成17年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。

広島市の通勤・通学10%圏



(注) 平成17年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。

北九州市・福岡市の通勤・通学10%圏

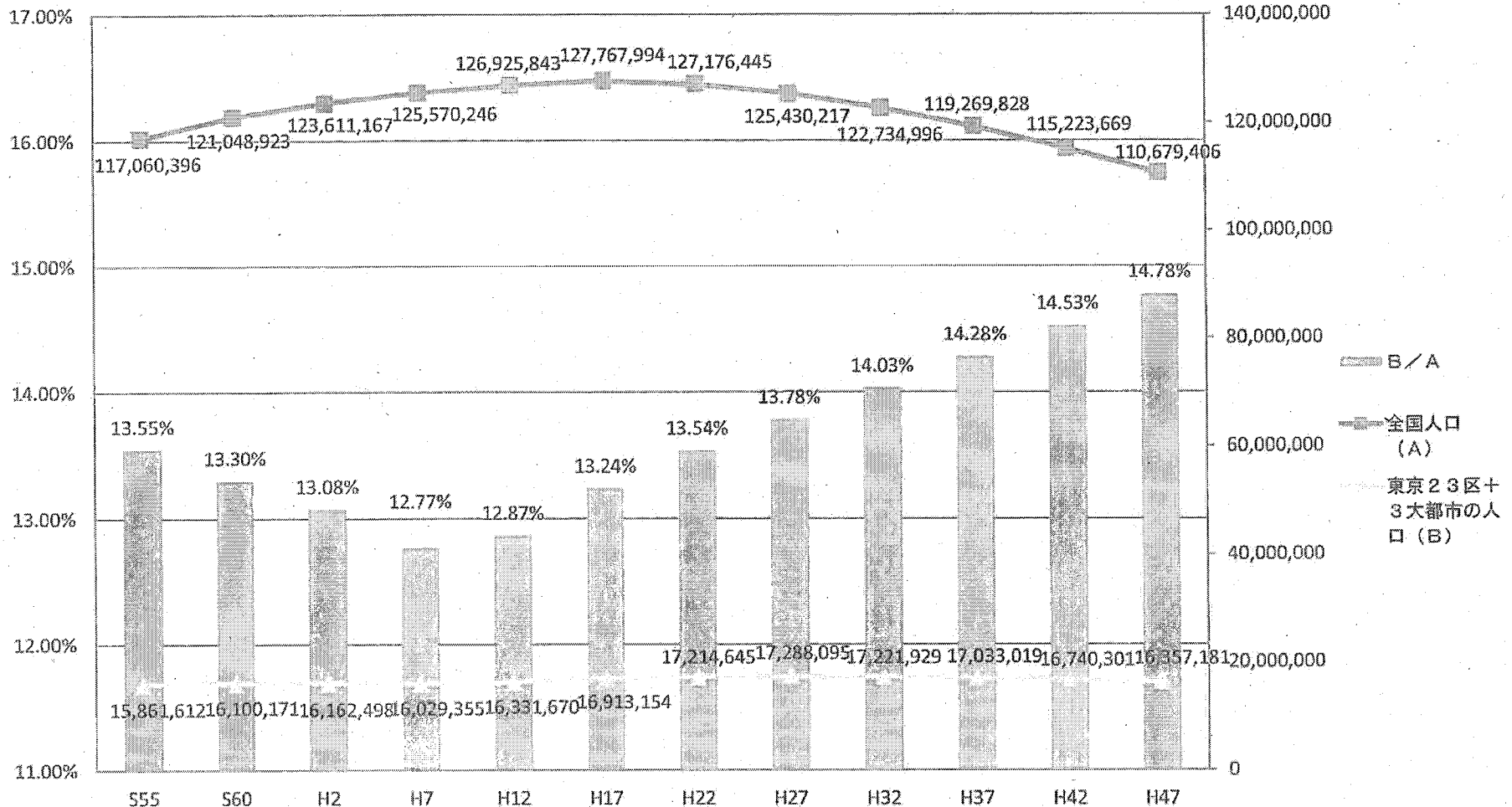


55(注) 平成17年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。

三大都市圏の人口の全国シェアの推移

少子高齢化により人口減少が進むなか、大都市部（東京圏、名古屋圏、大阪圏をいう。以下同じ。）への人口集中が進行していくことが予想される。

全国の人口に占める東京23区+3大都市（横浜市・大阪市・名古屋市）の人口の割合の推移

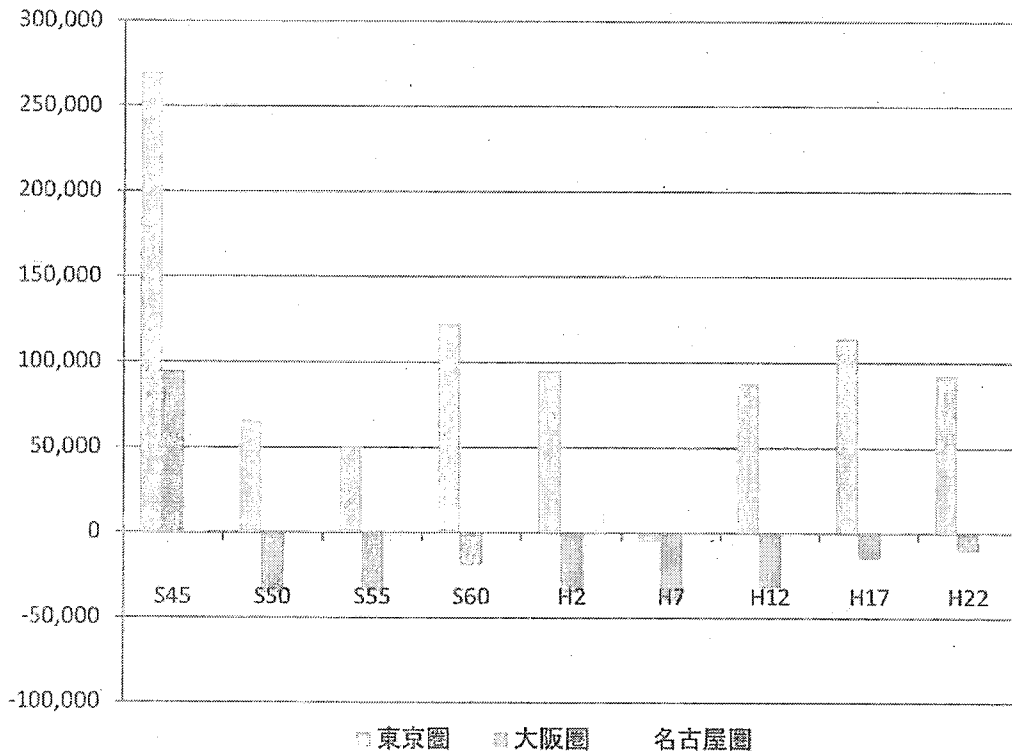


(出典)「国勢調査」(総務省統計局)・「日本の市区町村別将来推計人口」(平成20年12月推計 国立社会保障・人口問題研究所発表56)

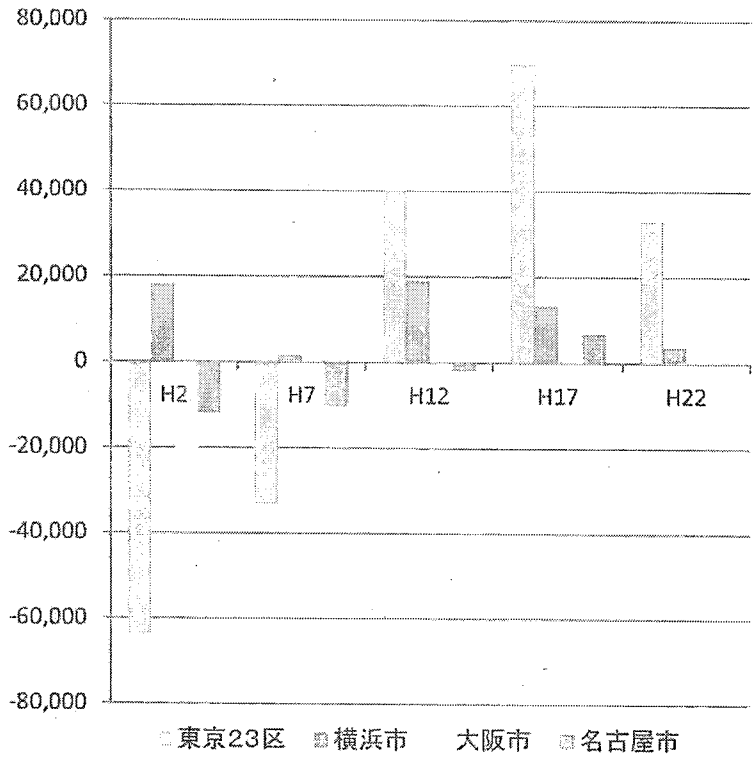
三大都市圏の人口の社会増減の推移

東京圏への人口流入は続いているが、大阪圏では人口流出が続いている。一方、東京23区や大阪市など都心への人口回帰も見られる。

3大都市圏(東京圏, 名古屋圏, 大阪圏)の転入超過者数の推移



東京23区+3大都市(横浜市・大阪市・名古屋市)の転入超過者数の推移



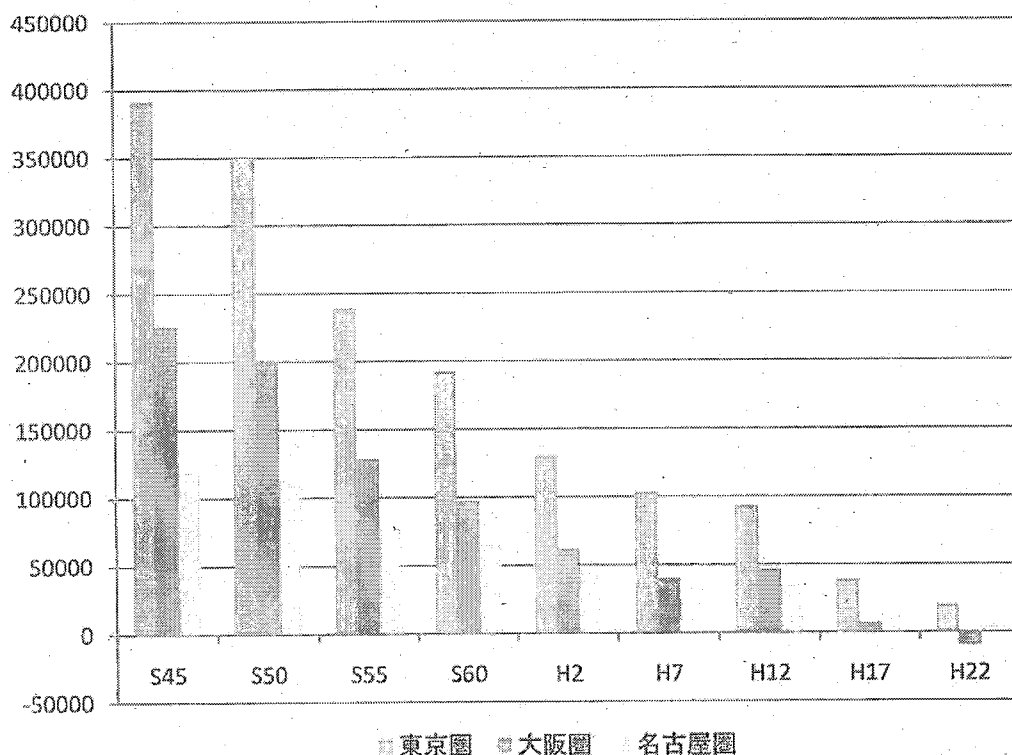
(※ 転入超過者数=転入者数-転出者数)

東京圏：東京都, 神奈川県, 埼玉県, 千葉県
 名古屋圏：愛知県, 岐阜県, 三重県
 大阪圏：大阪府, 兵庫県, 京都府, 奈良県

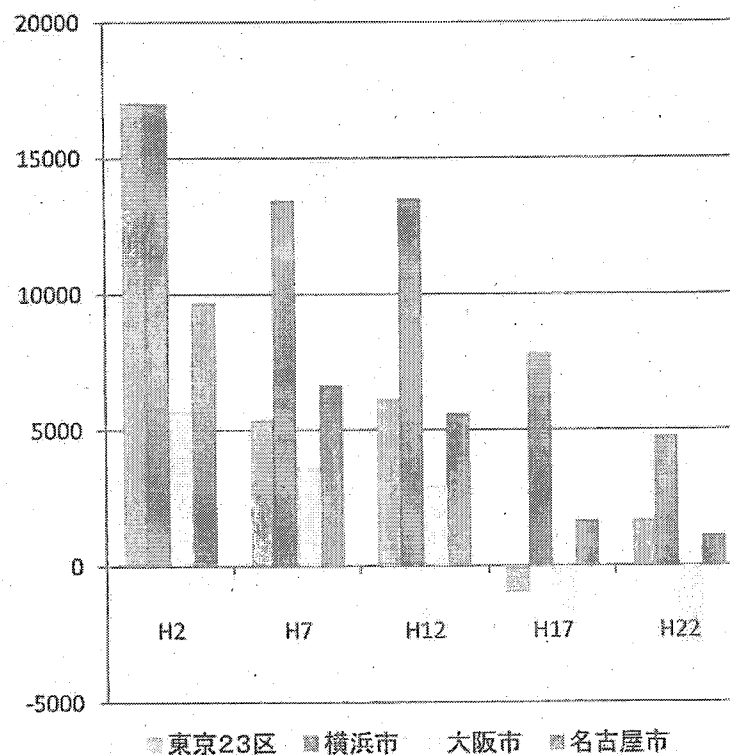
三大都市圏の人口の自然増減の推移

三大都市圏においては、人口の自然増はほとんど見られなくなっている。特に、大阪圏・大阪市においては、自然減が始まりつつある。

3大都市圏(東京圏、名古屋圏、大阪圏)の出生超過者数の推移



東京23区+3大都市(横浜市・大阪市・名古屋市)の出生超過者数の推移



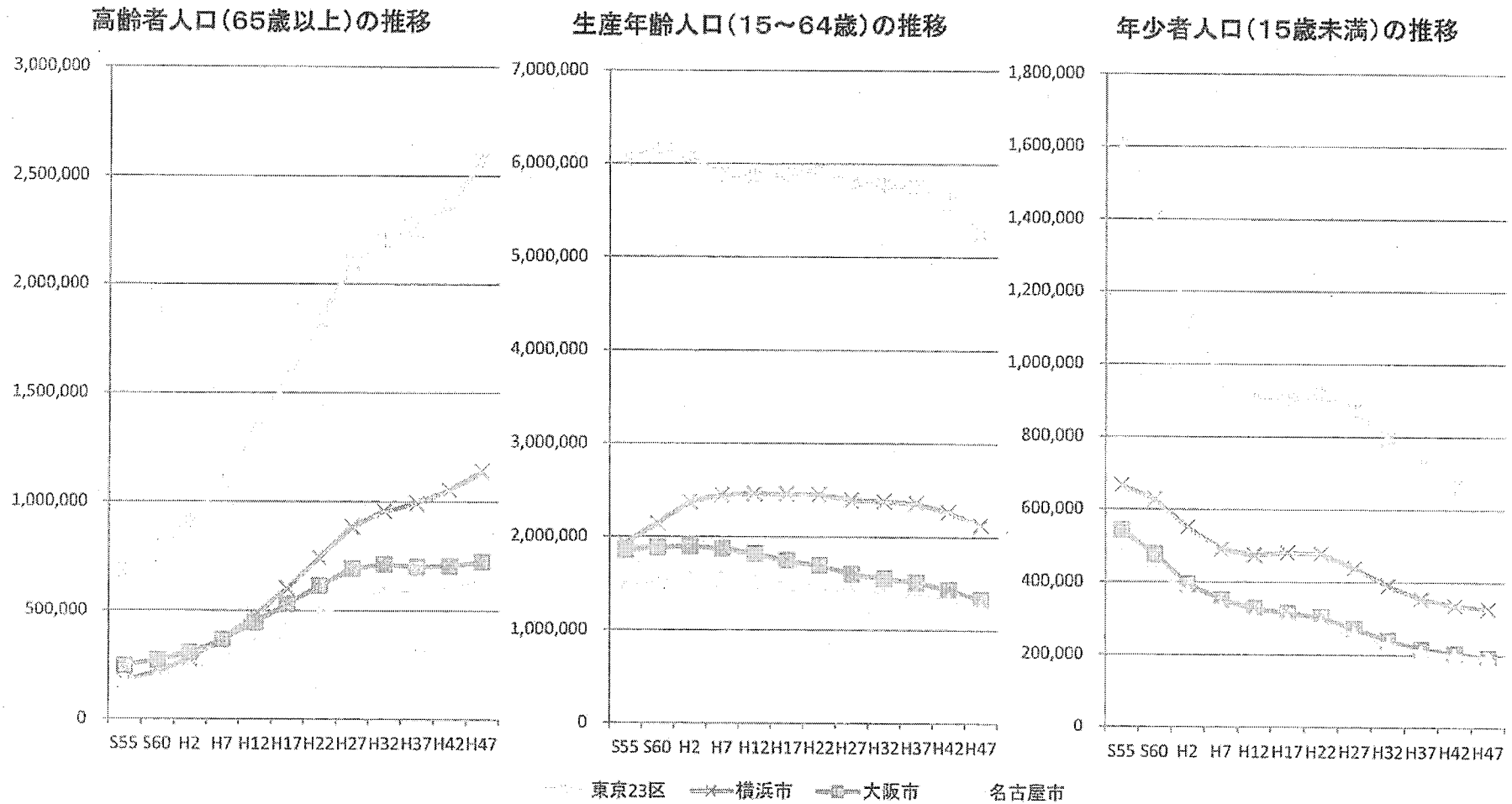
(※ 出生超過者数=出生数-死亡数)

東京圏：東京都，神奈川県，埼玉県，千葉県
 名古屋圏：愛知県，岐阜県，三重県
 大阪圏：大阪府，兵庫県，京都府，奈良県

(出典)「人口動態統計」(厚生労働省)58

三大都市圏の年齢区分別人口の推移①

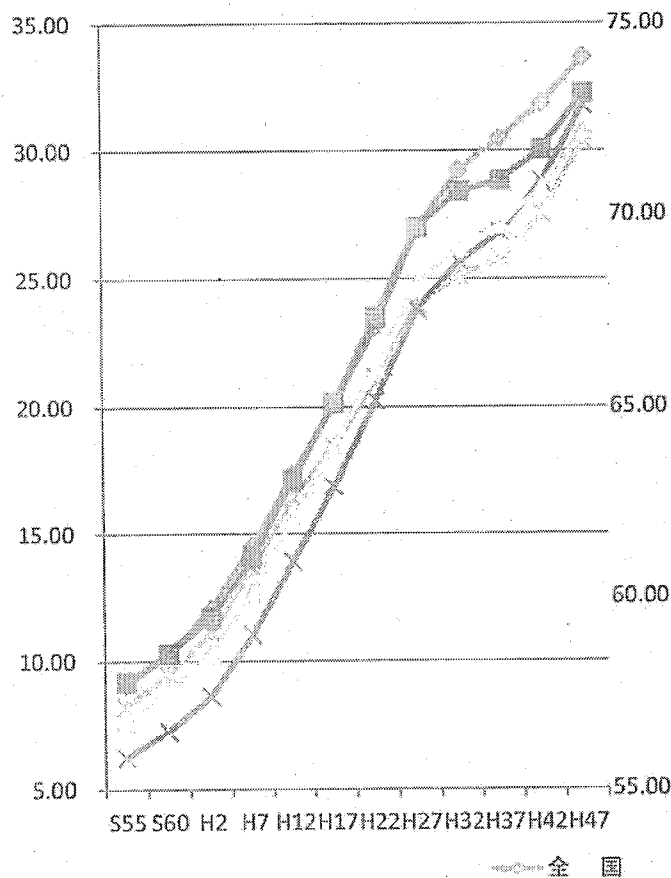
三大都市圏においても、年少者人口・生産年齢人口が減少する一方、高齢者人口は大幅に増加していくことが予想される。



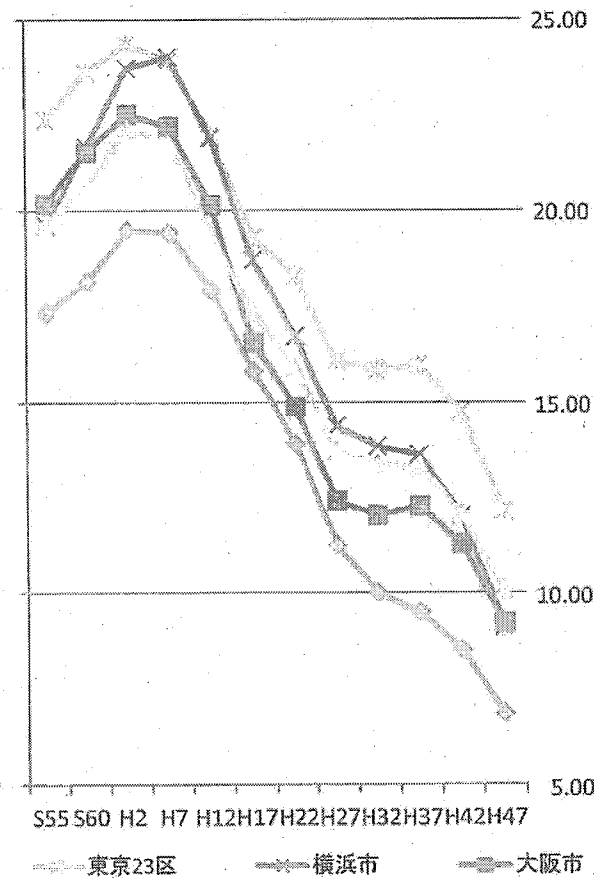
三大都市圏の年齢区分別人口の推移②

三大都市圏における生産年齢人口の占める割合は、他の地域からの流入等により、他の地域よりも緩やかに減少していくことが予想される。

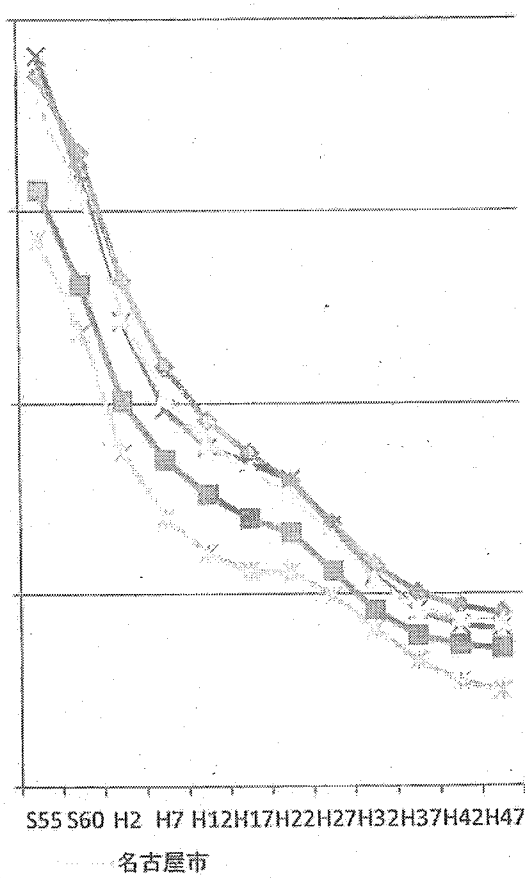
高齢者人口(65歳以上)の占める割合の推移



生産年齢人口(15~64歳)の占める割合の推移



年少者人口(15歳未満)の占める割合の推移



(出典)「国勢調査」(総務省統計局)・「日本の市区町村別将来推計人口」(平成20年12月推計 国立社会保障・人口問題研究所発表)30

三大都市圏における高齢者人口の急増

○三大都市圏における高齢者人口の伸び率は、その他の地域における高齢者人口の伸び率を大きく上回る。特に、75歳以上人口において顕著である。

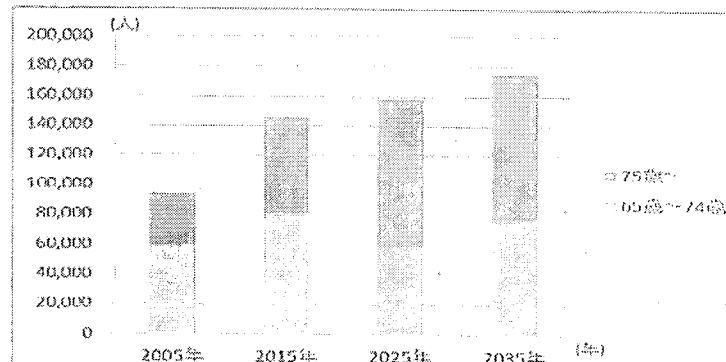
【愛知県名古屋市】(政令指定都市)



<2005年と2035年の高齢者人口伸び率比較>

・65歳以上: 1.5倍 ・75歳以上: 2.1倍

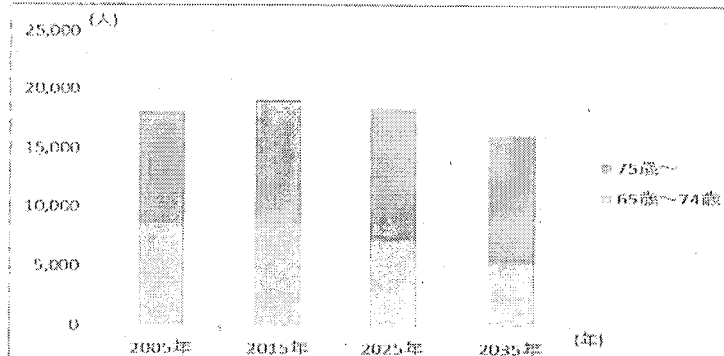
【千葉県船橋市】(中核市)



<2005年と2035年の高齢者数伸び率比較>

・65歳以上: 1.9倍 ・75歳以上: 2.9倍

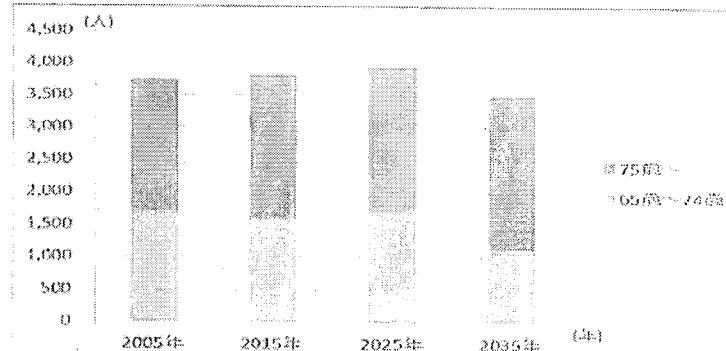
【中国地方A県B市】



<2005年と2035年の高齢者数伸び率比較>

・65歳以上: 0.9倍 ・75歳以上: 1.1倍

【中国地方C県D町】



<2005年と2035年の高齢者数伸び率比較>

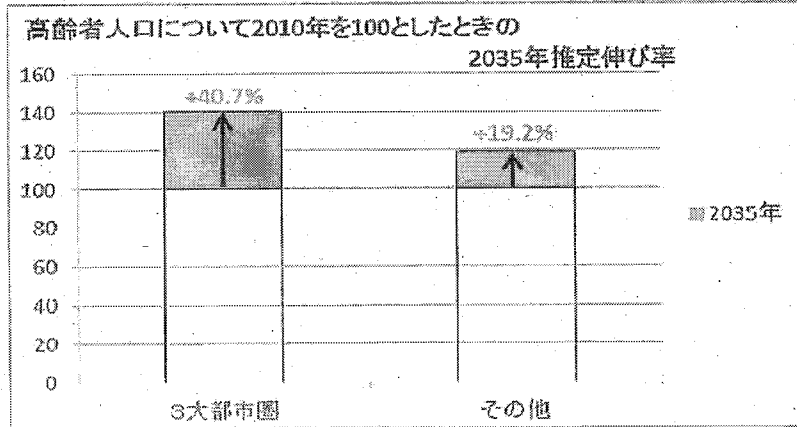
・65歳以上: 0.9倍 ・75歳以上: 1.2倍

※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」H20年12月推計より作成

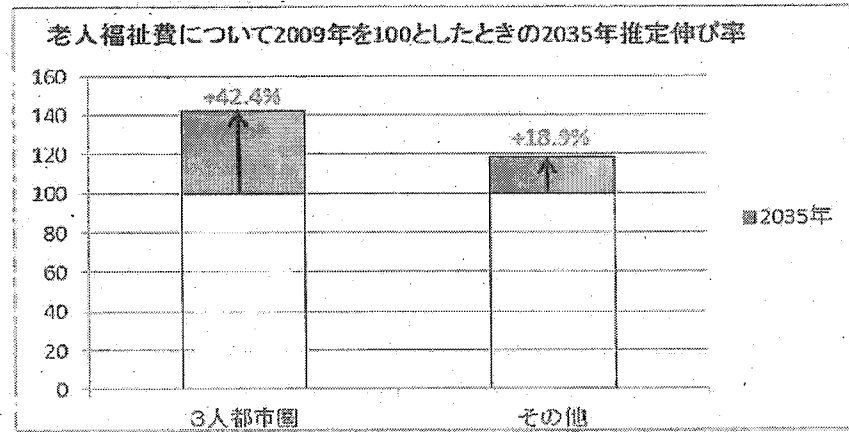
三大都市圏における高齢者人口の急増に伴う財政負担の急増

○ 三大都市圏における高齢者人口・老人福祉費の伸びと、
その他の地域における高齢者人口・老人福祉費の伸びを比較

【高齢者人口推計】

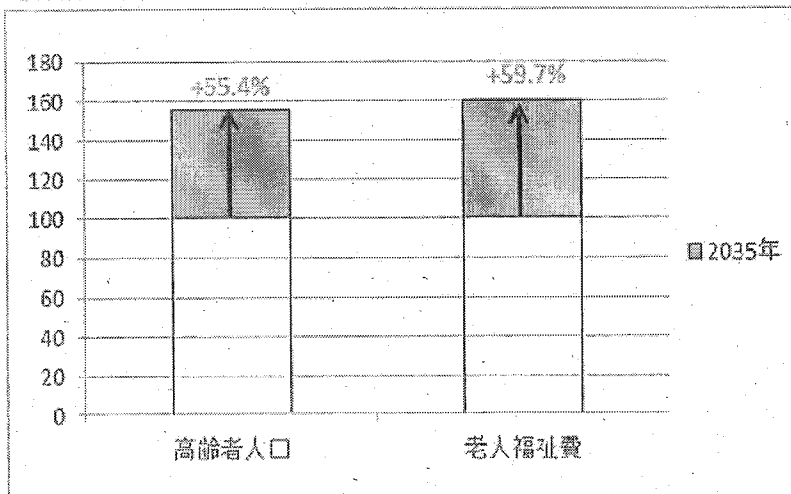


【老人福祉費推計】

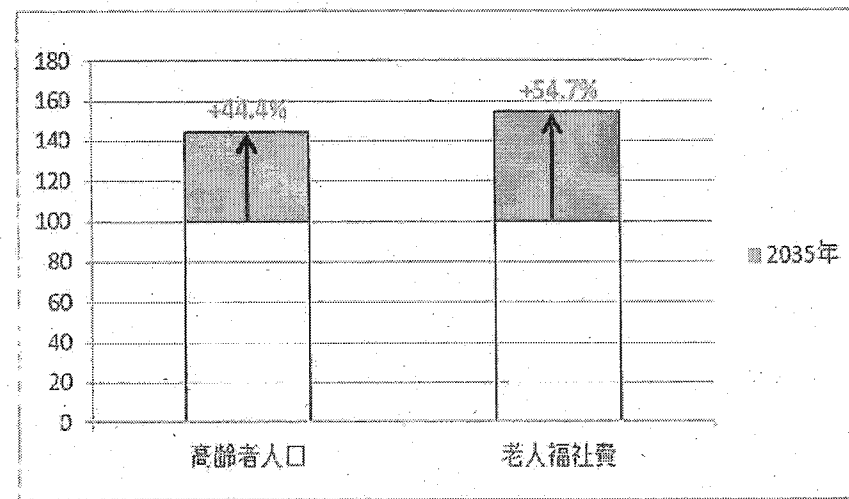


<具体例>

【神奈川県横浜市】(政令指定都市)



【大阪府茨木市】(特例市)



※ 高齢者人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」(H20年12月推計)より作成
※ 老人福祉費推計は、H22国調人口とH21老人福祉費より求められる相関式を用いて算出

市町村の性質別歳出とその構成（平成21年度）

○ 指定都市や中核市において、扶助費の負担増が顕著である。

区分	義務的経費	16年度との比較	人件費	16年度との比較	扶助費	16年度との比較	公債費	16年度との比較	普通建設事業費	16年度との比較	うち補助事業費	16年度との比較	うち単独事業費	16年度との比較	物件費	16年度との比較	貸付金	16年度との比較	その他	16年度との比較	歳出合計	16年度との比較
	政令指定都市	55,728	8,947	17,871	1,479	22,399	6,511	15,458	957	13,954	66	4,995	262	7,894	△ 396	10,818	1,585	11,556	2,915	25,375	6,559	117,431
中核市	30,482	4,175	11,062	366	12,087	3,292	7,334	519	8,346	△ 258	3,229	920	4,850	△ 1,116	6,975	538	1,893	△ 48	14,360	4,194	62,056	8,601
特例市	16,944	△ 189	6,872	△ 677	6,162	553	3,910	△ 65	4,631	△ 440	1,718	378	2,795	△ 760	4,501	290	1,469	335	9,269	2,072	36,814	2,068
都市	92,326	10,270	37,651	415	29,905	6,855	24,770	2,971	28,959	1,617	11,120	2,803	16,911	△ 968	25,488	2,525	4,088	△ 561	56,024	14,893	206,885	28,744
中都市	41,623	3,358	16,839	△ 133	14,964	2,987	9,820	504	11,920	707	4,388	1,161	7,204	△ 400	11,680	1,070	2,019	△ 482	23,147	5,872	90,389	10,545
小都市	50,703	6,912	20,812	548	14,941	3,897	14,950	2,466	17,039	910	6,733	1,643	9,706	△ 569	13,808	1,455	2,069	△ 190	32,877	9,022	116,496	18,199
町村	22,801	△ 15,701	10,454	△ 8,371	4,262	△ 1,538	8,085	△ 5,292	10,764	△ 7,630	4,249	△ 1,684	6,146	△ 5,303	7,717	△ 4,558	418	△ 237	18,564	△ 7,833	60,264	△ 36,008
町村(1万人以上)	15,840	△ 7,994	7,237	△ 4,823	3,385	△ 817	5,218	△ 2,254	6,626	△ 4,088	2,590	△ 505	3,801	△ 3,244	5,316	△ 2,525	280	△ 187	12,603	△ 3,752	40,665	△ 18,048
町村(1万人未満)	6,961	△ 7,707	3,217	△ 3,549	877	△ 721	2,867	△ 3,038	4,139	△ 3,541	1,659	△ 1,179	2,345	△ 2,058	2,401	△ 2,033	138	△ 190	5,960	△ 4,083	19,599	△ 17,166
合計	218,281	7,502	83,910	△ 7,388	74,815	15,702	59,557	△ 911	66,654	△ 6,645	25,312	2,681	38,596	△ 8,543	55,500	380	19,424	2,353	123,591	19,886	483,450	23,476
政令指定都市	47.5	△ 0.6	15.2	△ 1.6	19.1	2.8	13.2	△ 1.7	11.9	△ 2.4	4.3	△ 0.6	6.7	△ 1.8	9.2	△ 0.3	9.8	1.0	21.6	2.3	100.0	
中核市	49.1	△ 0.1	17.8	△ 2.2	19.5	3.0	11.8	△ 0.9	13.4	△ 2.6	5.2	0.9	7.8	△ 3.3	11.2	△ 0.8	3.1	△ 0.6	23.1	4.1	100.0	
特例市	46.0	△ 3.3	18.7	△ 3.1	16.7	0.6	10.6	△ 0.8	12.6	△ 2.0	4.7	0.8	7.6	△ 2.6	12.2	0.1	4.0	0.7	25.2	4.5	100.0	
都市	44.6	△ 1.4	18.2	△ 2.7	14.5	1.5	12.0	△ 0.3	14.0	△ 1.4	5.4	0.7	8.2	△ 1.9	12.3	△ 0.6	2.0	△ 0.6	27.1	4.0	100.0	
中都市	46.0	△ 1.9	18.6	△ 2.6	16.6	1.6	10.9	△ 0.8	13.2	△ 0.9	4.9	0.8	8.0	△ 1.6	12.9	△ 0.4	2.2	△ 0.9	25.6	4.0	100.0	
小都市	43.5	△ 1.0	17.9	△ 2.8	12.8	1.6	12.8	0.1	14.6	△ 1.8	5.8	0.6	8.3	△ 2.1	11.9	△ 0.7	1.8	△ 0.4	28.2	4.0	100.0	
町村	37.8	△ 2.2	17.3	△ 2.7	7.1	1.0	13.4	△ 0.5	17.9	△ 1.2	7.1	0.9	10.2	△ 1.7	12.8	0.1	0.7	△ 0.0	30.8	3.4	100.0	
町村(1万人以上)	39.0	△ 1.3	17.8	△ 2.7	8.3	1.2	12.8	0.2	16.3	△ 1.8	6.4	1.1	9.3	△ 2.6	13.1	△ 0.2	0.7	△ 0.1	31.0	3.4	100.0	
町村(1万人未満)	35.5	△ 4.1	16.4	△ 2.9	4.5	0.2	14.6	△ 1.3	21.1	0.4	8.5	0.8	12.0	0.1	12.3	0.3	0.7	0.1	30.4	3.3	100.0	
合計	45.2	△ 0.7	17.4	△ 2.5	15.5	2.6	12.3	△ 0.8	13.8	△ 2.1	5.2	0.3	8.0	△ 2.3	11.5	△ 0.5	4.0	0.3	25.6	3.0	100.0	

生活保護の被保護実人員（都市の区分別）

○ 指定都市や中核市において生活保護を受ける人の割合は全国平均より高い。

【平成23年9月分】

(単位:人、%)

	被保護実人員 (A)	被保護実人員 シェア	人口(22年国調) (B)	人口シェア	被保護実人員 の人口に占める 割合 (A)/(B)
指定都市(19団体)	676,397	32.7	26,417,912	20.6	2.6
中核市(41団体)	306,042	14.8	16,948,674	13.2	1.8
その他市町村	1,083,457	52.4	84,690,766	66.1	1.3
全 国	2,065,896	100.0	128,057,352	100.0	1.6

【平成18年9月分】

(単位:人、%)

	被保護実人員 (A)	被保護実人員 シェア	人口(17年国調) (B)	人口シェア	被保護実人員 の人口に占める 割合 (A)/(B)
指定都市(15団体)	458,570	30.3	22,838,357	17.9	2.0
中核市(36団体)	209,712	13.9	16,097,062	12.6	1.3
その他市町村	842,949	55.8	88,832,575	69.5	0.9
全 国	1,511,231	100.0	127,767,994	100.0	1.2

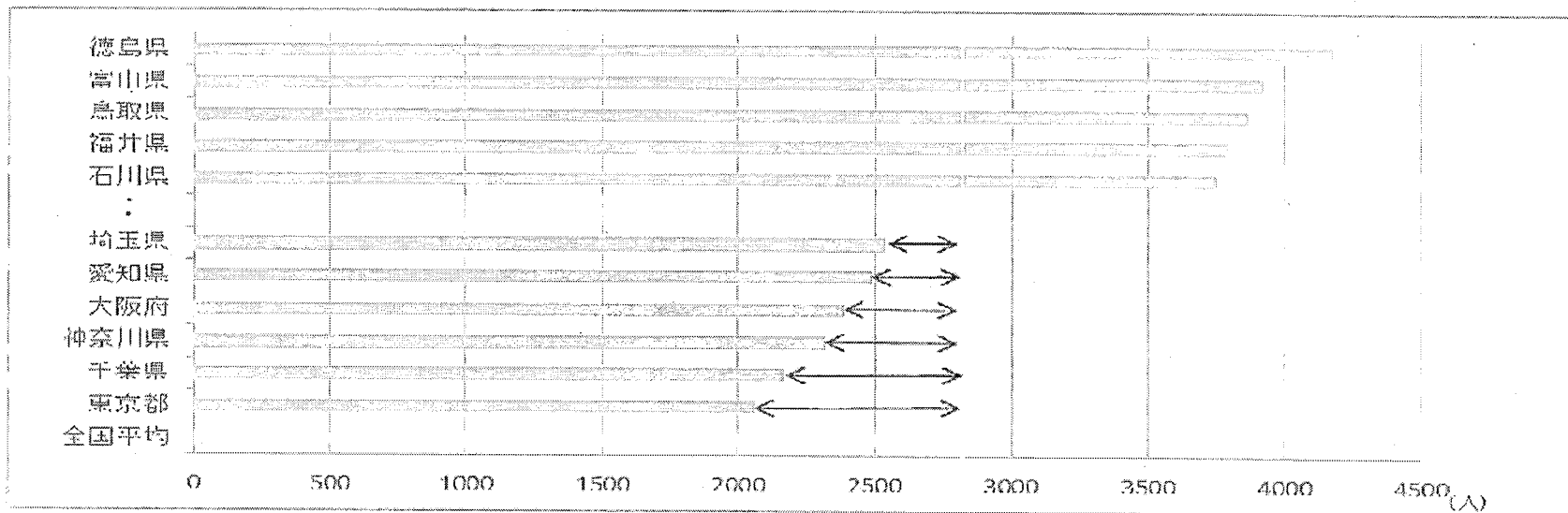
(出典)総務省『平成17年国勢調査』『平成22年国勢調査』、厚生労働省『福祉行政報告例』

大都市部における介護保険施設の整備状況

- 65歳以上人口10万人に対する介護保険施設(※)の定員(都道府県別)では、大都市部において、全国平均よりも著しく少ない現状

※ 介護保険施設:介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

【65歳以上人口10万人に対する介護保険施設の定員(都道府県別)】



※ 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査結果の概況」(2009年)より作成

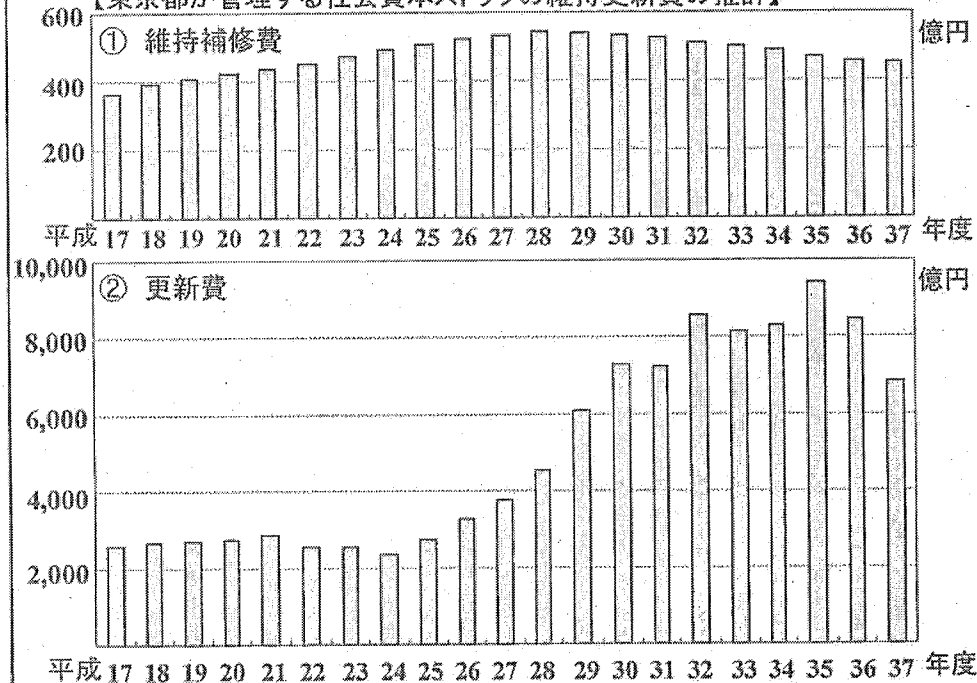
→ 今後、大都市部において、高齢者人口の急増に伴い、介護保険施設の早急な整備が必要となる

老朽化した公共施設の更新に伴う財政負担の急増

○大都市部においては、人口急増期(昭和30~40年代など)に集中的に整備した公共施設が一斉に更新時期を迎えるため、老朽化した公共施設の更新に伴う財政負担が急増する

- 東京都が管理する社会資本全体の維持補修費及び更新費の推計結果をみると、平成20年代後半以降、財政負担が急増する見込みとなっている

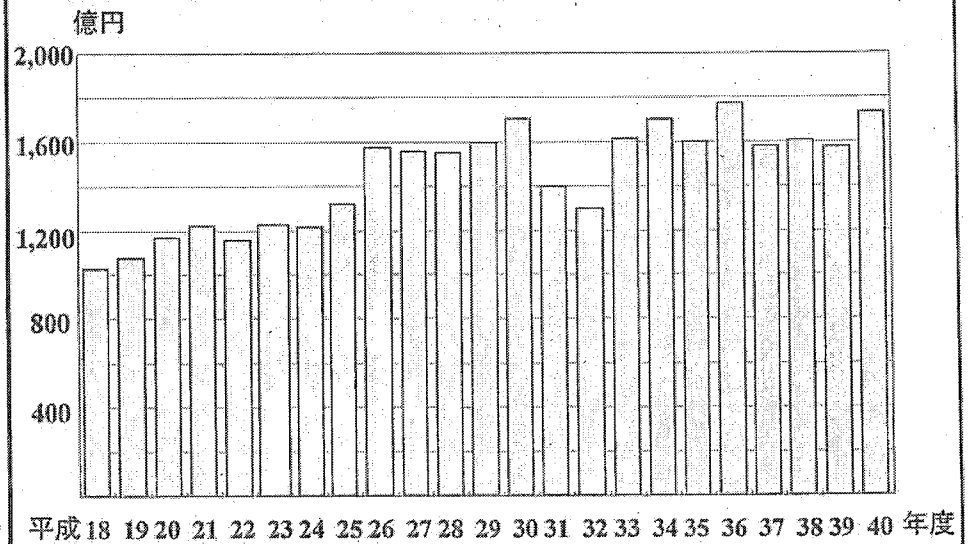
【東京都が管理する社会資本ストックの維持更新費の推計】



※ 東京都が管理する社会資本ストック(道路、橋りょうなど一般会計が所管するもののみ)の維持補修費と更新費について推計
 ※ 推計は、「東京都が管理する社会資本の維持更新需要額の将来推計(平成10年7月)」(東京都)の考え方をベースに行った
 (出典) 最近の都財政に関する研究会「人口減少社会における都財政運営のあり方」(平成17年11月)

- 横浜市が管理する公共施設の保全費の推計結果をみると、今後、財政負担は着実に増加する見込みとなっている

【横浜市が管理する公共施設の保全費の推計】



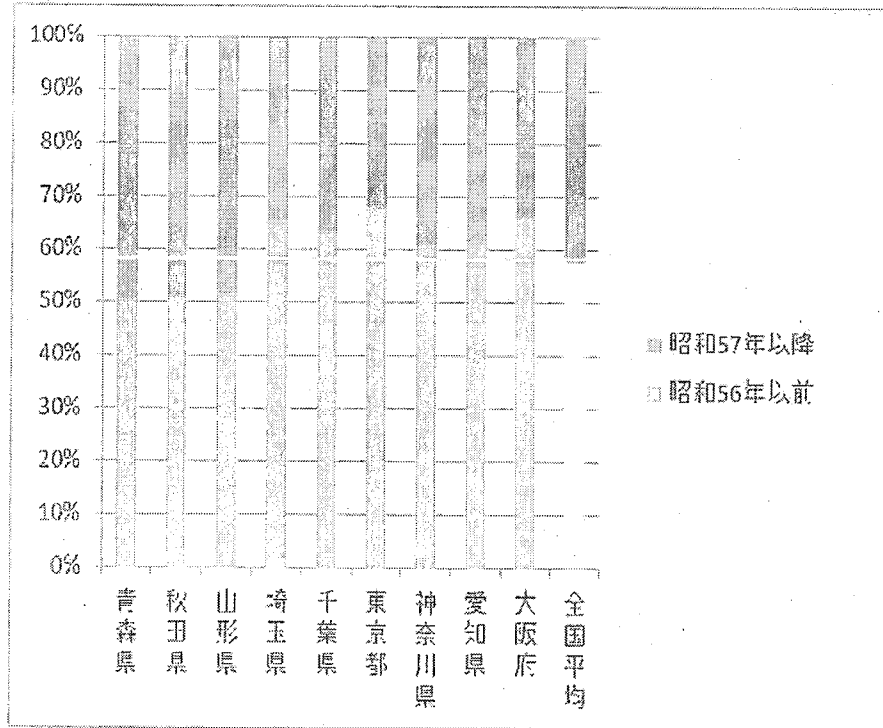
※ 横浜市が管理する公共施設(企業会計を含む)の保全費(点検、修繕、改修、更新に要する費用)について推計
 (出典) 横浜市「横浜市公共施設の保全・利活用基本方針(平成21年3月)」

公立学校施設の整備時期及び耐震改修の状況

○大都市部の公立学校施設(※)は、昭和56年以前に建設されたものの割合が高い。

※ 公立学校施設：公立の小中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園

【公立学校施設の整備時期(都道府県別)】

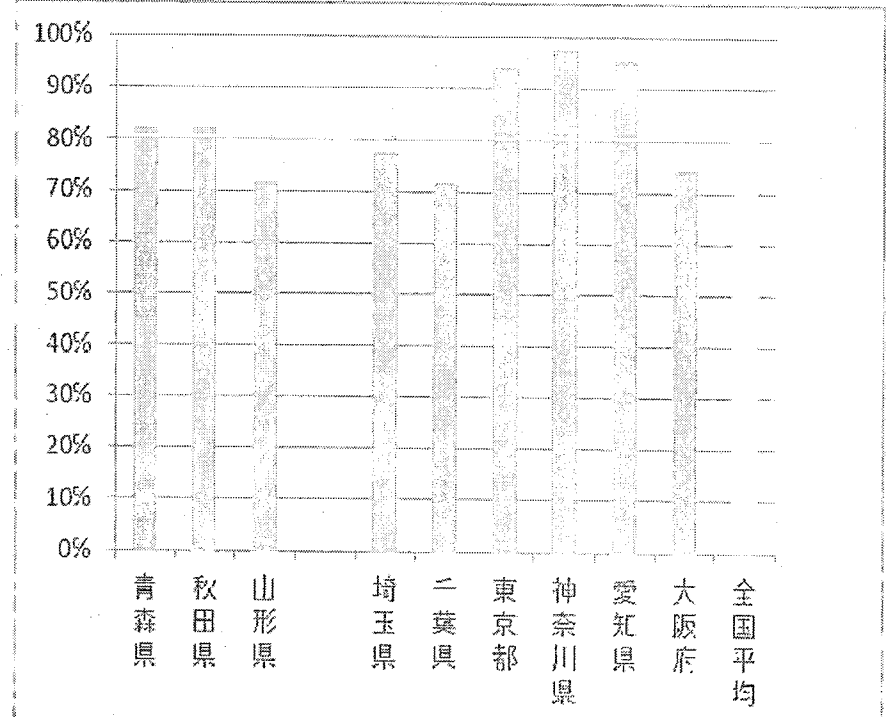


(注) 昭和56年制定の新耐震基準適合の建物は、一般的に耐震性があるとみなされる

※ 文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査」(2011年)より作成

○大都市部においても、公立小中学校の耐震化が全国平均に比べ遅れているところがある。

【公立小中学校の耐震化率(都道府県別)】



(注) 耐震化とは、昭和57年以降の建物及び、昭和56年以前の建物のうち、耐震性があることが判明している建物(改修済みを含む)をいう。

東京都・指定都市の都（市）内総生産の推移について

平成9年度から19年度の推移を見ると、東京都、千葉市、横浜市の伸びが高い一方で、札幌市、仙台市、大阪市、北九州市の伸びが低い。

(単位:百万円)

	平成9年度		平成14年度		平成19年度		対平成9年度比
	都(市)内総生産	全国シェア	都(市)内総生産	全国シェア	都(市)内総生産	全国シェア	
東京都	85,481,189	16.88%	92,574,587	17.67%	100,366,495	17.51%	+17.4%
札幌市	6,681,658	1.32%	6,892,832	1.32%	6,683,846	1.17%	+0.0%
仙台市	4,355,018	0.86%	4,418,709	0.84%	4,452,583	0.78%	+2.2%
千葉市	3,334,377	0.66%	3,424,547	0.65%	3,753,425	0.65%	+12.6%
横浜市	12,396,898	2.45%	12,780,221	2.44%	13,943,944	2.43%	+12.5%
川崎市	4,938,429	0.98%	4,805,248	0.92%	5,372,663	0.94%	+8.8%
名古屋市	14,044,131	2.77%	13,647,793	2.61%	15,365,280	2.68%	+9.4%
京都市	5,958,085	1.18%	6,062,300	1.16%	6,540,284	1.14%	+9.8%
大阪市	22,403,132	4.43%	21,937,106	4.19%	22,134,712	3.86%	-1.2%
神戸市	6,322,902	1.25%	6,103,063	1.16%	6,704,114	1.17%	+6.0%
広島市	5,032,321	0.99%	5,043,126	0.96%	5,498,839	0.96%	+9.3%
北九州市	3,807,121	0.75%	3,610,637	0.69%	3,851,797	0.67%	+1.2%
福岡市	6,594,827	1.30%	6,828,445	1.30%	7,239,470	1.26%	+9.8%
全国計	506,269,273		523,875,061		573,202,338		+13.2%

※指定都市については、平成9年度以降データがある市のみ。
都(市)内総生産については、生産側の連鎖方式による実質値、平成12暦年連鎖価格となっている。

(資料)内閣府「県民経済計算」(各年度)より作成

東京都・指定都市の都（市）内総生産の推移について（主な分野別）

平成9年度から19年度の推移を見ると、

- 建設業総生産は東京都、全指定都市で減少している。一方、製造業、金融・保険業総生産は増加した団体、減少した団体でほぼ半数に分かれる。
- 金融・保険業、サービス業総生産の東京都の増加が指定都市に比べ顕著である。
- 不動産業総生産は大阪市で唯一減少している。

（単位：百万円）

	製造業			建設業			卸売・小売業			金融・保険業			不動産業			サービス業		
	平成9年度	平成19年度	伸び率	平成9年度	平成19年度	伸び率	平成9年度	平成19年度	伸び率	平成9年度	平成19年度	伸び率	平成9年度	平成19年度	伸び率	平成9年度	平成19年度	伸び率
東京都	10,885,648	10,922,950	0.3%	5,340,829	4,209,096	-21.2%	19,249,074	18,890,151	-1.9%	10,706,368	13,583,061	26.9%	9,976,125	11,903,062	19.3%	20,822,273	31,504,336	51.3%
札幌市	339,836	276,858	-18.5%	640,079	402,756	-37.1%	1,468,839	1,243,661	-15.3%	477,584	450,490	-5.7%	935,143	1,030,353	10.2%	1,712,635	2,107,915	23.1%
仙台市	351,209	264,032	-24.8%	374,496	246,291	-34.2%	1,068,621	699,926	-34.5%	244,687	256,737	4.9%	560,847	620,067	10.6%	922,421	1,225,069	32.8%
千葉市	395,709	437,979	10.7%	294,179	204,003	-30.7%	560,233	545,996	-2.5%	161,628	178,506	10.4%	421,777	459,412	8.9%	873,083	1,035,255	18.6%
横浜市	2,101,581	1,695,590	-19.3%	930,121	751,059	-19.3%	1,600,023	1,703,907	6.5%	658,250	646,768	-1.7%	2,094,610	2,563,958	22.4%	2,749,229	3,787,259	37.8%
川崎市	1,622,566	1,364,534	-15.9%	330,736	242,808	-26.6%	442,522	662,098	49.6%	210,924	179,381	-15.0%	733,122	967,210	31.9%	788,636	1,057,559	34.1%
名古屋市	1,781,264	1,853,398	4.0%	745,918	601,224	-19.4%	4,404,932	4,285,351	-2.7%	661,234	636,000	-3.8%	1,102,700	1,259,994	14.3%	3,544,674	4,828,667	36.2%
京都市	1,067,976	1,338,655	25.3%	351,208	235,670	-32.9%	1,146,725	956,257	-16.6%	440,207	428,504	-2.7%	845,655	972,379	15.0%	1,221,992	1,552,680	27.1%
大阪市	3,013,358	2,289,637	-24.0%	716,876	558,133	-22.1%	7,347,989	6,513,684	-11.4%	1,383,836	1,414,744	2.2%	1,971,529	1,814,838	-7.9%	5,173,775	6,467,981	25.0%
神戸市	1,144,309	1,390,755	21.5%	657,216	250,258	-61.9%	1,087,192	929,411	-14.5%	420,338	436,742	3.9%	751,275	811,408	8.0%	1,179,381	1,573,659	33.4%
広島市	576,303	744,683	29.2%	350,098	196,693	-43.8%	1,321,177	1,263,738	-4.3%	327,593	373,209	13.9%	515,143	615,987	19.6%	1,136,373	1,492,682	31.4%
北九州市	953,460	799,946	-16.1%	286,008	197,665	-30.9%	458,894	389,358	-15.2%	261,361	205,408	-21.4%	315,627	388,165	23.0%	772,719	979,019	26.7%
福岡市	310,929	359,073	15.5%	339,066	281,141	-17.1%	2,304,091	2,000,210	-13.2%	406,921	398,590	-2.0%	661,790	796,468	20.4%	1,660,380	2,227,427	34.2%
全国計	109,176,720	139,563,949	27.8%	39,723,900	26,298,906	-33.8%	77,480,558	69,562,404	-10.2%	32,262,848	35,328,625	9.5%	60,113,547	69,825,353	16.2%	98,263,044	131,435,668	33.8%

※指定都市については、平成9年度以降データがある市のみ。

なお、名古屋市の平成19年度における建設業の数値は、平成18年度以降不明のため、平成17年度の数値を記載した。

都（市）内総生産については、生産側の連鎖方式による実質値、平成12暦年連鎖価格となっている。

（資料）内閣府「県民経済計算」（各年度）より作成

第 2 回 指定都市 7 市による大都市制度共同研究会

次 第

日時：平成 24 年 1 月 18 日（水）

午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

場所：指定都市市長会事務局会議室

1 開会

2 議事

(1) 研究会の日程及び研究項目

(2) 中間報告イメージ・検討項目・イメージ・結論・討議資料

(3) その他

3 閉会

研究会の日程及び研究項目（改訂版）

1 検討の前提

指定都市市長会が創設を提案する、あるべき大都市制度の選択肢としての「特別自治市」構想に基づき、具体的な内容の検討を行うことを目的とする。

2 検討の視点

- (1) 特別自治市創設のメリット
- (2) 各市の実情を踏まえた都市内分権のあり方
- (3) 大都市制度における広域連携のあり方
- (4) 今後の広域自治体と基礎自治体のあり方
- (5) その他

3 日程・研究項目

(1) 平成23年度

第1回 / 設置（平成23年10月31日）

主な論点：当面の研究項目及び研究スケジュール

第2回（平成24年1月18日）

主な論点：

大都市圏に位置する大都市の規模、能力と特別自治市創設のメリットについて

- ・ 大都市が担う役割（事務権限等）
- ・ 大都市のメリット（規模によるもの、一体性によるもの）
- ・ 「基礎自治体適正規模論」の検証
- ・ 広域自治体との役割分担（広域自治体の規模・機能の整理） など

第3回（平成24年2月～3月）

主な論点：

特別自治市における都市内分権のあり方について

- ・ 行政区制、法人区制（特別区制）の検証
- ・ 行政区制度における区役割
- ・ 行政区制度における住民自治の充実・仕組みの構築 など

平成24年3月下旬 中間報告発表（7市同時発表）

(2) 平成 24 年度 (秋ごろまでに 4 回程度開催)

主な論点

特別自治市創設時の税財政制度のあり方について

特別自治市が担う水平連携のあり方について

大都市制度創設後の広域自治体・基礎自治体のあり方について

その他特別自治市の制度設計について など

平成 24 年 11 月下旬 最終報告 (各市長出席予定)

中間報告イメージ・検討項目・検討イメージ・討議資料一覧

中間報告イメージ	検討項目	検討イメージ
<p>1 研究会設置の趣旨・検討経過</p> <p>2 特別自治市の概要 現状・課題認識 特別自治市の概要</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 特別自治市の概要については、指定都市市長会で公表している内容をもとに記載する。 </div>
<p>3 特別自治市創設のメリット 大都市が担うべき役割 大都市の効率性</p> <p>二重行政の解消</p> <p>広域自治体の役割</p>	<p>【第2回研究会で検討】</p> <p>大都市が担うべき役割 大都市の規模と効率性</p> <p>二重行政についての考 え方の整理</p> <p>広域自治体の役割 大都市と広域自治体と の役割分担</p>	<p>基礎自治体の役割や住民自治・団体自治、それぞれのあり方を明確にした上で、あるべき都市の規模能力を示す。</p> <p>それぞれの地域の特性を踏まえながら、自主的・自立的に住民の福祉の増進、住民自治の充実を図る。その役割を十分果たすために適正な規模能力が必要</p> <p>大都市圏における指定都市の役割・行政需要に応えるためには、単なる人口の多寡を基準とした議論ではなく、それぞれの基礎自治体が人口規模も含む地域特性に応じ、事務権限・財源を有することができる仕組みを講じることが重要</p> <p>大都市はそのスケールメリット等を活かして効率的・効果的な行政運営を行うことができる。</p> <p>狭義と広義、そのいずれも「二重行政」として捉える。</p> <p>二重行政の解消には包括的・一元的な事務権限の移譲が必要</p> <p>特別自治市の創設により、二重行政の解消が可能</p> <p>広域自治体を取り巻く状況、課題等を踏まえ、その役割を検討する。</p> <p>広域自治体の役割は、広域行政・調整と小規模自治体の補完をメインとすべき。</p>
<p>4 特別自治市における区のあり方</p> <p>5 最終報告に向け検討すべき課題</p>	<p>【第3回研究会で検討】</p> <p>特別自治市における区のあり方 行政区制度における区の役割 行政区制度における住民自治の充実・仕組みの構築</p>	

第 1 回 8 市連携市長会議

議事次第

日時：平成 23 年 12 月 26 日（月）
10：00～11：10
会場：横浜情報文化センター情文ホール

1 開会

2 議事

(1) 8 市連携市長会議による取組について

3 意見交換

4 閉会

<配付資料>

資料 1 8 市連携市長会議名簿

資料 2 8 市連携市長会議による取組について（案）

資料 3 意見交換テーマ

参考資料 8 市の地図、8 市の人口及び面積

8 市連携市長会議名簿

横浜市長 林 文 子

川崎市市長 阿 部 孝 夫

横須賀市長 吉 田 雄 人

鎌倉市長 松 尾 崇

藤沢市長 海老根 靖 典

逗子市長 平 井 竜 一

大和市長 大 木 哲

町田市市長 石 阪 丈 一

8市連携市長会議による取組について（案）

1. 水平的・対等な連携が必要な背景、趣旨

- 横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市及び町田市の8市は、人口約680万人が居住する巨大な圏域であり、居住、就労、教育、余暇活動などの市民生活の範囲は、市域を越え密接につながっています。
- そのような中、大都市部に共通する少子高齢化・生産年齢人口の減少による社会保障費増加や税収減少、公共施設の更新などの課題に加え、環境問題、観光振興、広域交通ネットワークの形成、東日本大震災を踏まえた防災対策など、市域を越えた課題が顕在化しています。
- 一方、国においては、基礎自治体の自主性、自立性を高める地域主権改革による基礎自治体への権限移譲等が進められており、移譲された権限に基づき、効果的・効率的に事務を実施するためには、今後、お互いの都市が協力して事務を処理するなど、基礎自治体が連携して取組むことも求められます。
- 広範で複雑な課題を解決し、各市の市民サービスを維持・向上していくためには、これまで積み重ねてきた各市の自治の歴史や自主性を尊重しつつ、それぞれの基礎自治体もつ行財政運営に係るノウハウを、圏域全体の発展のため共有することが必要です。

2. 8市連携市長会議

(1) 会議の目的

地域の課題を的確に把握し、迅速かつ柔軟に対応できる基礎自治体である8市間において、水平的・対等な連携を構築し、広域的な課題解決を進めることで、圏域全体の更なる発展を目指します。

(2) 会議の概要

- 8市間による水平的・対等な連携に関する協議の場として、横浜市長（座長）、川崎市長、横須賀市長、鎌倉市長、藤沢市長、逗子市長、大和市長、町田市長で構成する8市連携市長会議を開催します。
- 8市連携市長会議の結果を踏まえ、8市の担当部署において、具体的な連携項目、進め方等の協議を進めます。

3. 想定される連携内容の例

○ 環境問題に関すること

環境問題については、市民生活や経済活動へ与える影響が深刻になっていることから、国だけでなく地方も喫緊の対策が求められており、また、1つの都市だけでなく、広域的な問題として捉え、圏域で対応することも有効であることから、今後、8市で連携した環境問題対策の取組

○ 観光振興に関すること

観光は、消費拡大、産業振興や雇用拡大により、地域経済への波及効果を及ぼすことから、各市は重点的に観光振興に向けた取組を進めていますが、今後、8市が持つ多様な観光資源を有機的に結び付け、相乗効果を上げていくことも必要であることから、既に都市間連携として実施している「近隣都市観光事業連絡会議（川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、横浜市）」や、広域的な地域交流や連携強化のための広域道路ネットワークの形成を引き続き推進するなど、競争力のある観光圏域に向けた取組

○ 地域主権の進展に伴い、各市が協力する事務処理に関すること

政府は「地域主権戦略大綱」に基づき、「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本」としたうえで、市町村への権限移譲を進めており、権限移譲される事務を効果的・効率的に実施するためには、複数の市が共同で対応することも有効であると考えられることから、協力して事務を処理する仕組みの研究

意見交換
テ ー マ

羽田空港の国際化に伴うグローバル化に目を向けた取組の検討

1 趣旨

羽田空港の国際化に伴い、海外から神奈川県及び東京都へのアクセスがより便利なものとなって来た。

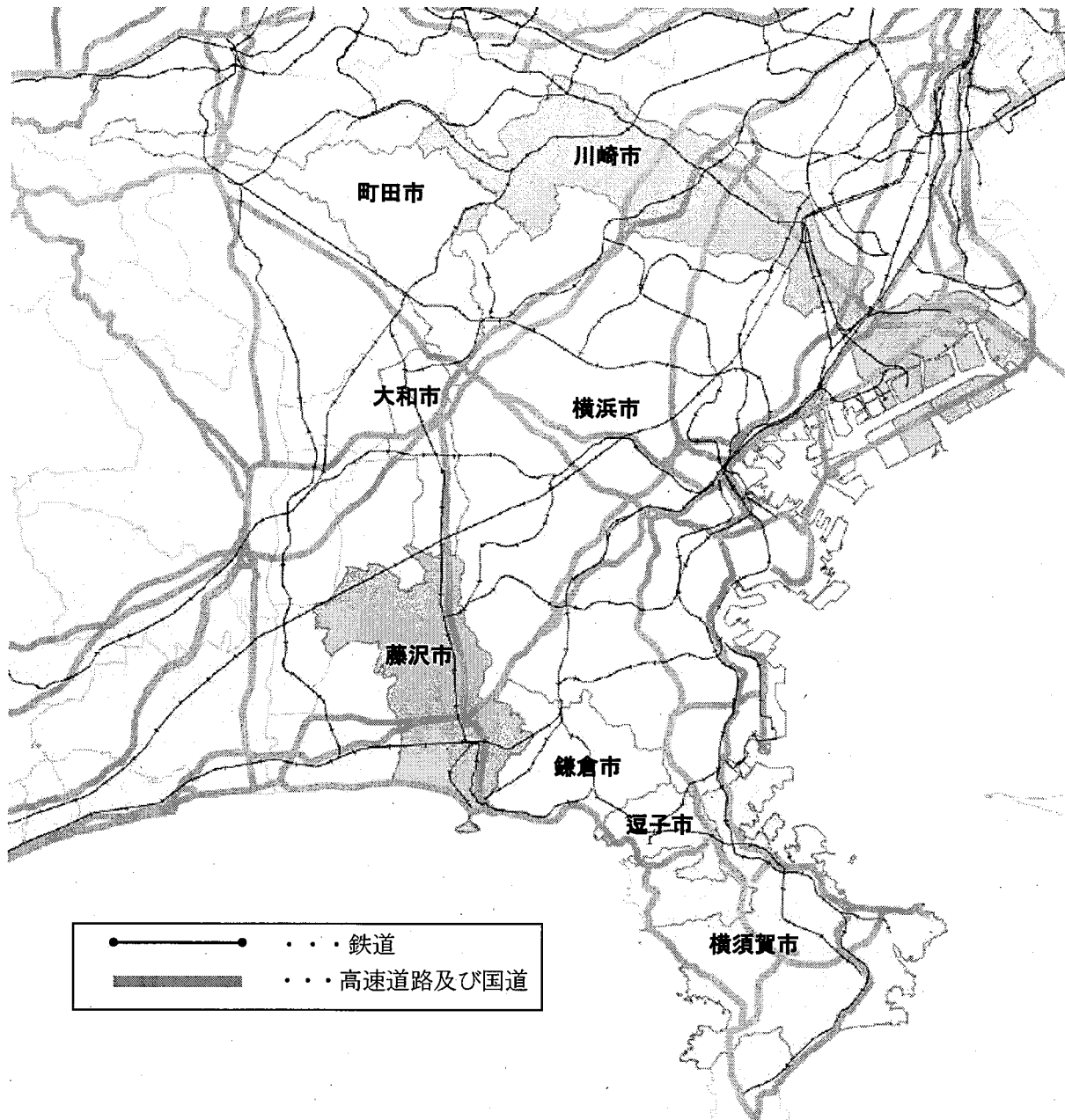
そうした新たな環境の中で、物流や人的交流による産業技術、芸術文化の発展や、観光客誘致などの面で、より大きな成果が期待できる状況となっている今、外国との交流体制づくりを近隣自治体と協働による施策として取り組んでみてはどうか。

例えば、本市では、観光や海外映画・ドラマの撮影地などで、自然環境を生かした活用が考えられるが、各市がそれぞれの特色を生かし、一体となった受け入れ体制を整備することも考えられるのではないか。

2 各都市から意見をいただく内容

- ① 市内企業の海外との取引・海外への進出にあたって、各市で実施している特徴的な支援策
 - ② 海外からの観光客や、海外からの映画・テレビの撮影地の誘致に向けた各市の取組内容
 - ③ 各市の取組をより効果的にする、都市間連携での企業支援や海外からの観光客・撮影地の誘致を実施するためにはどのような環境整備が考えられるか。
- ①～③の各内容について、いくつかの市から取組内容や御意見を伺いたい。

■ 8市の地図



■ 8市の人口及び面積

項目	横浜市	川崎市	横須賀市	鎌倉市
人口	3,688,773人	1,425,512人	418,325人	174,314人
面積	437.38km ²	142.70km ²	100.70km ²	39.60km ²

項目	藤沢市	逗子市	大和市	町田市
人口	409,657人	58,302人	228,186人	426,987人
面積	69.51km ²	17.34km ²	27.06km ²	71.63km ²

※人口は「平成22年国勢調査」、面積は「全国都道府県市区町村別面積調(2010年)」から引用